

# 婦人問題懇話会会報

## 特集 沖縄の婦人問題

No. 16

沖縄の婦人の人権は  
ふみにじられていきた題  
沖縄の売春問題  
離島の売春  
沖縄における社会福祉  
沖縄の労働事情  
戦後女性史における主婦  
の評価についての一考察  
女性べつ視の根源を求めて  
女性史に求めるもの

1972

## 婦人問題懇話会趣意書

戦後二十年を経て、日本婦人の地位も昔にくらべては向上したものとの、根本的には未解決の問題が多く、それらはみな今後、私たち婦人自身の手で解決されていかなければなりません。たとえば憲法に、民法に、労働基準法に、それぞれ男女の人としての平等の権利が規定されていても、現実の社会では、事实上、あるいは多くの職業や地位が女子に対してもざされており、あるいは追い出し離婚があやしまれず、あるいは同一労働差別賃金が当然のことのようにおこなわれており、低賃金、長時間の労働とそれが婦人や子供の心身、家庭生活に与える影響、そのさけがたい結果である充春制度の問題、社会保障制度の不備と生活難の問題など、すべて戦前からもちこしの問題が深刻な姿をそのまま伝えて、解決の見とおしはついていません。にもかかわらず、民主主義と平和、人権擁護の現行憲法はその存在を危くされようとしています。

私たちはさしあたって、同志相より、そういう勉強の機会をつくりたいと思いたしました。

戦後、まじめな学術的研究と、実践的経験とをつんだ婦人が多くの方面に進出してきましたが、そういう人々と婦人大衆との結びつきは十分でなく、ともすれば一方は象牙の塔にかくれ、他方はそういう専門家の知識、経験を活用し、その助言を得る機会をえられずにおります。私たち少數の有志は、及ばずながらいかでもこのすきまをうめて、私たちの生活、私たちの地位全体を左右する政治や社会制度の現実にもとづき、正確な知識をえて、ものごとを判断する基礎をつくり、婦人の政治、社会意識を高める上に役だしたいと思います。

そこでそういう婦人同志の間に連絡をとり、協力しやすいように、婦人問題懇話会をつくることを思いました。そのことは、

一、婦人の地位の向上と社会の進歩に役だつような調査、研究をすること。

二、志を同じうする婦人同士の間に連絡をとり、知識を交換する機会をつくること。

三、研究発表のために、報告会、座談会、講演会を開くこと、報告書の出版など

四、この会の目的が右のようなものであり、また会員が多方面にわたり、身分職業などの関係もあるので、政治活動は個人の自由にまかせ、直接の行動目標のこと。

そこにおかされること。

## 婦人問題懇話会規約

第一条 本会は婦人の地位の向上を図るために必要な調査研究をすることを目的とする。

第二条 本会は婦人問題懇話会と称し、事務所を東京都に置く。

第三条 本会は左の事業を行う。

一、各種婦人問題につき調査研究をすること

二、志を同じうする者と連絡して知識を交換する機会を作ること

三、研究報告会、座談会、講演会の開催、研究報告書の出版等

四、その他本会の目的を達成するために必要な事業

第五条 本会の宗旨に賛同し、調査研究に参加する者は会員となることができる

会員は任意に退会することができる。止むを得ない事由があるときは、総会の出席会員全員の決議により退会させることができる。

第六条 本会に総会及び幹事会を置く。

第七条 総会は毎年一回定期時に開く。

総会は左の事項を決議する。

一、事業計画及び事業報告

二、予算及び決算

三、役員の選出

四、その他の

総会の成立は会員の過半数により、その議決は出席会員の過半数によるただし委任状をもつて出席及び賛成に代えることができる。

本会には役員として幹事若干名を置く。

幹事は総会において選出する他、各分科会において選出された代表者をもつてこれに充て、任期は各一年とする。幹事は幹事会を構成し、会務を処理する。

例会は三ヶ月一回定期時に開く。

例会においては全会員が出席し、各分科会の研究成果を発表し、爾後の研究方針について討議する。

分科会は必要に応じて設立する。会員はいずれかの分科会に加入して調査研究に従事する。

会員は会費月額二百円を納める。但し地方在住のため直接会の活動に

参加できないものは地方会員として、会費は百円とし、学生は学生会員とし会費は百円とする。

第十二条 この規約を改定するには会員の半数以上出席する総会において、三分の二以上の者の賛成がなければならない。

## 第十二条

この規約を改定するには会員の半数以上出席する総会において、三分の二以上の者の賛成がなければならない。

# 婦人問題懇話会会報

No. 16

## もくじ

### 特集 沖縄の婦人問題

沖縄の婦人の人権はふみにじられてきた ..... 田中 寿美子 (2)

沖縄の売春問題 ..... 菅谷 直子 (7)

沖縄・離島の売春 ..... 水野 四季子 (14)

沖縄における社会福祉 ..... 金子 みつ (20)

沖縄の労働事情 ..... 山下 正子 (27)

戦後女性史における

主婦の評価についての一考察 ..... 吉田 美津子 (36)

**女性史に求める** 女性べつ視の根源を求めて ..... 田中 寿美子 (42)

女性史に何を求める ..... 西村 純子 (52)

女性史研究に求めるもの ..... 加藤 富子 (58)

戦後女性史に想うこと ..... 五味 郁子 (62)

女性史探求の覚え書き ..... 原田 清子 (67)

書評・山川菊栄著「女二代の記」 ..... 駒野 陽子 (35)

新刊紹介・「現代家庭科研究序説」 ..... 水野 作子 (51)

紹介・「女の思想」 ..... T · I (70)

蓮見さんのことを考える女性の会「アッピール」 ..... (71)

# 沖縄の婦人の人権は

## ふみにじられてきた

田 中 寿 美 子

(参議院議員)

婦人だけではない。沖縄県民全体が長い間人権を蹂りんされてきたのである。沖縄が一九五二年、平和条約でアメリカの施政権のもとに追いやられたこと自体、本土政府による沖縄県民全体の人権のはく奪だと言つてよい。いやもっと前から、島津藩による収奪のときから、そして明治の廃藩置県で一県となつてからも、たえず差別扱いをうけていたのだからつねに人権はふみにじられていたと言える。太平洋戦争での本土の盾としてのさせいはそのクライマックスである。そして米軍施政権下では、米軍は「極東の要石」として貴重に考える沖縄の基地をつつがなく使用できるための宣撫に必要な福祉政策を除いては、土地の強制取り上げ、耕作権や漁業権、生活権の容赦ない侵害などあらゆる権利のふみにじりと自由のはく奪を重ねてきた。

日本本土では新憲法が平和と民主主義と人権をうたい、敗戦後の国民に人権感覚を次第に植えつけていたとき、沖縄県民は本土への渡航の自由も制限され、旅券とヴィザのきびしい規制を受けてきた。政治的権利もひどく制限され、通貨はドルを強制された。労働

者の労働基本権の保障もなかつた。民法は戦前の旧民法が長く適用され、財産権、親権、結婚などについて男女の差別がふつうだつた。このような状態の中から、沖縄県民は次第に自分たちの権利の要求に立ち上り、本土への渡航の制限などに対し違憲訴訟を起こし、沖縄の潜在主権が日本にある以上、渡航制限は日本国憲法違反であると主張した。土地闘争や政治的権利の要求の闘争もさかんに起こした。そして、沖縄県民はつぎつぎと、執拗なたたかいのおかげで、渡航制限の撤廃、行政主席の公選、国政参加をかちとった。屋良さんを行政主席に選ぶことができたのも、本土の応援があつたとはいえ、主として沖縄県民自身の努力の成果である。復帰前に国會議員を選出できるようになったのも、県民のはげしい要求に日米両政府が屈したためである。

こうして一つ一つ、祖国復帰運動の中で、本土の国民と同じ権利を要求するたたかいを重ねてそれらの権利を手にとつていった沖縄の人々の勇敢さには全く敬服しないではいられない。労使関係でも本土より大分おくれたけれど労働基準法をかくとくしているし、全

軍労のように米軍から団体交渉権を拒否されていた組織でもその結束でストライキもし、団交もかちとっている。沖縄の人々はふみにじられた人権を一つ一つたたかいでとり戻してきたと言える。

### だが婦人の人権は後まわしになつた

けれども、沖縄にはたたかうべきもんだいがあまりに大きく、多すぎる。先ず第一に米軍基地という、巨大な障害物が立ちはだかっていて、沖縄の平和も、民主主義も、人権も頭から否定する根源となつてゐる。人々はこの米軍基地を撤去せよ、という合言葉に大きく結集する。本土では見られないほどに、ふつうの婦人団体の会員から主婦たちをふくめて、組織労働者とともに反戦平和のデモにも参加するのである。

太平洋戦争末期のあの苛酷なぎせいは沖縄の人たちを極度に軍隊きらいにしている。だから自衛隊の配備に対してもとくに婦人たちは反対行動に立ち上る。一般の労働婦人、女教師、婦人団体員はこのようなもんだいでは本土に見られないほど勇敢なたたかいをするのである。自分たちにとって、反戦平和、基地反対、自衛隊反対のたたかいは何よりも先行するというのである。

このような事情の下で、県民個々の権利のもんだいなどは小さくみえるのかもしれない。とくに婦人の人権もんだいとなると尙さらである。私は三月はじめの沖縄婦人もんだい調査団に参加して、人権班の班長として婦人の人権もんだいの調査をしてこの感を深くした。沖縄の婦人の人権意識、ならびに人権闘争はおくれていると感じた。そして、この事実は私を深く反省させたのである。

なぜ、反戦平和闘争であれほど果敢な沖縄の婦人たちが、一人一

人の女性の基本的権利のもんだいについてこんなに無関心なのだろうか?——彼女らのおかれてきた政治的、社会的条件は個々の女性の権利のもんだいに目をむける余裕を与えたのかどう。その上、沖縄には古くから男尊女卑の習慣が頑強に根を張つてゐる。それは本土のように新憲法によつてきびしく否定され、男女平等へのキャンペーンがくりひろげられるチャンスを与えられていなかつたために一向に改革されなかつたのである。どこの国でも、また本土でも、人間の平等、男女の同権をうたつた法律制度をもつていても男女の平等の実現はなかなか困難である。まして旧憲法の残がいがそのまま生きていて、その上米軍の権力の支配の下に入ったのでは、個人の権利意識が正当に育つはずがないのである。だから基地撤去、自衛隊反対をさけぶ沖縄の人々の権利意識は屈折している。自分たちが憎み、出てゆけと叫ぶ米軍の軍人たちの手によって犯かされる多くの女性の身体への損害や暴行、肉体の蹂りんに対しては、第二義的な、附隨的な意義しかみとめていないのである。

たしかに米軍基地の存在がすべての根源である。しかし、それへの攻撃の旗を高くかかげてすすむとき、後方に傷ついて倒れる、犯かされた女性一人一人の権利の回復を主張し、その補償を要求するたたかいは、根源である米基地攻撃の局地的なたたかいとして、同列にならべて考えることはできないのだろうか? 生命を破壊する戦争をにくむという女性たちは、この一人一人の生命の無残な破かれに對して怒り、立ち上ることができないのだろうか?

私は後まわしにされてきた沖縄の女性の人権回復のたたかいを前面に出して欲しい、と訴えないではいられなかつた。

## 婦人の人身損害事件のこと

私は昨年末の沖縄国会で、請求権もんだいのうち、人身損害に対する補償のもんだいを中心とりあげた。その折調べてみて、いかに多くの沖縄の同性が米軍人、軍属によって被害をうけてきたかを知った。例えば殺人、暴行、傷害、ひきにげ、ひき殺しなど。すべての植民地支配者がそうしたように、沖縄の米軍は県民の生命の損害に対しては虫けら同様に軽ろんじてきた。だからこれらの犯罪行為は、公務執行中ならば不間に附されたし、公務中でなくとも米軍のM.P.がおらねば逮捕できない。沖縄の警察官は現場を目撃した場合でなければ手を出すこともできないし、目撃しても基地のゲート内に逃げこめば犯人を追うこともできない。仮りに現場を目撃した警察官でも犯人の氏名と所属部隊名と地位名を明確にせねば逮捕を要求することもできないのである。傲慢な支配者と支配されるものとの間でこのような場合、犯人を追求することがいかに困難かは想像にかたくない。

そういうわけで、捜査権もろくに及ばない沖縄で無数にある米軍人・軍属の犯罪で検挙され、起訴され、賠償要求に応じた件数はひどく少ない。軽い犯罪などでは云うに及ばず、殺人や強盗事件でも迷宮入りしたものがたくさんある。被害者ばかりあって加害者が見つからぬのが沖縄のこれまでの状態である。

こころみに沖縄の外国人犯罪事件の数をみると、一九七〇年度で発生件数九六〇、うち検挙数四三六、検挙率は四五・三%と半分以下で沖縄県民の場合の検挙率は七九%だから米国人の検挙率は大へんひくい。発生件数にしたところで見逃しているものの数の多いこ

川崎飛行機墜落事故死	上運転カメ(58才)	1961.12.7	賠償額 2,450ドル
コザ市中交通事故	山城百城子(11才)	1961.9.19	" 3,000ドル
"	松田ちえ子(12才)	"	" 3,000ドル
トレーラー落下事故	棚原 隆子(10才)	1965.6.11	" 4,788ドル76セント
宜野座の交通事故	津嘉山成子(5才)	1965.4.20	" 2,000ドル
金武村におけるホステス殺し事件	上原 シズ(34才)	1967.1.24	" 3,530ドル
ナハ軍港内での米軍トレーラーによるれき殺	内間 増(58才)	1967.3.23	" 8,347ドル8セント
読谷村における主婦殺し	伊波 トミ(52才)	1968.5.19	" 6,840ドル61セント
コザ市におけるホステス殺し	石川 文子(20才)	1969.2.22	" 3,590ドル62セント
交通事故による死亡	知念 トシ(46才)	1969.5.6	" 4,975ドル

とは想像にかたくない。右の事件のうち一百多いのが盜犯の二〇〇件、ついで窃盗二〇〇件、知能犯一七七件、詐欺一七六件、粗暴犯一五六件、兇悪犯一四三件、強盗一二〇件などである。

沖縄法務局でつかんでいる資料で一九六一年と一九六八年までの間に、米軍人や軍属の犯罪行為で死亡または傷害をうけて損害賠償をうけたものの数を見るとまことに少ない。人身損害の場合、個人で賠償要求して支払いを受けたものもあり、また未支払いのまま逃げられたものもあると想像されるので、官庁の数字だけで損害事件の発生が少ないと考え

ては大まちがいする。この少ない賠償支払い事件の資料でみても、女子どもの被害の多いことがうかがわれる。たとえば、女子どもの例をひろうと、次の表の通りである。

ごく最近も（一九七一、一、二六）南風原村44号線上で七十三歳の老婦人城間カマさんをはねて死亡させ、その上つぎつぎと対面車輛に衝突して身柄をMPにひきわたされた米兵があつたが、MPの調べに犯行を否認しつづけているという報道が沖縄タイムス紙上に掲載されていた。復帰の五月十五日が近づくにつれ、かえって犯罪は兎悪化の一途をたどっているという。これまでに泣きねいりしておいた件数はどれほどに及ぶかもしれない。それらをそのままにしておいてよいはずがない。

### 「迷宮入り」のメイド殺し事件について

これは有名な「迷宮入り」の事件である。一九六八年三月、浦添村牧港軍施設内浴室でメイドが死んで発見された。渡慶次キク子さん三十五歳である。現場検証には沖縄警察は立ちあわされていない。米軍のCIDがやって、二時間後に警察が呼ばれたが、死体の解剖にも家族すら立ちあわされていない。しかし死体が家族にひき渡されたとき、家族のものは死体に打撲傷や首をしめたあとや、コカコーラのびんの割れたかけらでひつ搔いたあとなどで無残な姿であったことを認めており、普天間署員に頼んで写真を撮らせたといふ。

### 国は対米請求権は放棄したが 国民ひとりひとりの請求権は放棄できない

キク子さんの働いていた宿舎は米軍女教師の宿舎で、容疑者ははつきりしていたのに、ついに沖縄警察官には身体検査もさせず、アメリカに帰してしまった。これは全く言語道断の、人命蔑視であ

る。この被害者と家族には何の救済の道ものこされていない状態におかれ、事件は「迷宮入り」と呼ばれている。

私はキク子さんの夫君渡慶次さんならびに家族の人たちと会い、

当時の模様をくわしく聞いた。夫の渡慶次さんは首をうなだれ、當時の生々しい記憶に苦しんでいるように見え、一言もしゃべらなかつたが、キク子さんの妹の夫君である国吉真一氏が、当時のことを語り、後のためにも普天間署警察に写真をとってもらったのを保管しているはずだと言った。しかし、容疑者はアメリカに帰ってしまった。アメリカにいるアメリカ人に對して訴訟をすることはほとんど不可能にひとしい。だからせめて日本政府に對して救済を要求したいという考え方だったが、誰に頼つたらよいのかと私に問い合わせた。私は米施政権下の米軍人軍属の犯罪のヒガイ者は團結して被害者同盟をつくって、アメリカに對する損害賠償の請求権運動を起すことが唯一の方法ではないかと考えて、そのように意見を述べた。

その運動に對して日本政府は何らかの救済措置を講ずるべきだろう。

参議院沖縄特別委員会において、私もただしだが、福田外相も防衛庁長官もそのことはみとめた。そして被害についての十分な証拠があるときは、人身損害についても対米請求権をみとめ、アメリカに請求することが妥当なものは請求もするが、それが無理なものについては日本政府が「見舞金」という形で救済措置をとりたいということであった。

しかし、人身損害だけでなく、土地の復元補償や労災補償、その他当然と認められる補償は沖縄協定の第四条に関れんして結ばれた合意議事録で米軍側が支払うことがとりきめられている。これらが或いは例の密約のように日本政府が肩がわりするものになるかもしれないが、いずれにせよ個々の請求権をどう取り扱うかについては問題だらけである。

政府では個々の請求権の件数は三万件以上にのぼるだろうと想像している。それらを類別してどういう風に補償するかを決める必要があるが、復帰後政府はどの程度本腰で人々の被害の状況、損害の状況を調査するか真に心もとない。したがつて私は被害者がみんなで立ち上つて、団結し、その被害の状況を具体的につぶさに立証し補償を要求する運動がなければならないと思う。でなければ沖縄の人々は過去に散々させいを強いられたときに忍従し、あきらめてきたのを再びくりかえすことになる。私は被害者同盟があちこちに出来て、相呼応してふみにじられた自分や家族や友人の人権の回復のために請求権運動を起こす必要がある、と痛感した。

### 女性の人権意識をかきたてることを

私は私の友とともに人権班をつくって沖縄の女性の人権もんだい

を調査した。日数は不足だつたけれど、集中してひたすら具体的にケースに当つたり、関係者の間をまわり歩いたり、婦人たちに会つて歩いた。人権侵害の最大のものは売春もんだいである。これについては別の報告者があるのでふれることにするが、ただ一点、沖縄の女性に、個人の人権についての強い意識が育つていないこと、が、売春を繁栄させる主体的な条件になつていてことを指摘したい。

男尊女卑の地に長く伝統をひいてきた沖縄で、女性は余りにも我慢強く、忍従そのものの姿をみせている。夫のため、父母のため、あるいは子どものために、医療費が必要となれば自分の肉体を売ることをいとわない。子どもの学費稼ぎに売春することも当然と考える女性も少くない。貧しさや、健全な職場のないことや、何よりも接待業が大きな就職口である土地で、売春が大きな需要をもつている環境の中での自身の肉体を軽ろんずるのは、人間の肉体と精神の尊厳を信念としていらない女性にとって容易なことなのである。

私は「私たちには基地反対闘争こそ最優先するのです」と言つて、人権もんだいなどに第二次的な意識しか認めなかつた沖縄の婦人活動家に、この点をもう一度反省を促したいと思っている。反戦平和も、今生きる一人一人の女性の生命や肉体が蹂躪されるごとにへの抵抗と一つのたたかいであるはずだと考えるからである。

### 講師あつせん

本会の会員には各々の分野で活動している専門者や研究者が少なくありません、婦人問題に関する講座や学習会の講師をお求めの際はご相談下さい。あつせんいたします。

事務局

# 沖縄の売春問題

—復帰二ヵ月前—

菅 谷 直 子

一九五二年、サンフランシスコ平和条約が結ばれた時、日本では批判や反対が強かった。しかし、それはこの条約が単独講和であり、日本の平和に禍根を残すものとしての反対が多かったようだ。少くも私自身の立場はそうだった。そして条約の第三条「日本国は……国際連合に対する合衆国のかなる提案にも同意する。」

：合衆国は、領水を含むこれらの諸島（注・琉球諸島および大東諸島を含む）の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部および一部を行使する権利を有するものとする」という沖縄放棄を我が身を切り裂かれる痛さと感じて反対した人びとが本土にどれほどいたるか？ 沖縄に行って痛烈な反省を迫られたのはそのことだった。太平洋戦の末期、沖縄では住民の四分の一が犠牲になった。「ひめゆりの塔」や「健児の塔」の悲劇に私たちは涙を注いだ。が、生き残った人びとの苦悩に対してもどの関心を寄せていたのだろうか。「沖縄の人たちはお氣の毒」と他処ごとのようにみていかつたろうか。異民族による軍事支配がこれほど苛酷なものであるとは、沖縄の人権問題を調査して、私は改めて驚き、かつた。

とにかく、沖縄は返還される。革新陣営は沖縄返還協定を第三の沖縄切り捨てと反対している。いずれにしても沖縄の人びとを今後は決して犠牲にするようなことがあってはならない。そのためにも私たちは沖縄の実状を知らねばならないと思う。このささやかな調査報告が幾分でも参考になれば幸いである。

私たちが沖縄を訪れたのは三月一日から十日間であったが、調査に費したのは六日である。複雑な業態や売春の形態について現場調査は危険も伴いできなかつたが、復帰二ヵ月前の売春事情は大体把握できたのではないかと思う。

私たちは政府その他関係機関を訪れて話を聞き、資料を集め、売春対策沖縄県連絡協議会（略称・売対協）の主な人びとと懇談し、婦人相談員や特飲店に勤いでいる婦人たちに会って具体的な話を聞いた。その他コザ市のバー街、美里村の特飲街も一応見て廻つた。この報告はそれらを総合して作製したものである。

## 極限状況にある売春問題

現在、沖縄の売春容疑者は公称七千四百人、実数は一万を越すといわれている。十五歳以上の沖縄の女子人口は三十四万四千人。公

称数でその比率は二・二%、実数では約三十五人に一人という計算になる。因みに一九五七年、本土で売春防止法が施行された当時、売春婦十三万、十五歳以上の女子人口三千百九十四万人で、その比率は〇・四%であった。すなわち本土の約五倍の売春容疑者が、神奈川県とほぼ同じ面積の沖縄にいるのである。

本土の場合、最近、売春への転落原因は貧困型から非行型へ移行しているという。つまり、貧困一二%に対し、非行二〇%、遊び二一%である。(四月九日「読売新聞」)

沖縄では転落原因の第一が、夫との死離別で子供を育てるため、次が家出少女が暴力団に誘惑され、脅迫と暴力によるもので、貧困と無知が二大原因をなしている。

学歴は約九〇%が中学卒、残りの一〇%が高校卒と小学卒である。

沖縄の婦人は昔から働き者といわれ、「男一人を養えないものは甲斐性なし」と見られたそうである。その甲斐性がまともな働き口のない場合、自己否定の性奴隸へと容易に転落させたということもある。

### 戦後売春の歩み

しかし、沖縄の売春問題をこれほど深刻にした根本は米軍の沖縄占領に他ならない。彼らは本島中南の主要な土地を接收し、産業を破壊して、経済の七〇%を基地に依存させるようにした。男は軍作業、女はサービス業が主という社会で、しかも社会保障は別項金子氏の報告に見る通り、極めて貧困、加えて本土のように民主化の時期もなく、婦人解放や人権思想に目覚める機会も与えられなかつ

た。まるで沖縄全体が売春の温床という観すらある。

米軍が沖縄本島の中部西海岸・北谷・嘉手納に上陸したのが一九四五年四月一日、売春はその一週間後に始まったという。住民は捕虜となり、収容所に入れられた。食料不足で餓えに悩まされたが自家の畠のものを取ることさえ許されなかつた。米兵の婦女暴行が始まった。見かねた五十、六十の高年令層婦人たちが、夜ひそかに古毛布一枚抱えて兵舎の近くに立ち、露天で米兵の相手となり、缶詰やチヨコレートを貰い、収容所に持ち帰つて部落の人たちに公平に分配し、自分の家族だけで食べる者は一人もいなかつたという。

やがて業者が現われ、若い娘を米軍にあっせんして物資の獲得を計るようになった。また部落、部落の娘たち自身が街に出て行つた。嘉手納に隣接するコザ市の裏町はニュー・コザという街娼街となり五二年頃まで盛んであったという。夕方になると軍司令部附近には百人から二百人の女たちが並び、米軍は道路交通法違反で取締つたが殆んど効果はなかつた。五四年前からバー、キャバレー、クラブ等の風俗営業が繁昌し始め、街娼は次第に姿を消していった。米軍は兵士の衛生管理の立場から保健所で女たちを強制検診し、パスした店にAサイン(軍認可証)を与えた。これがいわゆるAサインバーで、米兵相手の営業所である。沖縄の売春婦は米兵相手と日本相手とその数はほぼ半ばするとみられている。

### 売春の業態

一九六五年現在、売春が行われているとみられる営業所数は五一九。それらは表向きはバー、キャバレーなどの風俗営業、あるいはホテル・旅館・飲食店の免許で公然と営業し、そこに働く者の半

数が売春を行っているとみられている。(表1)

沖縄警察局の話によると、これらの中管理売春を行っている営業所は六三〇と四〇、売春婦二千八百と三千人であるという。その中にはAサインバー一百六十三軒(七〇年現在)とそこで売春を行っている者およびそ

表 I 売春の業態(1969年、警察局調査)

業種	業者	従業員	売春を行っていると思われる者
風俗営業	2,672	10,307	5,453
飲食店	1,692	3,051	909
旅館	750	1,762	806
その他			217
合計	5,119	15,570	7,405

の附近の街娼など合せて約二万人は含まれていない。恐らくA

サインバーには売春防止法は適用されないだろうと見られている。

沖縄は九市七町三十九村の五十五行政区に分かれているが、売春を行っている者は、全地域の約三〇%の二十余の市町村に及ぶ。そして売春婦の三八%が那覇市に、二五%がコザ市に集中している。次いで中部東海岸寄りの金武村、四番目がコザ市に続く美里村の吉原など、中・南部の米軍基地周辺が主な集娼地帯となっている。

これらは米兵を主とするものと日本人相手とに分れ、米兵相手はコザ市が第一でゲート通り、センターブル通りなどAサインバーが軒を連ねている。那覇市では古くから遊廓として知られていた辻町が戦後は米兵専門の特飲街になっている。同じ米兵を主とする特飲街でも白人用と黒人用に分れ、ここでも人種差別は厳しい。

### 売春の態様

売春の態様は、様々な業態の飲食店、ホテル、旅館等の従業員として働き、売春自体が勤務となっているものと、勤務中はホステス、女給として働き、時間外に自由意思で客をとっているものとに分れている。この形態は地域により、また業態によって異なるが、売春が一種の勤務となっている地域は美里村の吉原、那覇市の糸町等があげられている。業態では旅館・料亭・カフェーなどが多いといふ。

表 II 地域別売春の態様 (1965年、法務局調べ)

地域 形態	名護	吉原	栄町	平良	石垣	の入
売春行為	時間外	時間中	時間中	時間外	時間外	の入
食事代	業者もち	業者もち	業者もち	女給もち	女給もち	の入
分け前	女給の入 折半	家賃として2ドルを支払う 人に支払う	女収	女給の入 女収		

売春料の分配は時間外の場合は本人の収入となり、時間中は業者と折半が多く、その中から部屋代として一回一ドル五十セント乃至二ドルを業者に支払うのが一般的であるようだ。

売春がこのような形態のもとに行われているため、売春を目的とした勤務者以外の、売春を專業としていない者まですべて売春婦と呼んでいいか、どうか疑問が持たれる。しかし特飲店や旅館、ホテル等の従業員として働いているものは固定給が極めて低額か、あるいは全然なく、サービス料のみで、それだけでは生活できないし、借金を返済する見込みはなく、売春を前提とした勤務であることは明らかである。

### 沖縄売春容疑者の特徴と前借金

沖縄で売春を行っている婦人たちの特徴ともいえるのは平均年齢が高く、子持ちの多いことであろう。夫との離死別者六〇%、子持ち三〇%以上といわれ、これらの中には米兵による置去り妻など遺棄者がかなり含まれている。平均年齢は二六歳を越えている。彼女たちはAサインバーから日本人相手、さらに本島から離島へと移るに従って年齢も高くなり、子供も多く、借金も増えていく。本島で借金のため身動きできなくなると宮古・八重山に移り、終着点は大東島となる。そこでは昼は重労働、夜は売春、しかも年齢は高く、死以外に解放される見込みはなく、文字通りの生地獄といわれている。(表III)

これは七年前の統計で、現在はさらに悪化し、一万ドル以上の前借金を背負っている者もあり、一人平均千ドルと千八百ドル、沖縄全県のこの種の婦人の前借金総額は二百万ドルを越え、前借金のない者は一%程度と琉球警察局では言っている。

働けば働くほど借金が増えるのはこの社会の常であるが、その仕組みについて、米兵相手のクラブに勤いていた婦人は次のように語っていた。彼女は三児の母、夫の事業の失敗と子供の病気のため、四百ドルの前借金で勤めることになった。固定給なし、客席に運んだ飲物一杯につき一枚のチケットを貰い、それが収入となる。マダムは収益を上げるために、ホステスに飲酒と売春を強要する。ホステスは飲酒によって大抵健康を損ねるという。売春の話が成立すると客は料金をマダムに前払いする。ホステスは客とホテルに行き、帰つてから半額受取る。(ホテル代は女持ち)

表III 売春婦の実態

地名	平年	均令	子もちの割合	前借金			前借金のない者
				最低	最高	平均	
名護	26.7才	約3割		50ドル	700ドル	300ドル	2%
古原(美里村)	24.5才	約5割		200ドル	2,000ドル	900ドル	1%
栄町(那覇市)	26.7才	約4割		200ドル	2,000ドル	600ドル	1%
宮古(離島)	27.8才	約3割		500ドル	2,000ドル	1,000ドル	1%
八重山(離島)	26.7才	約3割		100ドル	8,000ドル	300ドル	2%

(1965年、売春対策審議会および法務局調べ)

百ドル稼いだというが、借金は忽ち九百ドルにふくれ上ったという。原因是休暇罰則であった。すなわち、昼間休むと二ドル、夜休むと六ドル、金・土曜の休みは一〇ドル、米兵の給料日の休みは二〇ドルの罰金をとられる。また休むと迎えが来、その足代として九ドル支払われる。そのため、彼女は産後三日目から働き出したというが、生身の体を年中無休で働かせるような契約を初めからホステスたちが認めていたのか、どうか、その点聞きもらしたのは残念だった。

また、チケットがたまるごとに、時々前借金の返済に当たるといふが、業者は借用証書を書き替えず、領收書も出さず、残金も明らかにしない。証拠は自分のメモだけであるという。昨年の暮、辞めた

いと言つたら九百ドル請求され、驚いて労働基準監督署に行き、警察にも相談したがラチがあかず、婦人相談員を訪ねることになったというのである。彼女の計算では借金は六百ドル余りしか残っていないはず、それだけは夫に内緒でなんとしても返さなければと悩んでいるのである。

### 売春防止運動と法実施に備えて

沖縄の売春防止法は本土より十四年遅れ、一九七〇年七月公布され、七二年七月一日完全実施に向って準備が進められてきた。内容は本土の売防法と殆んど同じで、売春制度をなくすことを主眼とし、売春の非倫理性と社会悪を法的に確認したにすぎず、売春の絶滅を期したものではない。

それ以前に売春取締り法がなかつたわけではない。五三年、婦女に売いんさせる者等の処罰に関する立法があり、五五年、道徳に反する罪で売春を罰する布令が出されている。しかし、これらは有名無実で、米軍はAサインバーをつくるなど売春を公然と認めていた。アメリカによる直接軍政下にあつた琉球政府は、政府としての権限を持たず、米高等弁務官の意に反して何一つできなかつた。

そういう状態のなかにあって僅かに民間団体が売春問題を取りあげていた。五八年、沖縄婦人連合会が大会で売春防止法の立法について研究対策の制度促進を決議したのが最初で、六二年の全琉福祉大会で、売防法の制定促進を決議。六四年、沖婦連、子どもを守る会、教職員会、PTA連合会、遺族連合会から「深夜酒類販売禁止並びに売春防止法」の立法が政府に要請された。そして同年九月、琉球政府は売春対策審議会設置規則を公布、翌六五年一月、二十名

による売春対策審議会が発足、実態調査を開始した。これに力をえて民間団体では沖婦連を中心に連年立法要請が行われ、七〇年、本土から売春対策審議会調査団が渡島、その年の七月十日立法院の本会議で可決、公布となつたわけである。

以上のように一部の人びとは熱心であったようだが、本土のように全体として世論の盛り上りはなく、また業者の目立つた妨害活動もなかつたといわれる。

琉球政府は完全実施に向けて、総合対策を推進するため、売春防止対策本部を設置、本部長は行政主席、副本部長は副主席、部員は関係局長および検事長で構成、その中に幹事会を設け、婦人保護、取締り、職業対策の三専門分科会に分れて各自担当することになつてゐるが、その中心は厚生局である。

その他、売春対策推進委員会を設け、推進委員(七名)を任命、売防法の趣旨の啓蒙、婦人の保護更生、業者の転業相談に当る建前になつてゐる。

婦人相談員は七一年十月に任命、常勤的非常勤の政府職員という身分。四〇歳までの地域活動の経験者で中南部に各二名、北部、石垣、八重山に各一名の計七名である。

民間では婦人、青年、キリスト教関係、市町村長会、人権協会など十二の陳情団体を網羅し、学識経験者が加わって「売春対策沖縄県連絡協議会」が七一年三月発足、政府から若干の補助金を得て啓蒙、宣伝に当つてゐる。その他民生委員、保護司、母子相談員、人権擁護委員等が協力することになつてゐる。

以上をみると、売春防止法実施の準備は完璧のようだが、厚生局民生課長は「立法まではスムーズにいったが、実施の段階ではつき

りした指導方針が立たず、どうしていいかわからない」「本土の強力な指導を待つのみ」と音をあげていた。

各地区での業者との懇談会は一応終っているという。最初は業者から積極的に呼びかけがあったそうだが、目的は法の抜け穴研究で眞面目に転廃業を考えている業者は殆んどない。従業婦対象に中・南部で婦人相談会を開いたが一人も集らなかつたという。

最近の業者の傾向はモテル、トルコ風呂、ホテル、洋服店などに切替えて、潜行型になつてゐるという。なるほど、コザ市の特飲街には男物洋服店が多過ぎるように思われた。表は洋服店、裏は売春宿だという。

更生を希う婦人たちも少なくよいうだ。沖婦連の会長の許には切実な手紙が寄せられているといふ。婦人相談員を訪ねる婦人もボツボツ出てきている。しかし一人の婦人でも更生させることは容易ではない。婦人相談員の奮斗は涙ぐましいばかりだが、厚い壁に突当つて途方に暮れている状態だ。なかでも一番の障害は前借金の問題である。

### 暴力団の迫害にさらされている婦人たち

業者は売防法実施となると前借金が無効になる恐れがあると、暴力団を使用、その取立てに必死である。暴力団のあるものは私立探偵社を作り、従来も逃亡した女たちを捕え、これに暴力を加え、脅迫して何がしかの礼金を得ていたが、今は前借金の督促に専ら力を注いでいるようだ。また、彼らは売春婦のヒモとなり、女の生血で生活しているなど業者と共存関係にある。売春婦七人のうち五人がヒモつきといわれている。

その暴力団に脅迫されている婦人に私たちは会つた。彼女は五十五歳、夫に別れ一人娘を本土の大学に入れるためこの道に入つて七年になるという。勤め先は日本人相手の銘酒屋らしく、夜だけの勤めとか。二百ドルの前借金で始めたものが、今年になつて辞めたいと言つたところ、利息がついて千三百ドルの借金が残つているとその返済を迫られた。私立探偵社の名刺を持った暴力団が現われて脅迫、警察に保護を求めに行つたが、暴行を加えられるとか、事件が起つたわけでもないからととり合わない。しかし四六時中暴力団は見張つており、いつ連れ出されて暴行されるかわからない状態になり、家中厳重に錠をかけ、夜も眠れないノイローゼ状態。彼女は売春による収入を毎晩詳細に記入、七年間の総額は六千ドルに達するという。この婦人の最大の恐れは本土に就職している娘に累が及ぶことだ。それもあって業者の請求している借金はなんとしても支払いたいというのである。

沖縄の組織暴力団は約二千人といわれ、主なものに極琉会、東声会、日思会などがある。本土暴力団との系列化が進みつつあり、政治勢力と連なつてるので取締りは困難と見られている。

コザ市の福祉事務所で取り扱つた問題十件のうち六件まで同一暴力団が関係しており、この男がコザ市の売春街を一手に握つてゐるといわれている。

女たちは暴力団に酷い暴行を受けても後難を恐れて警察に訴えるものは極めて少なく、無警察状態といえる有様だという。しかもこくいう婦人を保護する施設は皆無である。

厚生局では諸施設はこれから作ることと緊迫感はほとんどない。

問題の前借金について、売対協のパンフやリーフでは無効を謳っているが、政府、民間の指導者ははじめ、売春婦自身、「借りたものは返さなければならない」という考えが強い。政府は、前借金無効の本土の判例を法域が違うと前例とはみない。とにかくまだ米軍の施政権下にあるという考え方が取締り当局を消極的にしているようだ。

前借金に苦しんでいる婦人たちも苛酷な搾取や暴力団に苦しめられている現実より、「あの時業者に助けられた」という恩義の方が優先しているようだ。この点について指導者たちは「本土とは事情が違う」としきりに言っていた。権力から省みられず、狭い地域のなかで信用だけを手がかりに生きてきた人びとの複雑な感情とも言うのだろうか。近代的合理主義では割り切れないものがある。

警察は管理売春の取締りを考えているようである。しかし自由意志の形をとっている売春が多く、その殆んどが前借金で苦しんでいるのである。まず前借金に対して断固とした態度を示さない限り、更生を希望している者も更生できないだろう。

### おわりに

以上の調査において、沖縄の人びとと本土の人びとの間に、売春問題に対する認識に大きなズレがあるのを感じた。売対協発行の「売春防止のしおり」には『みんなで婦人の人権擁護に努力しましょ』と訴えている。しかし一般は売春を人権問題と捉え、恥辱を感じ反社会的行為とみているかどうか。業者の中には自治会長はもとより、社会教育委員や教師もいるということである。売春に対して社会全体が寛容であるようだ。その原因について、売対協の

幹部たちは次の二点をあげていた。

第一は戦後売春の発生の事情、第二は戦前の辻町の「尾類」のイメージにあると。

第一は前述の通りで、戦後の売春は義侠的行為として出発した。第二の「辻の尾類」については説明がいる。辻とは那覇の有名な遊廓のあつた地名で、現在「波の上」という米兵専門の特飲街になっている。尾類とは娼妓のことである。沖縄の人びとは十七世紀から薩摩藩と島の王族との二重支配で苛酷な搾取を受け、庶民女性は早くから機織その他の労働に従事、教育はもとより、料理その他の女芸を習う習慣がなかった。一方辻の遊廓では貧家の幼女を買い、遊芸はじめ、読み書き、料理など主婦的技能を磨いていたという。

十八、九世紀には有名な歌人も現われた。また優れたものは娼家の後継者となり、あるいは独立して大料亭の女将になるなど、婦人の地位の低い社会で女が権力を振うことのできた唯一の可能性をもつものであったようだ。

尾類は一軒の家に相当する部屋を持ち、客のため手料理を作つて家庭的なサービスをしたものという。

一般家庭の主婦は料理もできず、客の接待も不馴れたため、冠婚葬祭など大きな集りを家庭で催すときは辻から尾類を呼んで主婦代りを勤めて貰つたために、「辻の料理のように美味しい」とか「辻の女のようになんでもよく出来る」という讃辞さえあつたといふ。

この習慣は戦前まで残つていて、本土のように娼妓は卑下されなかつたし、売春を罪悪視する感情も薄かつたということである。

(以下二六ページへつづく)

# 沖縄離島の売春

水野四季子

## 一 本島で

沖縄本島での売春調査が進むにつれて、私たちは「基地さえなければ——」といく度唇をかみしめたかわからない。その悲惨さは菅谷直子さんの報告の通り、想像をはるかに越えるものだった。

それはおどろき、怒りの連続だった。そしてたまらなくゆううつな気分でもあった。戦後の米軍支配下の沖縄について、今やマスコミはあらゆる問題を詳述してはいるけれども、こと売春に関しては皆無にひとしい。まして、どんな社会でも売春問題はその実態をつかみにくいものだ。人々は誰でも進んで具体的に語らない。私たちが面接した婦人たちも今、何とか更生の道に入ろうと意志表示した人たちばかりであった。自分自身のこと、仲間のことなどを話すその語り口はトツトツとして、いいあらわしようをさぐり出すようなそれであっても、無遠慮な質問にも応じてよく話して下さった。そして補足された婦人相談員、婦人団体の指導者、関係諸官庁の人たちの話の中にしばしば「離島ではもつとひどい」「売春婦のおちていく先は宮古、八重山、最後は大東島」という説明があつて、ひととき深く沈みこんでしまう気分でもあった。事実、資料の上でも離島の売春婦は高年齢層、子たくさん、前借金も多くこれらの発言を

裏づけている。

最初「離島では——」という発言について私は基地のある本島とはまたがつた、沖縄の歴史的な売春を想像していたものが、むしろその発言は沖縄の後進性——特に人権意識についての——をいいあらわすものだと気づいた。そして沖縄の後進性を云々されることは本土人の無責任さを告発された痛みでもあった。

また特に婦人たちが「仕事がないから」と弁護の意をこめて訴えたことを明記したいと思う。生活の基本である農地をとり上げられ他の産業の開発がなかつたら、どんな仕事があるだろうか。仕事さえあれば——沖縄の女性は元来働きものである。どんなにでも救え——沖縄の婦人たちの切実な声であった。

## 二 「基地がない」平穏な島

午前十時、明るくまぶしい宮古空港に降りタクシーでぼうようとしたキビ畑の道を通り抜け、街に入つておどろいた。

ここも沖縄かしら? 何と静かな平穏な! 那覇の、コザのあの雑然とした街、米軍の大型車がわがもの顔に黒い煙を吐いて走る街のさまざまが強烈によみがえってきて、ああ、もう一つの沖縄にきているんだな、ちがうんだな、といい聞かせるように、しばらく沈

黙しつづけたものだった。

新しい市庁舎を中心に碁盤の目よろしく整備された宮古島平良市の市街は、こじんまりと落着いて清潔だった。「基地がない」島。

いや、島に米軍はある。通信施設など三ヵ所。しかし米軍人は？ 外国人は？ いない。一人もいない。沖縄の人らしい風ぼうの人たちが行きかうばかりだ。タクシーの運転手さんは「アメリカは一〇〇人か、一五〇人。向うさんが小さくなっていますヨ」と笑っていた。機上から見た米軍発信所は確かに小さく、遠慮勝ちに端っこに立っていたつけ。

戦後、米軍の空襲で懷滅状態だった街を復興し、昔ながらの農漁業でくらしを立てながら、島の人たちは再び戦前をとり戻した。本島のような、基地からの危機感や圧迫感のない島の雰囲気は、どこかのびやかな気楽さがある。人々は島の閉鎖性を嘆きつつも大らかで暗さがない。「離島の青春」という大問題をこれからいく時間かで調査しなければ、というなればものすごい緊張をしていたはずのこちらが、だんだんに同化して、ほんとうに楽な気分で宮古の十数時間を過せたのはまことに幸いだった。

「西部」は料亭九、バー・キャバレーなど風俗営業五〇、ホテル旅館十五軒。料亭を除いたほとんどは最近の建物であるが、それらも「西部」を形づくるに決して突びな外観も内装もなく、まことに地味なあつさりしたものである。本土や本島で見られるようなネオンきらびやかな特飲街の狂騒や、あの特有の不安感は少しもない。ほの暗い夜の街も安心して散歩できる。

石垣では戦前の特飲街（今は銀座通りという）はそのまま残り、国土造成による新興地（新栄町）に近代的な大型市庁舎と隣り合って、モダンな飲食街が生れ、土地の人はせっかくの埋立地をこんな業者に売って、とニガニガしい顔だった。ここは宮古に勝る規模（料亭四、風俗営業八〇、ホテル旅館六二軒）でより活発な商売が行なわれている。石垣市は現在、沖縄のパイナップル主産地の地位を保っているが、近年特に産業開発面にさかんな意欲を持っているとのことだが、業者も将来を目指して大型化していると考えられる。

しかし本島で「離島では」と繰り返しいわれたように宮古、八重山では「沖縄では」という。離島は沖縄ではないとでも島の人たちは考えているのだろうか。それともこのいい方は王国時代の薩摩一沖縄一離島という差別時代の、そのままの習慣としてあるのだろうか。と考えて胸が痛んだ。普通に、あまりにも普通であり過ぎる島の現実。売春も戦後の復活時から全く普通の意識でつづけられ、今なお繁栄している。

### 三 伝統ある飲食街

#### 四 前借金二〇〇〇ドル以上

##### —月給四〇ドルの売春婦—

きつい日射しにそよ風の午後「西部」のある料亭前の三軒長屋に売春婦をたずねた。

二歳の女兒の母親であるA子は今年三十二歳。本島読谷村で生れ、中卒後那覇のバスガールに就職。十九歳の時友だちに誘われて桜坂のバーに勤務替え、その時から彼女の売春がはじまった。間もなく前借金五〇〇ドルで宮古へ。六年後二十五歳で石垣へ。二年前に再び宮古へ帰ったという経歴の持主である。売春十余年の現在、前借金二〇〇〇ドル以上、女兒一人をかかえて料亭に勤務し、店主の持物である簡易長屋の一室に無料で住み、婦人相談員の手によつて更生の道へ入ろうとしている。

女兒は二年前石垣市で出産した。父親はだいたいわかっているが、認知も扶養料ももちろん要求しない。みんなそうだから——と当たり前の顔をしている。勤務は夜八時から十二時まで月給四〇ドル。欠勤しても引かれはしないが真面目に勤めているという。

「月給四〇ドルでは食べていかれないわねえ」

「わたしは利息を引かれているから、仕方ないんです」

「いくら引かれるの」

「知らない。店の主人がそういうっている。だけど普通の人より安くしてもらっている。月三分が当たり前なんだけど、たぶん一分にしてもらっていると思う」

「あなたたちがそのあとの勤めにいかなくちゃ食べていかれないこと、店の主人はちゃんとわかっているのね。利息を引いたら困るつ

ていわないの?」

「そーんなこといえない」

彼女はびっくりして眼を見張った。

料亭で十二時まで勤め、そのあとホテルへ出かける。あぶれる時もあるけれど「ここは全部、自分のもうけになるから」——良いとまではいわなかつたけれど、なるほど本島の人たちのように店主と折半ということから考えれば、確かに条件は良いのだ。ホテルの部屋代は客持ち「なかには一〇ドルくれて、こちらで部屋代を支払つたあとみんなくれる人もあるから、もうかる時もある。」そばでさかんにタバコをふかしていた精薄者らしいB子が「そう、そういうお客さんは良い」とはじめて口をきいた。

B子は小学校二年の男児とともに部屋に住んで、A子と同じようく保護を受けはじめた一人である。彼女は売春婦だった母親の私生児で、宮古の外へ出たことがなく売春歴十七年、文盲に近い。色白くまるまるとふとつて、いつもニコニコ笑つてゐるが、料亭に子供ともども住み込みで食事や掃除、洗たくなど余りしなくて良かつたのが、最近こちらに引越しして家事一切をしなければならなくなつて大変ご不満だ、と婦人相談員さんの紹介だった。その時も人ごとのようにニコニコして「子供はちゃんと学校へ行つてゐるから」と舌足らずの口調で笑つていた。

料亭へきた客と一しょにホテルへ行くことはない、勤務時間中に行くこともない——ホテルはだいたい同じところへ行くが、ときどき気分によつてほかのホテルへ行くこともある。ふらりと行って商売になるのだからホテルを変えることもチャンスだと笑う。朝までのロング五ドル、ショート三ドルがこの普通の相場である。勤務

とその後の出勤の時間中、子供は一人で寝せて行く。A子の女兒は母親のひざに抱かれて、顔や頭にしきりに手をやりしばしの甘えを楽しんでいた。

毎月の性病の検診はみんな眞面目に行くことで、全然心配していない。街の風呂屋で土地の人たちも一しょに入浴していることが証明しているという。

## 五 保護厚生の道へ

今年一月から売防法の第一次施行によって、売春婦への保護厚生措置ができるようになり、この料亭に勤務している四名は婦人相談員がたまたま店主と親しかったことから「店の主人から頼まれて」保護措置をとつたという。彼女たちは更生資金のことは、風呂屋で友だちに聞いて知っていたが、自分でその資金を受けようとは考えてもいなかつた。店主に進められたから、というのが本音である。だから次の段階である技能習得資金を借受けする措置のため、どんな職業の訓練を受けるのか相談してきめるように、と相談員に促されていながらなかなかきまらない。B子は家事一切をしなければならないのがとても大変で、職業訓練を受ける時間がないというし、A子は考えていないの一点ばかりで相談員をだいぶ手こずらせたらしいが、この日ようやく「編物をやってみようかしら」と意志表示して、二人とも明るい表情だった。

## 六 昔通りの風習

A子、B子が四帖半のゴザ敷一間と出し縁式炊事場つきの貧しい部屋ながら、店主から無料で借り受けていること、店主から「何と

か助けてやつてくれ」と相談員へ申し入れたことなど、宮古では店主と売春婦の関係は遠い昔から極めて家庭的である。  
相談員や婦人団体の人たちの話によると、売春婦の子供は店主の子供として入籍し、養育する例が多く、現在もそういう子供がたくさん育っているという。学校でも町の中でも誰も差別していない、しかもどういうわけかその子供たちは出来が良くて、問題児は一人もない。高校、大学へ進学する子供も多く、店主が全部費用をして一人前に育てるのである。

また出産の費用は個人持ちだが、前後三ヵ月くらいは月給をくれるのも昔からの風習であり、生活の面倒を見るのが店主の義務なのである。A子が石垣市で出産した時も店主はちゃんとそうしてくれたが、彼女は出産後すぐ紹介者にスカウトされてまた宮古へ戻ってきた。スカウト料は紹介者の交通費や宿泊費など全額店主持ち、ただし売春婦が六ヵ月以内にその店を止めた場合は売春婦の負担（前借金に加算）となる。だから「みんな半年は辛棒しています」といつていたが、こういう暗黙の取りきめも離島の売春婦と店主との自然な風習である。

## 七 借りたものは返す、前借金も同じ

本島で聞いたり、資料で見たりした通り離島の売春婦は高年齢、前借金の平均が二〇〇〇ドルと沖縄の最高額である。何故か。店主と売春婦の「極めて家庭的な関係」は売春婦にとって誠に住みやすいところなのである。また「店主が彼女たちの生活を見てやらなければならぬ」不文律の義務がある。それが業者としての誇りであり、道であると考えている。彼女たちからすれば業者はまさに

“救いの神様”であろう。本島はどうしようもなくなつた高年齢者が

何千ドルという前借金で島へ流れつき、役立たなくなつて雑役婦として働いている例もあるという。その高額の前借金についても業者も彼女たちも実にのんびりしている。A子たちの店主も「何となるでしよう」と取り立てのことなど一切考えていないし、A子は「借りたものは返さねば」と真実思い込んでいるのに具体策は何も考えていない。お金を貸して助けてくれた恩人である店主にそむくわけにいかない、そんなことをしたらそれこそ申しわけない——本人もまわりの人たちもそういうのだ。だから前借金無効の話をしても通用しない。売春はしてきた、そのために借りたお金であつても、もしあのお金を貸してくれなかつたらどうなつていたか——彼女たちの思考はここから一步も出ない。利子がどうの、こうのと全然問題にしていない。借金と同時に重い重い恩義もしょい込んでしまうのである。

「西部」へ見学に出かけて、とても不思議な話を聞いた。ここでは島の人たちの飲食代は全部「つけ」(貸し)である、その場では決して請求しないし、客も支払わないというのである。島の人たちは無一文で「西部戦線異常ありや、なしや」確かめに行く。酒一本と料理一品で一ドル五〇セント、五〇〇円足らずの飲食代で時間をねばり、しかも業者の「貸し」である。

「貸」した飲食代は翌月集金するが、請求がこなければ半年でも一年でも支払わなくて良い(と思っている)客。学校の先生たちも例外ではない。毎月一日の月給日にはそれらしき女の人たちが学校に出入りし、学童の眼にとまって「PTAでもずうと前から問題に出ているんですけど、立ち消えになつてしまつてどうしようもな

い」という。

前借金にしても飲食代にしても、全般的に島の住人間の貸借関係はルーズだという。それが純粹に営業用であればそうでもあるまいが、せまい島の中で、悪いことはできないという安心感と、せまいからこそお互に助け合ってきた良き習慣が気軽な金銭貸借にも適用して、最後までそれにしばられてしまうことになるようだ。

## 八 主婦も売春に出勤

宮古、八重山は大変に教育熱心なところで「出来の良い子はみんな高校や、本土の大学へ行きます」と。母親の売春で本土の大学へ——本島であったケースがこちらでもあるらしいが、土地の人たちの批判の声はない。子供たちも知っていても何ともいい出さない。そして例え教育を受けても売春は受けつかれて行く。高卒の二十二歳の女性は現代っ子らしく「誰にも迷惑をかけていないんだから」と堂々と母親と二児を養っている、との話も聞いた。本土の大学を卒業して島へ帰り、しばらくぶらぶらしている女性はだいたいこの方面に「自然に落ちて行く」。

また売春は家庭の経済的ピンチを切り抜ける最も有効な近道であることも事実だ。夫に無公認で、あるいは公認でも主婦も出勤している。特に今は昨年の干害で貧乏のどん底に落ちた農家がたくさんあり、夫は本土へ出稼ぎ中、送金がなくてこちらに出勤する主婦が多くなっているという。「西部」を十二時過ぎまで見学した帰り道、そんな二人連れの婦人に行きあつた。流行のコートを着てハイヒールの靴をはいたその人たちは、お化粧の具合まではわからなかつたけれど、ごく普通の婦人だった。

## 九 問題も事件も起きない

とにかく何も問題が起きない、事件がないのである。人権相談にも警察にも売春婦、業者とも相談も訴えも一度もこないという。だから警察も取締りようがない。暴力団もおとなしい。宮古、八重山には暴力団に組織された会員、準会員それぞれ四〇名近い男が警察にマークされているが、島の婦人たちも「みんな知ってる人たちだから平気ですよ」とウワサ話は聞いたり話したりしても、危険人物視はしない。現在は警察本部の指令によって「法令の説明会」を三月中に終えて、売春婦、業者の反応をみて具体的策を立てて行く方針であった。復帰後の処置として考えられることは「場所提供」という面から、ホテル旅館業者をまず洗ってみなくてはいけない。しかし現場を押えることはムツカシイシ……と事件なり訴えなりがあれば一番取締りやすいと暗示していた。

保護厚生の当局も同じである。警察の取締りを待つて具体的に考へて行く、ということで保護施設の一つも持っていない。例えば、A子、B子のように既に生活資金を貸付けた人を業者の無料借家に住ませておらず、県や市の施設に入れて更生への明確な区切りをつけさせることはできないのか。——いずれ施設を作らなければならないが、復帰後離島出身の売春婦が島へ帰ってくることも考えた上で、という。

一方売春を基本的な人権問題と受け止め、何とかしなくてはと考へている婦人も多い。この婦人たちは島の閉鎖性にはばまれて、今まで手も足もだせない状態だつただけに、復帰と同時にほんとうに売春をなくすことができるかどうか、具体的な手がかりをつかむ

うとしている。警察も厚生局もこれらの婦人の力に期待して売防対策協議会に参加を呼びかけたり、説明会を催したり五月十五日の復帰までにできるだけ世論を盛り上げようと努力している。しかし予想される困難さもかくさない。このせまい島の中のことだから業者はどのようにでも指導できる自信はある、問題は売春婦個人である、という。というのは離島の売春婦は他所からきている人が多く、どうしても親身になりにくい傾向があること、しかも高齢者が多く、現在の保護更生基準で果して眞実の更生をさせられるか、という疑問。関係当局の悩みは深い。

## 一〇 前借金と更生

それにしても前借金について関係当局者の誰一人も本土のようない「無効宣言」は通用しない、と考えていたのに大変おどろいた。「管理売春ではないんだから売春のためにした借金とはい切れないと留保しながら「無効とはいえないでしょう」というのである。なかには「無効宣言では業者が一方的に不利になる、そんなことができますか」という反問もあった。

A子のように前借金の元金返済までできなくとも利息を月給から差し引かれ、売春をしなければ生計がなりたたない売春婦——そして貸主である店主は彼女の売春を認めていた。利息だけを差し引いてどう話してもかみ合わず、私はいろいろしてしまったが、一步ゆずつて「これだけの二千ドル、三千ドルという借金を持った子持ちの女をどのようにして更生させるのですか。(二六ページへつづく)

# 沖縄における社会福祉

金子みつ

## はじめに

明治時代から、大正、昭和とつづく歴史の流れの中で、琉球人としての差別と収奪の生活史を継つてきた沖縄は、今次大戦の結果、日本から身売りされ、完全に異民族の支配下に、故国日本から切りはなされた忍従の二十六年、屈辱と、悲憤の戦後生活であつた。

今、返還を目前にまたしても、ギマンにみちた情勢下で、心からよろこべない、ムジンだらけの返還を迎えるわけである。

## 一、社会福祉のいきさつと経過

沖縄における社会福祉は、本土に比べてほぼ十年のたちおくれがあるといわれているが、今回の調査の体験を通して知り得た実態は、十年はおろか二十年、ちょうど終戦直後の日本の昭和二十六七年頃に匹敵するものであることがわかつた。このたちおくれの原因と考えられることは次のものなどがあげられる。

(1) 敗戦直後の混乱期は、米軍政府よりの配給にたよる難民生活であつて、全くの救済措置にすぎなかつたこと。そして、琉球政府は実も予算もなく、非常に弱体であったのである。

(2) 県民は一般に貧困であったこと。今日でも平均所得は本土の

六〇%程度である。

(3) 社会保障は何にもなかつたこと。

(4) 米軍政府は、「ライラリヤ、マラリヤなどの風土病（伝染病）等による自分達の健康の危険を防ぐために、公衆衛生事業について非常に熱心に力を注いだが、県民の福祉事業は全く放置されていたこと。

このような情勢下で、沖縄における社会福祉の第二期といわれる時期に入るのであるが、一九五三年頃より生活保護法など社会福祉の基本法が成立しはじめ、一九五八年になつていわゆる社会福祉六法といわれる諸制度が成立するようになつたのである。児童福祉法、母子福祉法、老人福祉法などがこのときに含まれる。

これらの諸制度は、本土の法律がそのまま入つてきたものもあり、沖縄独自のものもあり、雑居的制度であった。しかし、琉球政府としては基本法である生活保護法を維持することが精いっぱいであつて、その他の福祉法には手がまわらなかつたのが実態であつた。

続いて第三期に入つて、日本政府の援助が具体的にはじまつたのが一九六二年である。そして、保健衛生、教育、福祉に関する諸政策を本土の類似県なみにすることがきまり、ここでやつと救貧政策

から社会保障の体系にすすめられ、保険制度を中心に、公的扶助がはじまつたのが、一九六六年頃のことである。このようにして制度だけは一応つくられたものの、これを実施するための予算の裏付けが非常に貧弱であるために、制度の内容においては、本土と大きな格差を生じているのが現状である。

## 二、母子福祉に関する状況

### (1) 母子福祉に関する制度

基本法である生活保護法をはじめ、母子を対象とする制度については、児童手当法や優生保護法がない他は、児童福祉法（一九五三年）や母子保健法（一九六九年）も最近の数年間に制定され、本土と大体同じ体系でできているが、問題はその制度の内容における本土との大きな格差にある。

那覇市にある石嶺児童園という唯一の政府立の養育院があるが、ここに収容されている百名の児童は、大半が両親または片親が失そし生活能力にかける家庭の子供達であり、その他は病気中、服役中などという背景をもっている。それにしては子供達は元気で、明るい表情をしていた。この子供達の一日の生活費が、五一セント（約一五〇円）で、三度の食事とおやつ代も含まれている。本土ではこれに該当するものが一日六六セント（約二〇〇円）、という相違がある。この格差の理由が明白でないところに問題があると、施設長は話していた。沖縄の生活水準が低いためであるとするなら、いつそう問題はあるので、せめて本土の類似県なみ、というのであれば、本土政府が支出をそれ以下にする理由は成立しないことになる。このような理解に苦しむムジンは沖縄の福祉事業のいたると

ころに見うけられる点である。

さらにこの養育院に関してもう一つの問題点は、院の構内に、別棟ではあるが精神薄弱児の収容施設があることであって、心身共に健康な養育院の子供達と、精薄の子供達とは、生活様式は別として運動場は一つだし、絶えず顔をあわせているわけである。また炊事場が同じで、健康児童と精薄児童と調理法を変える必要があつても、それを区分するだけの能力をもたないので、たえずどちらかが犠牲になる恰好になって、双方共に満足できないので困ると話された。長い間の念願で別の炊事場を建てることができたが、予算がつかないので内部設備もなく、働く人もいないまま、ブロック建のまま新しい建物は一年半も放置されたままになっているという状態である。

また、母子保健法は一九六九年にやっと制定され、児童福祉法から独立した次第は本土の場合と同じ過程であるが、その実施が一九七〇年からということであって、実際には内容的には従前通りでしかない状態であった。数少い保健所や、医療施設をカバーする形になる母子健康センターは、制度が実施されている今日でも一ヵ所も設置されていない。このような実体は、制度はほんの形だけであつて、手はつけられないことを示すものであると思う。

### (2) 母子世帯の状況

沖縄における母子世帯は、本土のそれと異り、母子世帯となつた理由が、死別（四七%）より離別及び生別（五三%）が多いことが特徴である。いわゆる米軍関係者の「おきざり妻」とよばれる遺棄などを含む他、「未婚の母」も大きな問題である。（表I）

その数は一〇、八二〇世帯で、沖縄の全世帯数の五名余にあたる

表 I 母子世帯になった原因別

区分	死別	離婚	遺棄	未婚の母	その他	計
本 土 (昭 36) 繩 (昭 42)	77.1	16.8	2.4	1.9	1.8	100.0
	47.0	30.5	8.4	12.8	1.3	100.0

ほど多いが、子供も二・三人から五・六人、多い世帯では七・八人もある。母親の殆んどすべては働いている。本土の場合は、母子世帯数は全世帯数の一・八%（四二年調）である。

母親の職場の主なものは、米人家庭のハウスマイド、飲食店、その他のサービス業、市場の物売り、市場売り場の実に九〇%は女性で、その殆んどが母子世帯である。

その生活の実態は、まず住居であるが、沖縄には福祉事業としての母子寮が一つもないために民家の間借生活が殆んどであつて家賃が高く、木造の古い家でも一五ドル程度からで、ブロック建では四〇ドルもするから、生活費の三分の一から多いところは二分の一近くにまでなつていて、円切りあげに伴う甚しい物価の値上がりと共に、最近は特に苦しい生活をしている。常食として欠かせない豚肉は六〇〇グラム七五セントが一ドルになり、豆腐ともやしも常食だが、一〇セントが一五セントに、というぐあいに甚しい値上がりが、しかも毎日のように移動して非常に不安定である。

特に大きな問題なのは、医療費で、本土のように組合健康保険も国民健康保険もないのに、医療はすべて療養費払い、即ち、現金を持ってゆかなくては医者にみてもらえない制度である。母子世帯が、一度子供が病気をすれば、其の日暮らしの母親に医療費のための貯えがあるわけではないから、どうしても借金をする破目にな

る。病気は治つても、積った借金の返済はきびしく、まとまつたお金が必要になるので、そんなとき多くの母親は子供に内緒で、夜中におき出して夜の街に働きに出していく。即ち売春をするわけである。手に何の技術もないこれらの母親が、最も手取り早く、収入も多いことから簡単に売春に走るのは、女性の人権意識の低さも沖縄における共通した問題ではあるが、母親のために健全な働く場のないことや母子世帯のための援護の標準の低さというか皆無に近いことがより問題であると思う。

これら母子世帯の援護にあたる母子相談員は、全島で僅か一四名それも一九六九年より発足したばかりなので、私どもが実際に家庭を訪問して知りえたことは、手おくれになつた世帯が多いことであつたことは胸を痛くしたことである。

政府は、来年度から四年計画で二〇世帯用の母子寮を五カ所設置することを計画しているが、それでもたつた一〇〇世帯分で、必要とする現在の世帯の十分の一世帯のためにすぎない状態である。

また、父親が結核などで入院したあと、とりのこされた母子の生活は苦しく、父親の医療費は援助があるとしても、家族のための支援はないので、この準母子世帯は、適切な働き場がみつからない限り、苦しさに耐えきれない母親が売春に走つてしまふ宿命みたいなものがあるのである。

子供の教育費がかさむので、避妊手術をしているとか、第一子以前の人工流産が四三%もあつたなど、離島を担当している保健婦からきいた問題であった。これらは母子世帯の関係ではないが、出産費の関係とか、家族計画指導の普及のできていない母性の問題としてあわせて見のがせない重要な点であると思う次第である。

表 II 保育所設置状況  
(類似県との比較)

区分 県別	公立	私立	計	格差
沖縄	54	22	76	100.0
全国平均	190	117	307	403.8
島根	139	84	223	340.8
鳥取	149	14	153	201.3
香川	133	36	169	222.3
高知	194	122	316	415.7

沖縄：1971.10

### (3) 保育所の問題

母子世帯のほとんどすべてが働く母親なので、保育所の必要性は非常に高い。公立、私立の認可されたものの全島で七六カ所の他、無認可の預り所や村の字にある幼稚園という預り所を加えても絶対数は非常に不足で、従って、現在保育に欠ける児童数が一七、七三二名あるが、そのうちの二八%しか入所できておらず、

本土の六八%入所に比べて甚しく低い実状である。これを本土の類似県と比べても五八・六%にすぎないほど保育所の不足は甚しいのである(表II)。それに、街には本土にみるような児童公園とか、遊園地とかいった子供の遊び場は、

全くなく、一時的にせよ、車をとめて道路を遊び場にするなどといふことは思いも及ばないといった状態であって、自動車や自転車の往来のはげしい道路で子供達は危険にさらされながら遊んでいる。特に基地周辺では、大型の軍用トラックが道幅いっぱいに何台も何台もヘッドライトをつけて走りぬけていく時など、道の隅にへばりついて、おびえた眼をトラックに向けじっとその走りすぎるのを見つめている有様である。

保育所の保育料については、公立(認可)では、一ヶ月一〇ドル以内のところが八〇%で、一五ドルが三%なのに対し、私立(認可)も、一〇ドル内外であるが、無認可の預り所では、一五と一〇ドルのところが五〇%もあり、高いものでは一一と一二五ドルが三〇%も

あるということで、母子世帯にとってはまた大きな悩みであり問題となっているのである。

琉球政府の計画では、向う五年計画で四六カ所の増設を本土政府の援助をうけながら実施するといつてはいるが、まことにかねがゆい限りである。

またこれらの保育所に働く保母については、一人当たりの児童数が、公立で一四人、私立で二〇人、無認可では二五人にもなっていますが、しかも、無認可では無資格者が六〇%もいる実態である。保母養成所については、現在一ヵ所も存在しておらず、二校の女子短大(私立)が指定をうけているだけであるが、二年前から保母の資格試験制度が開始された。年二回の試験を受ける受験者は相当数あり、現状としては有資格保母はかなりあるのに、むしろ勤務する保育所の適当な施設がなく、いたずらに資格をあそばせている状態である。

### (4) 風しん障害児

沖縄だけに、それも一時的現象としておこった母親の風しんによ

る障害児は、今年四月そろって小学校に入学する年齢になった。その数は四三三人とされている。この子供達は、その大部分が聴覚障害をもっているが、中には精薄や脳性マヒと重複障害をもつものもあり、重症の障害児もある。

学齢に達したこれらの子供達について、その障害の種類や程度によつて配置の計画がたてられているが、それは次のようなもので、政府はそれら施設の増設や整備を急いでいる現状であるが、一度に多数の入学になるので

○普通学級	四一人
○聴覚障害特殊学級	三〇七人
○ろう学校	三六人
○他の特殊学級や施設	二八人
○重症心身障害施設	二人

そのための訓練をうけた教諭の配属が可能かどうか心配であるときかされている。

### 三、老人の問題

沖縄ではよい意味の家族制度の風習が色濃く存在しているのと、人情がこまやかなこと也有つて、老人の生活は、夫婦の場合でも一人が元気であれば何とか面倒をみていくし、子供の家族があれば同居していく、老人の生活は当然のこととしてみているわけである。ねたきりの老人についても、その七〇・八%は家族と同居しているのであって、独りぐらしのねたきり老人は一三・七%である。従つて、いろいろの意味においてどうにもならない老人が独りぐらしをしているのであるということである。

元来沖縄は高齢者が比較的多いところであつて、六五歳以上の老人の数は六二、三〇三人（昭四五年）で、総人口の六・六%あり、六〇歳以上であれば実に九・三%もある。

家族もなく、独りぐらせる家をもたない老人は、老人ホームに収容されることになるのであるが、老人ホームは、琉球政府立の厚生園が、那覇市に一ヵ所、収容人員二〇〇人の規模をもつ最大の施設がある他は、三〇人から五〇人を収容する規模の小さいホームが全島に四ヵ所で、都合五ヵ所あつて、五三〇人の老人を収容している。

独りぐらしの老人に対する保護費は、一ヶ月二六ドル九五セント（約八、一〇〇円）であるが、那覇市では、八〇歳以上の老人には敬老年金を年額一〇ドル支給している。

訪ねていったある老人のひとり暮らしの家では、兩戸を全部閉めきつて、小さな明りとりからわずかな明るさの室内に、万年床にうずくまっていた老人の姿のあわせは強く胸を打つて痛かった。この老人はホームに入ることを今なお固く拒みつづけているといふことで、つぶれかけた自分の小屋で、週一回訪ねてきて面倒をみてくれる老人家庭奉仕員の世話をうけながら孤独な生活にたえているのであった。

老人家庭奉仕員は全島で五六名、那覇市には一六名が市役所に所属して働いているにすぎないのであって、この人達の世話を、たとえ一週間に一回でもうけている老人は、しあわせなのだといえるわけで、それこそ、誰も面倒をみるとなく、親切な隣り近所の人達が何かと買物などをしてくれているだけという老人が、はるかに多いのが実状であるということである。

#### 四、最も劣悪な医療体制

沖縄における医療体制の貧しさは、医療の供給体制にも、受療体制にも存在する最も劣悪な体制下にあるといつてよいである。その供給体制についてみれば、医師・歯科医師及び看護婦の数は、本土の類似県に比較して $\frac{1}{2}$ から $\frac{1}{4}$ 程度しかなく、非常に不足している(表III)。保健婦と助産婦及び薬剤師はほぼ同数のものがある。また、医療施設としての病院は、その数において本土類似県の $\frac{1}{5}$ に該当し、診療所は $\frac{1}{2}$ 弱である(表VI)。従つて、島の多い沖縄群島としては、無医村無医地域が非常に多く、本島以外の島はほとんどが無医村である。この中にあって、ただ一つの救いは、無医村のすべてに保健婦が設置されていることであつて、診療そのものは供給することはできないが、病気や健康の相談・指導を行つたり、救急の処置や必要な連絡を医師ととのなどの措置を行つて村民の健康を管理しているのである。医師が甚しく不足しているために、医介補とよばれる旧衛生兵の人があるが、多くは六〇歳又はそれ以上の高齢者であり、「誰もいないよりはまし」程度の仕事をしているにすぎない状態である。

病気になつて医療を受ける体制は、本土であれば組合健康保険や国民健康保険、その他各種の健康保険があつて、被保険者の本人並びに家族についてかかった費用の七割とか五割とかを保険で支払う制度になっているので、自己負担もあるが三割と五割でとどまっている。ところが沖縄の医療保険は、本土の健康保険とは異り、医療はすべて療養費払いといって、まさかかかった費用の全額を現金で支払わなくてはならない。そして、其の後保険者にそれを届出ると、何割かを返してもらえる仕組になつているのであるが、返つてくる

表III 医療従事者数 沖縄：1970. 本土：1968.

種別	人口	医師	歯科医師	看護婦	保健婦	助産婦	薬剤師
沖縄県	945,111	482	131	906	178	273	433
全類似県平均	100,794,000	113,630	36,943	254,628	13,759	28,963	74,336
	823,000	977	259	2,977	189	242	488

表IV 医療施設数 沖縄：1970. 本土：1968.

種別	人口	総数	病院			診療所			歯科診療所
			国・都道府県	その他	計	国・都道府県	その他	計	
沖縄県	945,111	425	10	13	23	34	260	294	108
全類似県平均	100,794,000	105,154	728	6,975	7,703	837	67,125	67,962	29,459
	823,000	879	10	82	92	9	562	571	216

金額が安定しないことと、手続きが非常に面倒なために、少しばかりの場合は届出ていらないのが多く、従って、その場合はみすみす全額自己負担ということになってしまふのである。はじめに現金で全額支払わなくてはならないとするこの医療体制のあり方が、沖縄の福祉事業の中では最も劣悪であり、沖縄県民の貧しい生活をいつそう苦しめているのが実状である。子供の医療費のために借金をして、返済に苦しみ、売春に走る母親があるということを前記したがそれほど深刻な問題をひきおこすのが沖縄の医療制度なのである。公務員医師が七〇名余で他の四〇〇名余はすべ開業医師であることなど、その間の事情を物語っているように思うのである。

以上沖縄における社会福祉の一端を、知り得た範囲に記したのであるが、今後の問題としては、福祉制度の内容の充実、特に予算的裏付けを十分にもつ完全福祉、総合福祉対策が要求されるところである。それによつて、母子寮や保育所をはじめ、母子健康センターも、老人ホームも増設が可能になるであろう。

特に医療制度の改善は急務であつて、制度改善までの間は、少なくとも母子世帯医療と老人医療を無料にすることが強く望まれる。

返還に伴つて本土政府がやらなくてはならないことは、沖縄のたちおくれの甚しい福祉事業のために、補助金や交付金の配分率を、単に他の都道府県に対する率と同様に扱うのではなく、特別な措置として全額補助程度に、思いきって多額に交付する必要がある。そして、急速に改善をすすめて、他の府県なみの姿に追いつかせることがまず第一のステップではないであろうか。足なみが揃つた上で、沖縄自身のとりくみや発展がすすめられていくことになるのであろうと考えるのである。

(一三ページよりつづく) このような土壤に人種差別の強い異民族の軍隊が大量に進駐し、長期にわたる軍事支配が行われてきたのである。沖縄の売春問題が極限状況に達したもの当然といえよう。

現在、沖縄にいる米軍・軍属およびその家族併せて七万八千人(うち軍人五万五百人)。過去二六年間にどれほど多くの米兵や軍属が沖縄にきたことか。彼らは沖縄の女性を性的対象物としか見ない。稀れに結婚しても大抵は現地妻的存在で、帰国する時は置きざりにする。米軍は除隊兵に対して何等の責任も負わず、置きざり妻は子供を抱えて売春以外に生きる途はない。また米兵による混血児もおおむねその母と同じ運命をたどっているという。いわば米軍は売春婦の再生産機構なのだ。だからあの巨大な基地と大量の米軍駐留を認めておいて売春問題のみを云々するのは何か空しい気がしてならない。米軍基地も駐留も日米安全保障条約の産物である。この条約が、その名称とは裏腹に、日本の主体性を犯し、人権をじゅうりんしているとは皮肉なことである。

「安保破棄」をデモや集会のお題目に終らせてはならない、とはこの調査旅行の私の結論である。(女性史・婦人運動分科会)

(一九ページよりつづく) 私がこの立場だつたらとてもまもとな更生など考えないと思う」と質問を投げかけた。大変なことはわかるので「本土の方で前借金無効宣言を沖縄に対してもうきりしてもらいうと有難い」とひたすら本土の措置を待つ返事であった。

つきつめて考えれば関係当局者も「借りたものは返す」島の一般的な考え方から一步もでていないのである。だから対策を考えようもないことも明らかであった。

# 沖縄の労働事情

山下正子

## はじめに

沖縄県民は疑惑と不安の中に五月十五日を迎えるとしている。

異民族支配下に二七年、ながい歳月であった。沖縄労働界の中央組織である沖縄県労働組合協議会（県労協）組織人員四万六千人、加盟組合一二〇）は返還によって何がもたらされるかについて次のような分析をしている。

### ①本土独占資本による沖縄経済の支配と収奪

「本土資本の進出は沖縄経済の開発ではなく、本土の中央ベルト地帯で立地出来なくなつた大規模工場の適地として沖縄に進出する。土地を安く買う、安い労働力を使う、まさに無政府的状況といえる」

### ②自民党、官僚による自治権の剥奪

「歴史的条件、現実的条件にはつきり差をつけながら行政面においてだけ殊さるに本土なみを主張する。本土なみをいうならば、基地も何もかも本土なみにすべきである」

### ③自衛隊による戦争準備の強化

「返還をテコに軍事力を強化し、反共軍事基地としての基地機能はいささかも減少しない。自衛隊はアメリカの軍事基地をまもる

ために配備されといつても過言ではない」

### ④円、ドル問題による沖縄県民への一方的な犠牲を強要

「物価高と収入減、アメリカのベトナム戦争による借金を沖縄県民が支払うようなもの」

一般県民のアンケートによつても復帰不安をもつ者は五二・三%過半数をこえ、それらの人達の四五・九%は経済上、一二・六%は職場や身分のこと。一〇・五%は日本政府の沖縄対策の弱いこと、一〇・二%は戦争の危険や基地の強化をあげている。核、通貨、失業そして密約問題などなど、誰のための返還か、ということになる。

## 沖縄の働く人たち

人口九四万五一一人、就業者数三七万八千人。その一割三万一千人は軍雇用者であり、被雇用者は二二万二千人となつていて。これらの人達が働く事業所数は四万二千。百人以下の事業所が九九・七%，被雇用者二三万二千人の七四・五%は五〇人以下の零細小企業に働いている。軍雇用者の首切りを頂点にして復帰と同時に廃止になる職種、企業合併倒産などによる失業者、いわゆる「復帰失職」は約四万人と推定される。失業保険の受給者は那覇職安で一年前の

表 I 沖縄、本土、の比較

項目	沖縄	本土
婦人就業者数	全婦人就業者 159,000人	" 2,003万人
婦人就業者産業別分布	第一次産業 28.7 % 第二次産業 9.5 % 第三次産業 55.4 % 軍雇用者 6.4 %	" 22.5 % " 28.7 % " 48.7 % %
全婦人就業者中に占める雇用労働者	雇用労働者数 78,000人 " 比率 49.1 %	1,096万人 54.7 %
雇用労働者中女子の占める率		35.0 % 33.2 %
婦人雇用率		23.1 % 27.0 %
婦人雇用労働者中30才以上の雇用数に対する比率		34.4 % 47.2 %
婦人就業者中農・非農業の比率	28:72	22:78
婦人雇用労働者の平均年令	(規模1人以上) 28.4才	(規模10人以上) 30.2才
" 勤続年数	( " ) 2.7年	( " ) 4.4年
婦人雇用労働者の配偶関係状況	未婚 43.0 % 有配偶 40.6 % 死離別 16.4 %	" 48.3 % " 41.4 % " 10.3 %
全就業者中女子の比率		43.9 % 39.3 %
職業別婦人就業者の状況	専門的技術的職業 6.2 % 管理的技術的職業 0 % 事務 13.8 % 販売 17.6 % 農林・漁業 28.9 % 運輸・通信業 — 技能工・単純労働者 15.1 % サービス業 18.4 %	5.8 % 0.2 % 18.3 % 13.6 % 22.4 % 1.1 % 26.9 % 11.4 %
婦人雇用労働者の平均給与 (1ドル=360円) (沖縄規模1人以上) (本土規模30人以上)	全産業 ￥31,680 (\$ 88) 建設業 ￥27,720 (\$ 77) 製造業 ￥32,400 (\$ 90) 卸売・小売業 ￥28,800 (\$ 80) 金融・保険業 ￥48,960 (\$ 136) 運輸・通信業 ￥42,120 (\$ 117) 電気・ガス水道業 ￥53,640 (\$ 149)	￥42,910 (\$ 119) ￥33,982 (\$ 94) ￥39,272 (\$ 109) ￥45,190 (\$ 126) ￥54,222 (\$ 150) ￥56,209 (\$ 156) ￥64,287 (\$ 179)
婦人雇用労働者賃金対前年上昇率		17.3 % 15.9 %
男女賃金格差 男子=100 %	現金給与 54.3 % 特別給与 44.8 %	49.2 % 45.4 %
婦人の労働時間・日数	労働時間 198.7時間 " 日数 25.6日	173.4時間 22.4日
婦人の組合組織率		24.5 % 27.9 %
組合員総数中女子の割合		29.6 % 27.9 %

表II 婦人の業種別数

事項	員数	比率
全 体	50,049	100.0
工 業	16,142	32.3
鉱 業	47	0.9
土 建	1,430	2.8
交 通	1,269	2.5
貨 物 取 扱	566	1.1
農 林	778	1.6
畜 産 , 水 産	93	1.0
商 業	8,686	17.4
金 融 , 広 告	2,290	4.5
映 画 , 演 剧	513	1.0
通 信	588	1.7
教 育 , 研 究	4,552	9.1
保 建 , 衛 生	1,377	2.7
接 客 , 娯 楽	9,670	19.3
情 掃	386	0.3
官 公 署	1,027	2.1
そ の 他	635	1.2

琉球政府労働基準監督年表(45年)

表III 規模別婦人労働者数

規 模 別	員 数	比 率
全 体	50,049	100.0
10人未満(小)	15,800	31.6
10人~99人(中)	19,830	39.6
100人以上(大)	14,419	28.8

(琉球政府労働基準監督年表45年)

(②)業種別表でみるとおり、沖縄では八百人が現在は二千六百人、コザ職安では一年前の千人が現在は千八百人だという。工業がもっとも多く、ついで接客業、商業、教育の順となっている。

### 婦人労働者は

(①)雇用労働者中婦人のしめる率は本土よりも高い。世帯主一人の賃金では家計の六〇%しかまかなえない。共ばたらき、家族労働によって生活がいとなまれていてことを示している。婦人は子どもが生れても働きつけなければならない。生活がかかっている。

第三次産業に働く婦人の数は増大している。一九六六年四二・二%が六七年には四二・九%、六八年には四五・九%、半数にも達しようとしており、本土よりもはるかに高い。

一〇人未満の規模の事業所に一万五千八百人、三一・六%が働いている。

(③)勤続年数をみると一人以上では二年。二〇人以上では三年、平均二・七年で職場における新陳代謝の激しさを示している。本土の場合も四・四年。雇用数の増大、平均年齢ののびに比して勤続年数はながくならない。婦人労働の問題として賃金の格差とともに勤続年数ののびやみは重要視しなければならない。資本の婦人労働に対する考え方は低賃金、短期雇用、婦人は四年位が一番能力がある、なるべく早く戦力化し、伸びざかりの労働力を活用したい、四年だけ有効に働いて結婚してほしい、という企業のガメツさにとつぶり添っているのが四・四年の勤続年数。働きづけることの出来る条件を整備することは緊急中の急務と考えなければならない。

(④)配偶関係状況をみると未婚者四三%、既婚者五七%、死離別者は本土の一〇・三%よりも高く一六・四%となっている。本土では一九七〇年に入って始めて既婚者数が未婚者数をうわまわったが、沖縄では一九六六年未婚者四八・六%、既婚者五一・四%（有配偶三四・三、離死別一七・二）六七年には未婚者四六・七%、既婚者五三・三%（有配偶三六・二、離死別一七・〇）となっている。ちなみに、一九六九年の国勢調査による男女人口は男四二万三千人、女四五万九千人で女一〇〇に対する男九二の比率である。沖縄戦に關係の深い年齢層である三五歳以上五九歳以下では七万六千人対九万八千人、女一〇〇に対しても男は七七、男子壮年の多数戦死のあとが歴然

表IV 常用雇用者1人平均月間給与額

年	女子		男子		男子に対する女子の比率				
	平均 給与額	きまつて 支給する 給与	特別に支 払われた 給与	平均 給与額	きまつて 支給する 給与	特別に支 払われた 給与	平均 給与額	きまつて 支給する 給与	特別に支 払われた 給与
1964	ドル 42	ドル —	ドル —	ドル 76	ドル —	ドル —	ドル 55.3	ドル —	ドル —
1965	46	41	5	86	76	10	53.5	53.9	50.0
1966	52	47	5	96	84	12	54.2	56.0	41.7
1967	60	54	6	112	97	15	53.6	55.7	40.0
1968	66	58	8	121	104	17	54.5	55.8	47.1

(小規模事業所)

## 統計庁勤労統計調査

とわかる。そのために沖縄では五万余人の未亡人と一万人弱の離婚婦人があり、それは結婚経験者の約三〇%、女三人の中の一人は夫を失ったか、離婚したことになる。未亡人のほぼ五五%は戦争未亡人で、本土の一五%よりはるかに多く、今次の戦争で沖縄の婦人たちがこうむつた不幸がどんなに大きかったか想像に余りある。未亡

人や離婚婦人は生きるために、家族のために働かねばならなかつた。職場の少い沖縄では、しかも技能も技術資格ももたない大半の婦人達が働く場はバーレー、キャバレー、料亭、食堂などがえらばれたことは必然といえよう。売春婦にも子持ちが多いし、メイド、市場に働く婦人、みんな家族をかえ、せめて子どもは本土の大学へとの母心、おのれを犠牲にして営々と働きつづけている。王国時代

からの“男逸女勞”女はよく働く、この伝統はいきていよいに思われる。

⑤賃金をみると全産業の平均では本土の七四%、男女の格差も本土同様半分に達しない。男子の場合は年齢が高くなるにつれ賃金は上昇するが、女子の場合は年齢による差は少く三〇歳と三九歳が一番高くなっている。

## 母性はまもられているか

沖縄の労働基準法は、本土法に準拠したものであるが、わずかに好い面がある。六六条産前産後の休業、六週間以内に出産予定の女子が請求した場合には休養させなければならない。また、六週間を経過しない女子は原則として労働させてはならない。「産前産後を通じて休んだ期間中五週間にについては賃金を支払わなければならぬ」五週間の有給が明記されていることである。

教職員組合婦人部の一九六九年四月一日から七〇年三月三一日の間に妊娠出産した人三〇八人の統計をみると、産前休暇一週間が八人（他に一日が一人、四日が一人）もあり、六週以内が一九五人、六週間が三八人、産後休暇六週間が五二人、八週間が一六一人、四週間が七人ある。産後のひだちが悪かつたり、異常分娩が多いと報告されている。妊娠障害休暇、通院休暇は認められていない。補充教員は、現行制度では十二週は配置される筈であるが、実際には三五%は十一週間以下となっている。一〇二名のうち、切迫早産六三人、切迫早産一三人、分娩の状況をみると、一八二人中正常産は八二人、あとの一〇〇人は流産二四人、早産二三人、死産一〇人、異常分娩四三人、憂慮すべき数である。沖縄には異常分娩者が多いそう

だが、それでも五四%の異常産は放置出来ない。教師の教育者的心が強調されるあまり労働者としての権利や母性の保護がみおとされているのではないか。生理休暇についても一八二三人のうち月一日とっている二〇人、月に二日が一人、一八〇二人は全然とつていてない。とつてはいないが一六七三人は必要と答えてる。必要だがそれのが実情、いろいろな条件や事情があるにしても母性的権利意識は極めて弱い、といわなければならぬ。

沖縄の婦人教師が教公二法紛糾、反戦平和、復帰運動、選挙闘争の先頭にたつて闘つてることはよく知られている。これはまさしく突出した闘いであり、一方労働権、母性の権利、人権意識には歴史的な条件下でやむを得なかつたとはいえアンバランスが目立つ。今後の闘いの課題はこのあたりにあると思われる。産休期間延長は放送労組、東急ホテル労組、自治労などで七週、八週の延長を闘いつつある。母性保護の闘いは反合理化闘争と位置づけ今後強力な闘いをすすめる必要がある。協約はあっても法律に定められていても、ひとりひとりが行使しなければ絵にかいた餅であることを全婦人労働者に意識づけなければならない。

### 合理化の嵐

基地に働く労働者のうえにまつきにおそいかつた。基地縮少とドル防衛を理由に二年間に六千七百人の首切りが強行され、内再就職したのは一二二八人にすぎない。人はへらしても仕事はへらない。労働の密度は濃くなるばかりという。土曜を休み週四〇時間に短縮されたのは好いとしても、賃金はそれだけ安くなる。平均ひとり月三〇ドルは少くなつた。職種によって時給六六セント、七八セ

ント、八〇セントなど、十五年勤続の看護婦の資格をもつ婦人部長は時給九二一セントだという。軍特有の仕事であり、米兵と一緒に働く職場もある。定員を縮少したあとは、米兵、米婦人のパート、請負制への移行でまにあわせている。

官公庁では身分のきりかえが大きな問題となつた。とくに中高年婦人の職種転換は容易でないが組合の接渉によつて首をきることになつてゐる。三つのタバコ会社では六百余人の労働者がいるが、復帰後は現地工場は不要となり、八〇%の人が職場を失うことになる。その九〇%は婦人労働者であるが、本人の希望をもとに生活設計を調査するなど組合のねばりづよい要求によつて退職条件を優位にかちとることが出来た。そのためか予期以上に退職希望者がでたという。比較的夫の職場が安定している婦人が残つて、運転手とか軍に働く夫をもつ婦人に退職希望が多いとか。ここで考えさせられるのは、婦人の働くことの意義をどう考えるかということ、優位な退職条件であるとはいえ再就職の道はせまい。退職金がいつまで生活を保障出来るかということ、専売労組委員長も気がかりらしく語られたが、私もまた一つの不安をぬぐえなかつた。

アメリカ軍及び軍関係者の家庭に働くメイドの問題がある。八千人から一万人といわれるメイドは、「軍関係離職者等臨時措置法」の適用外におかれている。琉球政府労働局の調査によるメイドの実態は次のようである。平均年齢三九・六歳、三〇代、四〇代の二階層で八五・二%、中高年の婦人が圧倒的な数をしめている。メイドの一帯あたりの世帯人員は五人ゝ九人が五〇・一%，家族数が非常に多い。一ヶ月の労働日数は二〇・一日、月平均賃金六六・一ドル、メイド本人が一家の生活を支えているのが三九・三%，メイ

ドの職がなくなれば再び他に職を求めるのは八二・四%の高い率で再就職を希望している。母子家庭の主婦が多く、働かなければ生きていけない、切迫したものがじみでている。メイドさんは達との懇談会では、ひとりのメイドが四戸から五戸をうけもち、ある人は十戸を担当しているということだった。一戸で十二ドル、将校のところでは二〇ドル。ところがドル防衛策によつて数人が共同してひとりのメイドを雇う。仕事は数倍になつても給料はふえない。甚だ虫のよい“合理的”な使い方がふえたという。しかも石けんやのり、アイロン、洗濯機などメイドの負担、おまけにいいがかりをつけたり、ときによつては給料のふみたおしもあるとか。個人契約で苦情をいう場もなく、泣きねいり。全軍労としても組織化に手をだすが、なかなかまとまり難いという。

“復帰失職”的一つに通関業務に従事する人達がいる。失業手帳の交付、職業訓練の措置はとられるにしても、十二カ月分位の退職金をもらって、自分で職場を探さなければならぬが全然めどはたつていらない、というのがここで働くAさんの言葉であった。

ドルショックによる資金不足、本土政府の援助ストップ、ダンピング市場となって地元産業は圧迫をうける。復帰が日程にのぼつてからは企業の合併吸収、系列化があいつぎ職場の不安は深まるばかりとなつた。組織をもち労働組合の強いところでは失業をくいとめ、復帰後の賃金も一ドル対三六〇円換算をとりつけた。二月中旬までに二六〇円保障を獲得しているのは二〇%弱、組合もなく弱い企業に働く者は、巷に放りだされ給料は一ドル三〇八円にしかならない。

## 円とドル

一九五八年、B円をきりかえドルの使用をおしつけられた。以後沖縄県民はドルを使つていながら事實上は円経済圏にふくまれてゐるために、ドル切りさげ、円切りあげによつてもっとも大きな打撃をうけることになった。各層代表は円の即時切替えを要請していたが、政府は、沖縄の復帰まで円切りあげは行わない、通貨の交換は一ドル対三六〇円を保障すると公約して來た。ところが昨年八月十五日のニクソン大統領の新経済政策の発表、それに伴う円の変動相場制への移行、三〇八円レートの施行となつた。これこそふんだり、けつたりといわざるを得ない。その後差損補償金の支出や十月八日閣議決定の通貨交換で県民に給付金を支給するなどの対策も沖縄国会のりきりの策としか思いようのない手であった。

何れにしても県民の生活水準は確実にこれまでよりも一六・八八%切りさげられたことになる。輸入品の八割は本土産であり、これらの商品について政府は差損補償金をだしたといつても十数枚にわたるめんどうな書類を作成して、いつとれるかわからない差損金をあてにするよりも、ドルの切りさげ分だけ高く仕入れる品物をそのまま販売価格に転嫁する方が商社にとってははるかに楽だし、得になる。労働者にとってはうけどる賃金はさがり、買うものは高く二重の打げきをうけている。県労協婦人部は琉球政府の物価統計調査に準じて今年の一月独自な調査を行つた。その結果は、対象の一三〇品目のうち六一品目は値上がりをしており、魚肉、昆布など三九品目は一〇%以上あがつてゐることがわかつた。二月十二日、これら

対消費者大会を開き、通貨を直ちに一ドル対三六〇円レートで切りかえること、日本政府は貿易の差損を即時円建てで補償すること等を決議し、デモを行つた。

同盟等も県労協も通貨問題を焦眉の急としてとりあげ、賃金の三六〇円よみかえ要求の行動をおこし、三月七日には県労協傘下の組合、沖教組は二四時間、全軍労は一四〇時間（十八日以後更に延長無期限ストに入）のストライキを敢行した。

### 労働者のたたかい

沖縄の労働運動は銃剣のもとにさらされている労働運動という。

沖縄に労働三法が制定されたのは一九五三年、その間労働者は米軍の弾圧に苦しめられ、組合が結成されても非合法組合として軍事権力によって一方的におしつぶされ、活動家は赤よばわりされ、迫害をうけながらかくれて組織活動するという情況であった。労働三法は三回にわたって否決されたが米軍はいつまでも労働者を無権利状態に放置したまま弾圧することは、米軍にとつては得策ではないといふ判断から労働三法の成立を認めざるを得なかつた。ところが軍事基地の維持、拡大強化をすすめるうえに支障をきたすことをおそれた米軍事権力は、一般の労働者と基地労働者を分断する布令一一六号を公布して、軍に働く労働者から職場内的一切の組合活動の禁化攻撃に抗して一〇割の年休行使闘争を皮きりにストライキで闘い、布令一一六号は実質的に空洞化されて今日にいたつてゐる。米軍権力者による弾圧はきびしく軍用道路上でビラ配りしたという理由でたいはされ、基地内への出入りを禁止される。突如として解雇

される例もある。嘉手納のエアクラブに勤務していた当山トミ子さんは虚偽の陳述をしたという理由で解雇された。夫がソビエトに旅行したことのかくして、いたということで特別事務所で調査された、保安解雇である。

教育労働者、地方公務員労働者は地公法、教育公務員特例法を闘いによって制定させず、労働基本権及び政治活動の自由を確保し、民間労働者と同じ条件で組合活動が保障されている。地公法については一九五七年以來八回にわたつて立法勧告がなされているし、教公二法は数回の立法勧告後、一九六八年には権力の妨害をのりこえて同法案をつぶすという輝かしい闘いを展開した。この闘いは労働者民主勢力に闘いへの自信を与え、米軍の圧制下における労働者の権利闘争、選挙闘争など諸闘争に大きな影響を及ぼしている。復帰とともに本土法が適用され、そのために闘いが阻まれたり、権利が剥奪されることがあつてはならない。きびしさをますことが予想される合理化攻撃の中で、本土労働者と固く連帶して本格的沖縄闘争を展開することが私たちに課せられている。基地のない、核のない、自由な、平和な沖縄県にするために。

### 参考資料

#### 当山トミ子さんに対する

#### 嘉手納基地第四三地区特別調査項目

1 氏名 生年月日  
2 職業 職場

3 今までにつかた別名を言いなさい

4 主人の名前 生年月日 職業

- 5 あなたの両親の名前 生年月日
- 6 兄弟の名前 生年月日 職場 職業
- 7 共産主義と言う意味がわかりますか
- 8 人民党とは政党名か又は会社名ですか
- 9 社会党とは政党名か又は会社名ですか
- 10 原水協とは政党名か又は会社名ですか
- 11 あなたか主人又は家族の中に人民党、社会党、原水協、他の反米団体の会員又は党員ですか
- 12 あなたはそういう団体の集りに行つたことがありますか
- 13 あなたの主人又は家族の誰かがそういう団体又は反米的な集りに行つたことがありますか
- 14 あなたは職場で反米的なことを話したりよびかけたりしましたか
- 15 あなたの主人はあなたに政治的信念を左右したりおしつけたりしますか
- 16 中根敏子さんは（実姉軍に働く）職場で反米的なことを言ったことがありますか
- 17 中根章さん（敏子さんの夫コザ市議社会党員）は人民党、社会党、原水協又はその他の反米的な団体の会員又は党員ですか又は同調的ですか
- 18 中根敏子さん、中根章さんはあなたの政治的信念を左右する力がありますか
- 19 あなたはそういう団体から発行された新聞又はパンフレットを定期的にとつておりますか
- 20 あなたは今までに米軍基地においてバスをとりあげられたり又は就職拒否されたことがありますか
- 21 あなたは米軍基地で働いている親しい人や知人に人民党、社会党、原水協の会員、党員である人を知っていますか
- 22 あなたの主人当山哲男氏は人民党、社会党、原水協の党員、会員あるいはそれに同調しますか

評

山川菊栄著

## 「女二代の記」

駒野陽子

「女二代の記」と名付けられたように、これは、明治から敗戦に至る一世紀近い日本の歩みを綴った自伝的著作である。

男性にとっては、曲りなりにも、維新と共に近代が始まったが、女性にとっては、まだ暗い夜明け前であった明治大正の時代、いややく先覚者として、婦人解放、社会主義運動のために活躍した菊栄に、その母千世が、自分一代では果せなかつた女の願いを託し、それがどう結実したかという経緯が、まず最初の二章「母のころ」「少女のころ」の中に生き生きと描き出されている。

水戸藩士族の娘として、まだ女には閉ざれていた学問の戸をたたき、千世は、燃えるような情熱で知識を求め、一人の人間としての生き方を探り続けたが、結婚生活にはいると共に、社会との接觸を閉ざされ、わずかに、若い日の思い出を娘たちに語り聞かせること

を、学問への情熱のはけ口とするしかなかった。しかし、明治初年の烈しい女の息吹を吹き込まれた娘は、反動化し、国家主義的な明治中期以後の時代の中でも、学問への情熱、自由へのあこがれ、一個の人間として毅然と生きる態度を保ち続けながら、時代への抵抗の姿勢を強めていく。情感にあふれた語り口の中に、社会の激しい変容と、女性を抑圧する教育体制を浮き彫りにしながら、その中で知識を求め、解放を求める自覚めた女たちの姿が、交友関係のエピソードを重ねながら描き出され、読みものとしての魅力と共に、読者に女の生き方、明治以降の女子教育のあり方への批判を呼び覚さずにはいない迫力を感じさせる。

後半の二章「大正にはいってから」「昭和にはいってから」は、著者の社会主義への眼覚め、山川均との結婚生活を送りながら、日本社会主義運動の流れと、その中の婦人問題の位置づけをめぐる著者と、夫山川均の主張を柱に、大杉栄、堺利彦らをはじめ、多くの社会主義者たちの人間像と、その運動の

全篇を通じて菊栄氏の理知的で、誠実な人柄がにじみ出て、骨組のたくましい手ごたえのある本なのだが、諸々に女らしいこまやかな風俗描写、巧まぬユーモアや皮肉が織り込まれ、決して固苦しくは感じさせない。

欲を言えば、夫均氏とのかかわりが、同志としての面ばかりではなく、夫婦の情感の面まで書きこまれてあつたら、と思うが、個人的なことにはひかえめで、はずかしがりの菊栄先生のお人柄をよく知っている私には、その淡々とした語り口がかえってほほえましくさえ思えた。

卷末に、付録として、「私の会ったアジアの女性たち」の数篇と、精密な年譜が加えられていた。著者のお人柄をよく知っている私には、そ

## 戦後女性史における

# 主婦の評価についての一考察

吉田美津子

(婦人問題研究者)

### 問題の限定

終戦以前の家庭の主婦、いわゆる専業主婦の地位は、封建制度、家父長制的「家」制度にしばられて、種々困難な問題を内蔵しながらも、対社会的には一応尊敬を受け、安定したものであった。

れっきとした「奥さま」の地位に安住していられたのは、家事は「女性の天職」論に守られていたからだとはいえ、家事だけに専念していることに、主婦自身がひけめを感じなければならないという社会的風潮はなかった。当時の主婦たちは、むしろ家事、育児に専念することを誇りとして精神的安定を得ていたといえる。

また、封建制度のもと、階級的差別、男性への隸従に疑問を感じていたとしても、すべての女性が法的にも、身分的にも、職業的にも、教育の上からも男性と差別されていたので、被圧迫階級としての憤懣は、女性一般のものとして多元化し、多方面に分散していたともいえる。

ところが戦後四分の一世紀、法律的、経済的、社会的変化、技術革新など、歴史的変化を経過した今日では、主婦の仕事の範囲は日

日狭められ、質的にも変化し、専業主婦は家事、育児のかたわら他のことに目を向ける時間的余裕と、肉体的エネルギーを持つようになつた。反面、家庭内の主婦の地位が向上すると同時に、主婦に対する社会的評価は低下した。

「女性も仕事を持つて働くべきだ」「女性が真の自由と主体性を回復するためには、経済的に独立できなければならぬ」という女性解放論が、ひろく一般に浸透した結果、女子就業者中の共かせぎ率が五二・四%、女子雇用者中の共かせぎ率が二五%と、年々増加の傾向をたどり、共働きはめずらしいことではなく当然のこととなつた。

また、戦後、女性は男女差別のない教育を受け、進学率のめざましい伸びにみられるように、女性の知的水準は向上し、社会情勢にも関心を持つようになったので、社会から疎外された家庭にひきこもって、家事、育児だけに専念することでは、主婦はもはや満足を得られなくなってきた。

時代社会の進展とともに、つねに与えられる社会環境に受け身であつた専業主婦層の上にも、あらたな問題が次々と生起した。

家事に生きがいを見出せない。なんとかして家事以外に生きがいを見出さなければならない。余暇をどう活用するか。育児に手がかかるのは、ライフサイクル上の一時期だけである、子供の独立したあとの老後の空白をどう埋めるか。などが専業主婦層の当面の問題である。

このような問題ととりくみ、考え、行動に移してゆけるひとびとは、現在主として中所得者層とよばれる階層に属する専業主婦たちである。中所得者意識を持つ層は、次第に拡大されてきているので、ここでは、いわゆるサラリーマン家庭程度の生活をしているひとびと、ということにしておきたい。

経済的理由から、生活のためにからだをすりへらして働かなければならぬひとびとから見れば、専業主婦層の目下の悩みは、贅沢な悩みとうつるかも知れない。

家事、育児の社会化が急務である共働きの主婦たちにとっては、週休をふやし、自由な時間を獲得するのはこれから的问题である。けれども、すべての婦人が豊かな心と自分のための時間を持ち、主体的に人間らしい暮しができるようになるためには、いま専業主婦層の置かれている立場や、直面している問題をあいまいにし、避けて通ることはできない。

新しい視点からこの問題を考えることもまた必要なことと思われる。

従つてここでは、中所得者層に属する専業主婦に主眼を置きたい。

### 専業主婦の悩みの原点

家庭の外で働く婦人たちが、「職業の機会均等」「男女差別の廃止」「男女同一賃金」「身分昇進の平等」「女子若年定年制廃止」「保育所の要求」など、いまだに解決されない諸問題をかかえて苦闘している間に、家庭の中では、封建的束縛からの婦人解放が、封建的秩序からの脱却とともに、比較的すみやかに進行した。

まず「家」の重圧がはね返され、嫁は姑の抑圧に抵抗した。家庭の民主化は新しい法律に護られ、民主主義的世論に支えられて、一步步前進した。

「パパ活」という言葉が一時流行したが、言葉通り嫁と姑の地位は逆転し、姑は家庭から追放されてしまった。かつては婦人問題のトップを占めた「嫁いびり」や嫁と姑の葛藤の話題が、現在では全く片隅に追いやられていることがその現れである。

老齢人口の増加、孤独で経済力を持たない老人など、近年老人問題が表面化してきたために、再び老若同居説が現れる素地ができる。きているが、「パパ活」を完璧に仕上げさせたものは、日本経済の高度化による都市化、核家族化の進行であった。

核家族化の進行が、もつとも急激に行われたのは、昭和三十年から四十年までの約十年間であり、経済の高度成長は家庭の電化を促進し、家庭の中の生活構造を変え、家庭の機能をも変革させていった。

核家族化率七〇・四%といわれる核家族の家族構成は、平均して夫婦と子供二人の人員から成っている。核家族では主婦の頭をおさえ、行動を規制する姑の存在がないので、夫の留守中家事一切をつかさどる主婦の意見が急速に強力となり得た。わが国では、先進諸国にも例を見ないほど多数の家庭の主婦が夫の給料袋を把握しつ

つ、家庭経済をやりくりし、妻として、母として、一個の人間として自己を主張し、主婦の地位を確立させていったのである。

家庭の電化が進み、「三種の神器」「3C」（カー・クーラー・カラーテレビ）などの言葉がもてはやされ、商業主義的売り込みによつて、生活水準が押し上げられ、一応の電化製品を備えた生活が「ひと並み」の生活となつたのもこの頃である。

その結果主婦は、「三食ひる寝つき」の悪名とともに、いわゆる余暇を手に入れたのである。こうして手にした余暇は、インスタント食品、既製服に代表されるように、調理の手間をはぶき、家庭のミシンにはほこりをかぶらせながら、家事を企業に肩替りさせることによる部分的社会化によつて、さらに容易に手に入るようになつたのである。

余暇は、好むと好まざるとにかかわらず、家事、育児を女性の義務として行つたうえで残される時間を指すのであり、資本主義の枠の中で、資本主義の発展の結果、棚ぼた式に手に入つたものである。余暇と家事は余暇がふえれば家事についやす時間が減るという反比例の関係にある。これは、家事、育児を女性の義務として押しつけることのない、社会主義社会における家事、育児の社会化とは本質的に異なるものである。

余暇を獲得する以前から、専業主婦の意識の中には、家事を能率よく片づけて暇を生み出し、自己開発のために使いたいという、願望が成長しつつあった。家事の能率化を研究する一方、人手不足も手つだつて、妻は夫に家事への協力を要求していく。

その一部がマスコミにとり上げられ、「マイホーム」女性化路線、「日曜サービス」の要求、「教育ママ」「女上位」として嘲笑的

になつた。

婦人の解放はいまだ達成されず、家庭の主婦も解放されてはいないけれども、男性支配の社会で働く婦人に比べれば、家庭内ではほぼ男女同等の地位を得ていると見てよいであろう。（夫婦間の権威の型）核家族の場合（夫優位型四%、妻の優位型一〇%、一致型一六%、分業型七〇%。増田教授による神戸市の核家族調査による）

民主主義下の家庭の中では、男性による女性支配、圧迫階級と被圧迫階級の対立は、普通の場合、はつきりと現れるものではない。夫婦の愛情、子供の存在など、複雑な緩衝地帯の存在によって、たとい主婦の自己主張が全面的に夫に向けられ、夫に依存したものであつても、何となく受け入れられる素地が充分あつたのである。

しかし、主婦が家事に忙殺されることから解放され、余暇をもち、考える余裕をとりもどした時点で、あらたな悩みが始つた。

第一に、家事はつまらない仕事である。自分の持つている能力を発揮できない。自己実現のチャンスを何かに求めたい。という自覚と、才能の全面開花への模索である。

第二に、女性も仕事を持つて社会的労働に参加する権利がある。ところが中年以上の主婦に開かれている職場は、パートタイムに代表される単純労働の業種である。自己実現のできる業種ではない。生きがいある職業への脱出口は、大部分の主婦に対してふさがれているという、社会的労働からの疎外と、専業主婦からの意識上の脱出はできても、事実上の脱出はほぼ不可能という悩みである。

第三に、家事はつまらないという実感と、主婦の業績（家事・育児）に対する低い社会的評価から来る自己嫌悪、劣等感、挫折感、悔恨、不満など心理的問題である。

第四には主婦の地位に対する社会的評価が引き下げられる風潮ができ上ったことである。家事専従の妻は、旧来のように美德として讃えられず、母としても、母性崇拜の神話の神通力を失った。銀座ホステスなど、旧来主婦から見下されていたサービス業の婦人たちの名流化。妻でなくとも、その英断と勇気を讃えられる未婚の母。主婦、妻であるよりも、女であることのほうが重要な時代的風潮などである。

従来、長年月をかけて婦人解放についての議論は交されてきたし、それは高度な水準のものであったが、いわば婦人解放理論の副産物とでもいうべき言葉が残された。主婦は「寄生虫」「永久就職」「主婦業は職業ではない」「楽な道」「終身契約壳春婦」その他である。折りにふれ、繰り返しこれらがマスコミを通じて散見される。婦人も社会的労働に参加し、自立することが、婦人解放への道であるとする理論に従えば、専業主婦の存在理由を高く評価することは、婦人解放をはばむもととなるところから生れたのである。これららの言葉は、主婦層の啓蒙に役立つたと同時に、劣等意識を助長する結果をもたらした。

現在の主婦の悩みの原点は、家事労働に自己を埋没させることの空しさを、主婦自身が自覚したことにある。そこから生きがいを求めて脱出しようとするために、さまざまな悩みが派生したのである。

### 主婦啓蒙の時代は終った

現代の主婦の悩みが、主婦の自覚から発生しているとするならば、もはや主婦を啓蒙するためには使われてきた「寄生虫」

「楽な道」などという言葉は不必要であり、有害である。過度の言葉は、コンプレックスを刺激し、よい人間関係を破壊する。心の平安を失うことは、経済的悩みその他物質的悩みと同様に、人間の解放をはばむものである。

専業主婦たちは、現在置かれているそれぞれの立場から活路を見出そうと努力し、生きがいを求め、社会参加を志して活動を開始しているのである。経済的自立抜きで、現状を肯定するところからの出発である。

各種の趣味の修得、古典研究その他の勉強会、サークル活動、母親運動、平和運動、消費者運動、住民運動、再就職など、各自のできる範囲で行動半径を拡げつつある。

このことは、家庭内で自己主張をつづけてきた主婦パワーの、社会への拡大とみることができる。とくに公害、日照権、物価高などに対する主婦層の運動は、無償の世直し運動として評価されはじめている。

主婦層としても、これらの運動を通じて社会に参加し、社会に役立つ仕事をしているという満足感をもっている。これら主婦層の運動は、平和志向型であり、いわゆる婦人解放への路線と直接結びついてはいない。しかし無価値な運動ではない。両者が連結されか、されないかは今後に残された問題である。

もう一つ残された問題は、家事労働に対する評価の問題である。周知のように昭和三十年代に行われた、いわゆる「主婦論争」の主題である。家事労働に価値を認めうるか、認められないか、というのが論点であった。

この論争から、経済学的には、家事労働は生産的労働ではない。

主婦の労働は剩余価値を生産しない。従つて家事労働には価値を認められないということが、はつきりと打ち出された。近代経済学の方法によつても同じことである。国民所得に計算されない主婦労働に、経済学から価値を認めさせようとする試みは、いまのところ不可能である。

しかし、「主婦論争」を通じて、はつきり家事労働は無価値であると決着がついたわけでもない。人間が生存を続けて行くためには、形式や方法は変つても誰かがしなければならない労働であり、実感として家事労働は有用と思えるところに、もやもやと割りきれないものが残るのである。

経済学に頼らなくとも、ほかの方法で価値を認めてゆくことはできるはずである。たとえば、法律、税制、社会年金などで認めていくということである。ただ、家事労働は価値ある仕事であると、はつきり認めてしまうことは、男性支配の社会情勢からみて、「女よ家庭に帰れ」と悪用される危険性があるので、手加減がむづかしいところである。

主婦が、いわゆる余暇を持つてゐるといつても、それは家事労働のかたわらの余暇であり、中途半端な時間である。余暇活用の問題が今後の問題であるといつても、主眼はまだ家事に置かれている。専業主婦が自ら自覚していける自己開発、自己実現を全面的に達成するためには、あまりにも束縛が多過ぎる。余暇による家事からの解放でなく、全面的に家事から解放されることが、主婦解放の姿勢であろう。その上で家事を選択することと、実状を肯定することとは本質的な違いがある。家事労働の評価をめぐって、長い伝統を持つ女性の仕事として、価値を認めるか認めないか、堂々めぐりがくり

かえされる現状からすれば、育児からの専業主婦の解放は更に困難が予想されるであろう。母性とは何か、について現在各学問分野の知恵を結集して研究がつづけられている。子育ても、本来女性だけのする仕事ではないということが、一般的に理解される日も遠くはあるまい。理解されることと、実現されることとは同じではないが、資本主義の枠の中で、一步一步婦人解放への研究と歩みがすすめられているのである。

これについて、田中寿美子氏は、「新しい家庭の創造」の中で、次のようにソビエトの状況を紹介している。「現に家庭に主婦としてのこつている婦人と、職場で社会的生産にたずさわっている婦人と、どのように評価していらっしゃいますか?」「ソビエトの婦人の生活の大切な目標は社会的生産に従事することにあります。私たちは、家庭で主婦となつてゐる婦人も、職場で働く婦人も平等に評価します。主婦として働く婦人は家庭に寄与しているからです。主婦は、職場で働く婦人と平等の法律上の権利があるだけではなく、イデオロギーの上でも平等に評価されます。すべての婦人はどのような職業をも選択する自由があると同時に、職業につくかどうかを自分で決める自由があります。ソビエト社会では、家庭と社会とは別のものではありません。家庭は私たちの社会の基本的単位であり、生命そのもののですから」と。

### 価値感の転換

婦人も仕事をもつて経済的に自立することが、解放への道である。ということは、遠く平塚、与謝野、山川諸氏の「母性論争」当時から論じられている。たしかに経済的自立なくして他人に依存し

ていては、自主性ある生き方はできない。経済的自立は、大変重要な条件であるけれども、経済的に自立すれば、ただちに婦人が解放されることはできない。経済的自立を基盤として、それ以外の諸条件がみたされなければ、眞の解放とはいえない。精神的満足を得ることも、そのために必要な条件の一つである。

精神面に価値の重点を置く考え方として、婦人公論四月号に、「主婦こそ解放された人間像」という問題を提起された、武田京子氏の意見を借用したい。『もうひとつのグループの主婦たちは、「女性解放の目ざすところが、ほんとうの意味での人間解放になるか、現時点で比較するなら、人間として解放されているのは、むしろ主婦のほうなのではないか』』という意見を持つものであつた。『彼女たちは、現在の生活を否定し、そこから抜け出して、男たち、共働き妻たちの仲間入りをして、生活というよりも生存としか云えないような毎日を送るよりは、家事、育児を女なるが故に強いられる役割としてではなく、たまたま選んだ仕事として受けとつて、より人間らしく生きる方をとるわけである。』「職業を持たない専業主婦たちは、百パーセントの生活人間である。男性とか共働き妻たちは、主体は生産人間であつて、残るわずかの部分で生活人間でもある。」「生活人間としての自分の存在をほとんど不可能にしてまでかまわないほど、生産人間であることにそれほど価値があるのだろうか。」「主婦こそ、家計の責任を負うことなく、後顧のうれいなく冒険とか創造とか、未来や真理の探究にいそしめる立場におかれている。」といふものである。（長文なので、全部引用するわけにゆかず、大意ということでおゆるし願いたい）

公害問題、ゴミ問題、住宅問題、週休一日制問題などにちなん

で、最近福祉路線の重要性が強調されている。自然にかえれ、人間らしく生きよう、企業に奉仕するよりも生活を優先しよう、などの呼びかけも盛んである。また円切り上げに関連して、日本人の働き過ぎが反省されているおりもある。

ウーマン・リブ運動、若者男女の脱就職傾向、脱社会、脱サラリーマンなど、従来と全く異なる価値観に立脚する考え方や行動が、つぎつぎと現われている時代である。これらは、従来の固定観念にとらわれない全く自由な発想法にもとづくものである。そして、労働志向型と労働逃避型の二つのタイプから成っている。

人間の幸福や生きがいに関することは、心の問題である。主としてどこに価値を置くかによって各自の人生観が決定されるのである。

## 既刊会報

- No. 1 主婦の就職（品切れ）
- No. 2 結婚・家族について（品切れ）
- No. 3 婦人の働く意義について（品切れ）
- No. 4 女子の職業継続か中断か（品切れ）
- No. 5 現代日本の家庭（品切れ）
- No. 6 婦人の「適職」について（品切れ）
- No. 7 変る婦人の職業（品切れ）
- No. 8 女子教育について（残部僅少）
- No. 9 誰のための家庭（同上）
- No. 10 婦人と社会保障（同上）
- No. 11 高度産業社会と婦人
- No. 12 雇用構造の変化
- No. 13 高度産業社会と消費
- No. 14 現代の婦人解放
- No. 15 母性とは何か

# 女性べつ視の根源を求めて

—私の女性論への模索—(一)

田 中 寿美子

(参議院議員)

## 1、女性史、女性論にとりくむにあたっての私の立場

1. 女性史、女性論にとりくむにあたっての私の立場
2. 人類学者の考える母系制と父系制

私は私の生涯を通じて、戦前には女性史や女性論を独学で勉強したものですが、戦後にも仕事をしながら婦人論にたえずたゞさわって来ましたので、菅谷さんがこの間「女性べつ視の根源をさぐりたい、どこから一体女性の歴史の中で、男女の差別が出て来たんでしょう？」と言われました。私も婦人解放の一一番のポイントはそこにありますし、そのべつ視の根源がわかれれば、その根源をなくす方法も考え出せるということになると思うのです。ですから婦人解放への模索をする時には女性べつ視の根源を探るということになるのだろうと思います。

今、ウーマン・リブの運動が全世界的にひろがって來たのも、そういうな考え方からだと考えます。

私もそういう研究に一つの寄与をしたいと考えます。長年そう考えて來たし、自分の生涯の仕事のまとまりをつけていきたいと思つていおるので、今年も一月一日からアメリカの人類学者、ロー・ロウ (Lowie) の Primitive Society (原始社会) という原書を読み初めました。ロー・ロウもマーデックもすでに名前を認められている人類学者ですが、このような、マルクス主義者とは相容れない人達の主張をもう一度見てみたいと思ったわけです。

ところで日本の女性解放運動は戦前の七十何年にわたる女権主義の運動と、無産運動での女性解放運動の二つの側面がありました。戦後二十六年間には男女平等の法制化の下での婦人解放運動があつ

たと思います。西欧諸国では一九世紀の後半からすでに婦人解放運動がおこり、長い歴史をもっている、それにもかかわらず、いま、アメリカ、ヨーロッパ、日本にあらたな婦人解放運動がおきなければならぬ意味を考えたいのです。

ウーマン・リブについては井上さんも書いてらっしゃいましたが、私の考え方では、皮相的セックス論議に熱中したり、形の上で奇抜さに浮身をやつすのではなくて、いまや理論的なとりくみが始まっているのではないか、と思われるのです。これまでの婦人論や婦人解放論に、あるいはそのためにやって来た運動の仕方、そういうものに反省すべきことがあるとしたら何なのだろう、そして新らたらに婦人解放運動を昂揚させなければならないとしたら何故なのだろうということをきちんと考えたいと思つたわけです。

私にはこれまでやって来た自分の研究や運動の反省点としては、第一になぜ男女の差別が撤廃されないのだろうか、何かずい分やつて来たつもりでも男女の差別が撤廃されない。第二に男女差を永遠の中に非常に強く抱かれている考え方ですが、男女間の対立というのには、階級対立を越えて永遠に存在するという考え方か、一体この考え方をもたせる根拠は何なのだろうか？第三には資本主義のワク内で考へておこるから永遠に男女対立のワクから飛び出せないという考え方になるのだろうか。あるいは社会主義、共産主義社会というように私達は今まで未来を見ていたわけですが、そういう社会になつても男女差別はなくならないものなのだろうか？現在の社会主义国家は、まだ過渡的な段階だと思っています。例えば中国でもボーボー・ワールの言葉ではないけど「共産主義をめざす長い道のりの途中に

あるんだ」という様に考えられ、まだまだ階級を全般的になくしてしまっているというふうに云えないのではないか、男女の差別といふものは社会体制を変えただけでは残るのではないか？

第四にこれまでの婦人解放論に欠陥はなかつたかどうか、例えば女権主義の解放論は沢山ありました。私たちの生涯に戦前に私達がよく見て來たものは、婦人参政権運動を中心とした非常に強いフェミニズムですね。女権主義の運動はありました。これは名前を上げるまでもなく市川房枝さんなどの女権主義運動、それは女性を男性のレベルまで引き上げるということが目的だったと思います。それではもう一方の社会主義の婦人解放論というのはどうだったろうか？その婦人解放論にはあまりに公式主義があつたんではないだろか。例えば婦人解放論の一番基本的な公式というのは「経済的独立が婦人を解放する」という理論です。戦後も私はずい分このことはを使ってきました。しかし、経済力が婦人を解放するという考え方ば、資本主義のワクの中では経済力を持つてもなお解放されないという矛盾を沢山見て來ております。これについては、例えばロシヤ革命当時のリーダーの一人であるコロンタイなんかは資本主義の下で婦人が経済的独立をするということは、婦人を解放するのではなくて婦人を使つてゐるご主人の方の地位を上げるのにすぎないということすら言つてゐるので、例の「主婦論争」がおきたのもこういう点への疑問からだつたわけなんですが、婦人解放という公式論、「経済力は婦人を解放する」という考え方、それが正しいかどうか？それからまた、これまで私たちが抛りどころとしてきた社会の発展についての公式があつたわけです。人類社会は氏族社会から封建社会へそして資本主義社会へ、資本主義社会から社会主义へ

社会へという順を追つて移つて行くんだと、この必然性にかんしては少しも疑いをもたないというものだつたんですが、この公式の必然性をそのまま信じていいものかどうか反省すべき点がないのかどうか？

氏族社会からの社会の進化の各段階の公式についてドグマがあつたんではないか、教条主義といいますか、公式主義といいますか、そういうような点を反省してみたわけです。

もう一点は、マルクス主義の婦人論を自由に検討してみる必要があるんではないかということ。私が、特にそれを考えるのは、私たちの婦人解放論というものは全部マルクス主義によつたものでした。私は唯物史観を信奉し、マルクス主義の社会の発展論を信奉してきました。戦後に実証主義的方法論を求めていろいろと勉強してみたりしました。根底にあるものはマルクス主義による、婦人解放論で、この解放論そのものについて疑うことなくその公式にあてはめてすべてを解釈していたのではなかつたかどうかということをよく考えてみたいと思つたわけです。

特に女性史の発展について、公式主義に陥つていたんではないか、そこからもつと自由になる必要があるのでないかと考えます。私たちはモルガン、エンゲルス、ベーベルの方式にのつとつていったわけです。モルガンの「古代社会」という、あれによって原始的な種族の社会の発展の法則が提出された、それをエンゲルスもそのまま材料として使つていますし、そして私たちが聖書のように読み、自分達の思想の原点みたいにしたベーベルは全く、それらに論拠をおいたものだつたわけです。多くの社会主義の学者による婦人解放論も同じだつたように思ひます。戦前の多くの社会主義者の議

論もそうだし、それから戦後みんなが教科書として一番よく読んだ井上清さんの「日本女性史」もその公式によつてゐるものです。事例はいろいろととり入れておりますけど公式は少しもふみ出していない、最も重要な問題点で、自分で考えてみたり、自分で実証してみるというようなことはほとんど不可能な状況、あるいは不可能といふよりはしないで来たのではないかという反省があるわけなんです。そこで私は、人類学や民族学による原始社会、原始種族の実証的な研究の成果を参考にする必要があるのでないかとうふうに戦後考えはじめたわけです。今回再びきちつと考え直しているわけですが、歴史の記述というものは正確なものなのかそうでないのか全く判断出来ないものだと思います。一応伝えられている歴史、歴史上の物語、歴史上の人物というものは残されている文献と推量によるものだと思います。だからそれの上になりたつた理論というのは危険性が相当ある、だから公式を出しまして、その公式を全部あてはめて一般化してしまうという危険があるのでないか。

そこで私が非常に問題にしているのは、史的唯物論による解釈をどうとらえたらしいのかということ、社会の進化の理論、これをどうとらえたらしいのか、私は唯物弁証法を自分の信条にしていました。非常にダイナミックな歴史観としてはあるいは歴史哲学としては本当にそれは正しいと思つてゐます。しかし私たちのこれまでの唯物史観の把握のしかたは大へん固定してゐた、ということがプロレタリア文化大革命を行なつた中国での唯物弁証法のとらえかたを見ていてわかつたのです。私は、唯物弁証法を信念としているかのようであつて実はその公式にわざわいされて、すべて下部構造をかえない限り人間の頭はかわらないとか、社会はかわらないと思つて

いた、これを、精神の物質への転化とか物質の精神への転化という思想を実証してみせたのが毛沢東思想だと思いますが、そういう意味で唯物弁証法というものはもつともっとダイナミックなものとして見なければならない、もしそういうことがよく判つていれば、

女性史とか婦人解放論についての公式というものでガンジガラメに自分の自由な思考をしばりてきた考え方の方がおかしいのではないということに非常にはつきりとこの頃気がついているわけです。

実は戦後、潜在意識的に私はそういうことに気がつきました。そして私は文化人類学をやりはじめ、いろいろの人の著書を読みました。最初は生物人類学者のアシュレ・モンタギュの本を訳したり、次にミードを読んだわけです。それでミードの「男性と女性」をほんやくしたんですが、そういうことをやっていて、一九五四年から五五年に私はアメリカのプリンマー大学に特別研究生として入り、文化人類学と社会学の文献をあさったわけです。そのときにアメリカ・インディアンについての研究を少々しました。アメリカ・インディアンというのはアメリカの今の白人たちの前の原住民なんですが、この原住民がまだ、相当程度に原始的な慣習をもつたままでアメリカの各地に残つております。そしてアメリカ・インディアンの種類は非常に数多いのですけど、それぞれがつた生活様式——これを人類学では「文化」と称します——をもつています。ここでついでに申し上げますと文化というときに、人類学者たちは文化というものを非常にひろくとらえます。史的唯物論では経済機構は下部構造であつて、その上に思想、文学、教育、美術、生活様式それらせまい意味での文化など、すべて上部構造としてのつかれていました。大体、人類学には女の学者が多のです。私はミードの「男性と

めで全人間の生活形態を文化と呼びます。ですから一つの文化と彼らが呼ぶときには、その社会全体のあり方を指していくわけなんです。

アメリカ・インディアンの文化をいろいろとくらべてみまして、大変たくさん具体的な、実証的なデータを手に入れてみると、これまでの婦人解放論の公式が必ずしもそのまま通用しないのだとわかつたのです。つまり、婦人解放の議論を私は長い間やつて來たし、その信念として持つて來たけど、公式論のワクの中でしか論じる自由をもたなかつたのにくらべて、そうではなくてもっと自由に自分が納得して、それを裏づけるデータを持ちながら一つの婦人解放への道をさぐって行きたいとこういう考え方立つたわけです。

最近現地調査がさかんになつてきましたが、文化人類学とか社会人類学とかいうのは戦後しばらくは東大でも全くみじめな存在だったんです。私、東大の研究室に行ってみても本当に生物人類学教室に標本がたくさんあつたけれど、骨格を調べてみて、どこの人種は上等で、どこの人種は下等か、頭がい骨の大小や骨格をしらべるといった生物人類学が幅をきかせていました。文化人類学や社会人類学というものは学としてまだ確立しておられませんでした。そのうちに段々中根千枝さんが印度で現地調査をして文章を発表されたのがきっかけとなり、現地調査がアメリカで大はやりにはやつたものだから、日本は大分おくれてはやつてきたわけです。文化人類学がさかんになるにつれて今度はジャーナリストイックに女の人が太平洋の島に行ってめずらしい原始民族の習慣を面白おかしく週刊誌に書くという様なことがはやり、人類学ブームになつてしまいましました。大体、人類学には女の学者が多のです。私はミードの「男性と

女性」をほん訳しました。マーガレット・ミードはアメリカの文化人類学者の中でも現在でもすでに名声をつくりあげてしまった一人ですが、この人の現地調査の報告や論文を割合にたくさん読みました。そしておくればせながらこれから本格的に勉強しようと思つてるときに政治にしてしまって自分の研究を中断してしまったんだです。最近のウーマン・リブの運動がおこつて来て、もう一度本当にハタと反省させられたらし、刺激をうけました。今では専門家ばかりが発言する時代ではないと思いますので、再び勇気をおこして研究のための余暇をつくりたいとねがつてゐるのです。

この頃、女性史論がさかんになつてきました。「歴史学研究」に村上信彦さんの明治女性史について伊藤康子さんという人が、つぱり批評した、それに対して、村上さんが反論しているわけなんですが、村上氏は、まだ女性史というのはちゃんと出来上つた科学の分野ではない、だからいまや誰でも発言していいのではないか、発言するのは結構だけど発言するときにはルールがあるはずだ、と例えれば村上さんの書を批判するなら書いたものを十分理解して批判すべきである、どこかちょっとした点を引き出してそこをつぱりくやつつけることで自分が大変優位性を感じるようなやり方というのはどうかと思うという様な反論を書いているわけです。私は婦人論や女性史は人間の総合された科学という立場から考えていいのではないかと考えています。

以上が私が女性史や婦人論と改めてとりくむにあたつての立場です。

報告の第一は、人類学者の考え方から見て母系とか父系ということはどういうものであるかということなんです。

一九世紀の半ば頃からヨーロッパの植民地国の支配者たちは自分たちが支配する民族を研究し始めたわけです。したがつて生物人類学者の書いたものを見ると未開民族ほど脳みそが少ないとか、その骨格がどうとかいう様な研究が多かつたし、その民族はこういう様にすれば懷柔出来るという様なことを目的にして調べていたんです。それが第二次大戦以前からは大きな変化がおこつて來たと思いますが、私はアメリカのことしかよく知りませんが、アメリカの場合はちょうど日本を相手に戦争した当時、太平洋岸の日本人移民を全部一ヵ所に集結してそこでキャンプに入れました。その中で、アメリカの敵、日本人とは一体いかなる人種であろうかというので、人類学者を動員して米政府が研究をさせました。ルス・ベネディクトという女流人類学者は日本人キャンプに入つて、ケース・スタディを克明にやつてその結果「菊と刀」という報告書を書きました。したがつて「菊と刀」をお読みになつた方はお判りでしようが、名前で判るように菊というのは菊の花、日本人は菊の花をつくるようなゆうに優しい一面と、その反面、日本刀でグサッと背後からつきさすような裏切りな一面と持つてゐる人種であるということです。これは文化を「型」に分ける論法で、日本人という人種を菊と刀の二面性の人種としたのです。

## 二、人類学者の考える母系制と父系制

このように文化を型に類別する方法論の他に、アメリカの人類学者たちはアメリカ・インディアンの研究から、文字を持たなかつたこの民族がしばしばキカイ文明の高度な生活をしている現代アメリカ人より精神的に高い文化をもつてていることを発見して、アメリカ文明に対する大きな反省を促しました。そして、人類学者たちは一せいに文化というものは、非常にくれた低い段階から次第次第に高度な文化に進化するものとは限らない、というような理論をつくり出しております。つまり、文化というものを併列してみると、考え方方に立てるわけです。言いかえれば社会の進化論を否定しているのです。生物の進化論までは否定していないのだけど、社会の進化というのを否定してるわけなんです。

文化人類学者ローウィやマードックはそのことをくり返しきり返し多くのデータによって実証しています。私は今までマルクス主義者の書いた社会論を多く読んできましたので、人類学者のものを読むようになってから、歴史観がない、系統的でないという点でわざらわしさを感じたり、不満を感じたりしていました。今太平洋のニューギニアの種族の話をしてるかと思うとたちまち今度はアメリカ・インディアンの話にうつる、と思うと現代アメリカの核家族の話にとんでいくというわけで、歴史的な順序は何もなくて同じ様な型のものをみんな集めてみるというような形式なのです。つまり、意識的に、彼らは文化というものは低い程度のものから高いものへ進んで来たのではないことを強調したいあまりにそんなやり方をするのだと思うのですが、とにかく文化を歴史的にみない、超時代的に併列でみてるわけなんです。この人類学者たちの考え方からしますと、まず「母権」というものはないということになります。私は

「母権」というものはなかつたんじゃないかという議論は否定できません。

母権というのは matriarchy といいますが、モルガンやエンゲルス、ベーベルの方式では、人類の始めの原始共産体時代には母権社会があつたという考え方につけています。母権という考え方にはバッハオーフェンが一八六一年に「母権論」を書いたのがはじまりです。これが古典になっています。戦前にはバッハオーフェンからモルガン、そしてエンゲルス、ベーベルと母権の思想はすべての社会主义者に、そしてソビエトの経済学教科書でも貫かれていました。そのうち母権については社会主義圏の中でもこれは「母系」と混同してしまったんではないかという意見が出てきました。私も大分前からそう思っていましたし、日本の社会主義者もそれを認めていると思うんです。「母権」というのは母の支配ということであって、かつて原始共産体の時代に、そして後の母系氏族の社会の中で母親の支配というものがあつたかどうかということ、これははつきりしないわけです。むしろ人類学者は現存している各地の原始種族、こされはアメリカ・インディアンだけではなくてアフリカにもたくさん残っているバンツーとかホッテントットとか、あるいはシベリヤにも残っているキルギスとかその他アラスカのエスキモー・インディアンだとか、太平洋の島々に残っている種族などの習慣を見て、母系家族とか母系氏族というのはあるけど母権というのではないということを非常に強く主張しております。私も母権があつたという立証は簡単に出来ないのではないかと思います。

母権でなくて、母系氏族というのは母の血縁をたどった家族集団からなつていてる種族ということなんです。母の血縁というのやはり

方はいく通りかありますけど、母親から娘、そして娘の又娘、つまり女人たちに財産、土地と家屋その他その家にあるものを財産相続をさせていくことです。そういうやり方と母方の男の子に家族長の地位を相続させていく、時としては財産も母方の男につがしていくというやり方もあるわけです。母系家族というのはつまり財産がちがつた種族の方へ継がれないための方法なのであって、母親の生んだ娘のところか、そうでなかつたら母親と一緒に住む同じ母から出た兄弟の男の子につたえて、いつまでも一番年長の母親の血縁のところに家族を住まわせておく、だから母系家族ということは同時に母方居住制といいます(matrilocal)。母系というのはmatriarchalで母権は matriarchal です。

それから母系家族は住まい方が母方のところに住まうということが原則になっている、母方居住制といいますか、母系相続ならびに母方居住制をもつているのが母系家族の大体の形式です。この場合に権力をともなうか、ともなわないかということなんですが、現存している原始種族の中で女が支配者になって全面的な権力をふるっているのがほとんどないということなんです。それで母権がないといふうにみんなが否定しているわけです。事実上男の人が酋長になり家族長になり部族長になり、さらに種族の長になつていて。しかし多くの場合、財産権が女の系統にある場合には女がみじめでないということなんで、家も女の方が家つきですから、そういう意味で後の父系制ならびに父権時代のように女がひくい地位に落ちこんではないというだけだ、と人類学者は言うのです。日本の歴史前の神話の中で天照大神のような女の酋長が出ているから母権があつたんではないかということをよくいわれるけれど、宗教上のミコみ

たいなもの、そういう女的人はいたけれど氏族全体あるいは部族全体を支配するような母権というようなものはなかつた、あるいはあつたと信じられる証拠がないのです。

つぎに家族集団ですが、一人の母から子供が何人も生まれて、その子供の子供が一緒に住むわけですから、相当数が多くなります。この母系家族集団の家族長は誰かというと一番年長のお母さんではなくて、一番年長のお母さんの男兄弟です。それが家族長になるんです。そういう母系集団がいくつかあるのが集つて氏族の集団になります。氏族長に男の家族長の一人がなり、その氏族がべつの氏族と一緒になつて部族になるわけで、そこにも男の部族長ができます。ですから母権というものがなかつたということを非常に強く人類学者が強調しているということ、母系制と母方居住制とはたくさんあるということ、しかし同時に父系制が一緒にたくさん併列していること、特に現存している原始種族の中には父系制がいっぱいあるわけです。そこで父系制と母系制は共にあつたといふうに見ているわけです。また、財産を父方と母方と両方に相続させたり両方に分けてしまう制度も併存していること、したがつて母系から父系、そして双系といった順に発展するという原則は通用しないというのが人類学者の考え方です。

つぎに人類学者が言つてることは、さつきよつと述べましたが、社会の進化の議論を否定していく文化を併列にみるということなんですね。未開の民族は文明度が低かったとか、文化が低かったんだとか、未開の民族には道徳観がなかつたなどということこそ思いましたりであると、彼らの方がはるかに社会が決めたルールをきちっと守っていたんだという議論をして、現在のアメリカ社会等に見るた

い廃した精神文化にくらべればはるかに優れているではないかという見方をしている人もあるわけなんですね。人類というのは進歩発展する過程にあると云えないという言い方です。

この点は私は文化度というものは生産技術が発展していくにしたがつてたしかにもっと複雑になって来ているということは一つの発展だらうと思っています。しかし、その発展が人間にとつて偉であるとかあるいはそこから発展によって害悪が出て来たという問題の一つは、別の問題だらうと思うけれど人類学者はそういう面は全部度外視しまして文化というものは全部併列して型に分けるようなやり方、あるいは習慣によって違った文化が生まれたという見方をしています。ですから結婚の方式でも、私たちがモルガン、エンゲルス、ベーベルのラインで知っていた公式というのはまず乱婚から始まっています。乱婚から血縁の集團婚、それからプナルア婚——両方のきょうだい同士が結婚する集団婚、それから母系氏族、それから父系氏族、家父長制氏族、そして一夫一婦の単婚という、ちゃんとした公式だったのです。

「男性と女性」に出てくる七つの太平洋の原始種族の中で、あげられている例ですが、山一つへだててこちらの種族とあちらの種族は全く違った生活形態をもっている、それは一体どうやって出て来るのかというと文化人類学者の考え方では、一つは習慣だといふんです。内部からの何らかの刺激、あるいは外部からの何らかの刺激でちょっととした習慣が生まれるとその習慣が次々と拡大されていくってこう違ってくるんだ、という見方です。人類学者は経済力あるいは経済機構が経済構造が文化を決定するということは絶対に考えない。経済の発達と文化は何ら関係がないということをくり返しきり返し言っています。したがって婦人の地位を経済が左右するということもない、それは決定的なモメンツではないと、婦人が経済力を持つていればいくらかそれはたしかにプラスだらう。しかし婦人の地位を決定するものとは云えないということをローウィは非常に強く言っています。

ローウィやマードックの言っていることをもう少し紹介しますと、まず核家族というものが社会の基礎的単位なんだ、夫婦と子供というのが、これは原始的な時代からそうであつて原始共産体はありえない、否定しております。したがつて性のミニズム、これもなかつたと、乱婚というものは絶対になかつた、それから近親相姦も絶対なかつたと、近親相姦というものは動物が本能的にさせたものであるとし、かつて原始時代には人間の社会にセックスの共産体があつたと、誰でもかまわざ共有したというようなことはないということを言っています。それから結婚というものは未開の社会で、原始的な社会の経済の蓄積をする上に必要な制度であったといふ定義をしております。経済の蓄積というのは、妻というの

それではお隣り同士でまるで違う文化をもつてゐる種族がいますがそれはどうしてそうなのか？ これは私がほん訳したミードの

は動産とみなします。ですから女を購入すると云つた、花嫁の値段 bride price というものをちゃんと払わないと妻を手に入れることが出来なかつたのです。男はただなんです。女は動産ですからからかならず支払わなければ手に入れられない、それほど大事なものであるという意味にもなるわけですが、女を妻としてもつことによつてそこに自分たちの富の蓄積ができるんだと、だから妻を手に入れるときには相当額の代金を払わなくてはいけない、例えばアラビアの例で、家畜八〇頭ときめたら八〇頭を支払うか、その代金を支払うことができるまではお嫁さんを引きとることができない。また支払えないで一部分残して引きとつたりすると生まれた子供は妻の家の方に引きとられてしまう、人間は一つの動産ですから、そういう考え方を持つてゐる。そのことは、私たちの今の観念からすると非常に人権を無視したことの様に思つけど人類学者はその辺をつぎのように強調してゐます。一つの文化をもつてゐる社会において何が価値あるものか、という価値の評価を、今の我々の社会の評価としてはならない、その社会が貴しと考えるものを理解する力がなかつたら原始民族の理解は全然出来ない、彼らが女を動産と考え、そして女を妻にする時にはたくさんの財貨を支払わなければならぬといふことはいかに妻というものが大事な物件であつたかということなんだ——と。それは女を蔑視したものではないといふのです。

人類学者も、居住制の点で母方に居住しているといふ時にはいくらか女に有利であったといふことはみとめていきます。それから、經濟は婦人の地位を高めはしないこと、それから近親相姦がなかつた証拠には族外婚が普通の原則であつて、自らの氏族、家族集團は勿論のこと氏族集團の中の人とは結婚しないといふことは非常にき

びしいルールになつてゐたところが多いと云つてゐます。

よく文明の度合は婦人の地位で計るといふけれど、人類学者に言わせればこんなことは否定すべきことであるといふのです。婦人の地位は原始的な社会で今よりももつと安定しており、よいものがあつた、と。調査した種族の中で、狩猟民族や、遊牧民族よりは農耕種族のところの方に母系制や母方居住制が多く、いくらか婦人の地位がいいということはたしかにいふことができます。しかし母権はない、そうだからといって父系制のもとであるいは父権のもとで女はそんなにあわれではなかつたといふのです。一夫多妻制は相当あつたけれど、理論上からいう一夫多妻制と実際の一夫多妻制はちがうと。理論的には一夫多妻が支配してゐる社会でも、二人以上をもつことは非常に困難です。花嫁代 (bride price) があるので、妻を買う金、財産、家畜など、とてもそんなに能力のある男はそうたくさんいらないから。アラビアの狩猟民族で何人か妻をもつて労働力に使つていることがありますが非常に少ない。また一妻多夫といふのはたまにありますけれどこれは非常に男の少ない人口のアンバランスなどころ、あるいは非常に男が貧しくてブライド・プライスが払えないと云ふところで二、三人で共有するといふことはあり、兄弟で共有するとか、夫が死んだときに妻を兄弟が受けつぐといふのは各地である習慣です。これは非常に多くの種族の習慣で、これは財産継承と同じ思想です。これを性の共産体(原始共産体の一種あるいはその名残り)とみるのにまちがいである、と彼らは言つています。(つづく)

附記 本稿はさる一月の月例懇談会における報告の記録を加筆、訂正したもの

## 「現代家庭科研究序説」

水野作子

戦後、家庭科は、男子も履修し、民主的家庭生活の向上発展をめざす教科として出発したが、その意図も充分には教科内容に定着せぬままに、中教審答申による「女子の特性」の強調にみられるように、ますます主婦準備的女子教科へと傾斜している。また、教育内容と実生活での実用性との乖離、生徒や父母の家庭科軽視など、一口にいって問題の教科である。小中高校を通じて、家庭科教育に懐疑をもつ者にとっても、独自の科学領域が曖昧なところから悩み多い家庭科担当の教師にとっても、本格的な家庭科研究である本書は待たれた一冊であるといえよう。

大学家庭科教育研究会編、つまり十余名の主として大学の「家庭科教育法」や教材研究にタッチしている研究者や、経験ある高校教師の共同研究として執筆されている。そしてまず、教育史的理義、今日的な問題状況、家

庭科教育での「生活」把握、教授・学習過程、アメリカ、ソビエトの家庭科教育との比較研究、家庭科研究活動の現状と課題のさまざまの視点から構成され、現行家庭科の教育理念と実態を『分析的に、しかも広い視野から検討し、教科をめぐる問題状況をとらえなおす過程で家庭科教育の本質に接近しようと試み』している。

女子教育の史的展開は、丹念にあつめられた資料をもとに、天皇制教育体制内の良妻賢母教育形成過程及び、現在の矛盾を内包する戦後家庭科の構想・改訂のプロセスなど、興味深い。その他の部分も問題状況のするどい把握や、教科上の問題点の端的な指摘など教えられることも多く、家庭科領域での到達しえた理論水準のエッセンスといえるだろう。

国家の教育政策と国民の教育要求との緊張関係において、又、地域的な独自の実践を通して家庭科教育をとらえるという視角は、誠実に家庭科教育に関与している著者達にとって当然のことである。しかし、これらの実践の経験もまた微弱であり、したがっていわゆ

る家庭科廃止論争に対し充分な説得力ある独自性を確立しているとはい難い。ブルジョア単婚家族制の上に資本主義体制への適応と順応のイデオロギーが貫かれていた現在、女子教育も又新たな差別にすすみつある段階では、『家庭科』の枠組にとらえられぬ問題提起もあってよいのではなかろうか。平板で独善的な叙述の多い家政関係類書のなかで、群を抜いて良心的で密度のある著作であるが、謙虚に『現代家庭科研究序説』と命名されたのも、本質的構成への最初の里程碑たらんとされたゆえんでもあろう。女子教育史、教育政策、現状分析の部分の内容の充実に比べて、家政科の教科理論の独自の領域の構成には未だしの感があり、例えばこれは私見であるが『労働力再生産の場』としての家庭という資本主義体制内の経済的合理性の認識の批判的検討をも含めて今後の成果がのぞまれる。

望蜀のことをつらねたが、むつかしい壁に直面しながらの誠実な努力の集積であり、国民の教育権の上からも、多くの人々に御一読をおすすめしたい最近の収穫であると思う。(明治図書、一九七二、二月刊、一、一〇〇円)

# 女性史になにをもとめるか

西 村 紗 子

(中学校教諭)

## はじめに

ひとくちでいうと、女性が差別されるようになった根源と、どうすれば差別をなくすことができるかという方法、その場合、自分にできることはなにかということをみきわめたいため。また、将来の見通しなどをしりたいために、女性史を学んでいるといってよいであろう。つまり、女性史を学ぶことは、今の私の生き方とかかわっているのである。

### 一 公式論からの脱却

村上信彦氏も指摘されているように、これまでの婦人論には、いくつかの公式のような考え方があった。その公式論のひとつは、真の婦人解放は、階級なき社会が実現されたときにはじめて可能であるとするものである。現在の日本の資本主義体制が社会主義体制に変わったとき、女性は解放されると考えられている。たしかに基本的には、その通りであるとしても、それを単純に公式的に信じこむことによって、女性史から学ぶべき大切なことが抜け落ちてしまうのではないか。戦後、女性解放史のテキストとして、サークルや勉強会でさかんに読まれた井上清の「日本女性史」もそのひとつである。たとえば、つぎのように書かれている。

〔日本女性史〕下 三一新書一九五五年）とかかれている。井上清のこの女性史は当時としてはこれでよかつたと思う。しかしその後あまりにも長い間、この公式のみが信じられていたのである。この階級社会がなくなつたときに女性解放はなしとざられるという考え方には、うらがえせば、階級社会の存続するかぎり、女性解放はないのだという考え方を生み出した。そのため、目標は、階級なき社会実現に努力することで、それ以外の些細なことは、みなとるにたりないこととして黙殺されることになるのである。

そこから、こんな雰囲気ができていった。たとえば、活動の中で女子のお茶ぐみに疑問を感じた人がいたとしても、そのような問題を出すことは、より大きな目的の活動の足をひっぱることになるか

「女性を真に解放するものは、この労働者階級を中心として、農民市民すべての民衆が團結することである。團結して日本民族の解放をかちとり、かたく平和をまもりぬくことである。民族がどれい化されており、軍国主義が支配しているかぎり、女性の解放も幸福もありえない」たしかにその通りである。それにつづいて、「すでにこの地球上の陸地の六分の一をしめる大国ソヴェート同盟では、あらゆる社会的なまた民族的な搾取と圧迫と差別を根本から廃止し、したがつてまた男女のどのような不平等もしない社会ができていているし、東ヨーロッパの諸国や、わが国とはせまい海をへだてただけの朝鮮民主主義人民共和国、またとくにあの広大な、五億の人口をもつ中国が、いまや人民の民主主義国となり、数千年来の中国の奴隸制的な、あるいは封建的な家族制度、女性の男性への底知れぬ隸従制を完全に一掃し、法律上はもちろんのこと、実生活の上でも男女の完全な同権と平等をゆるぎなくうちたてている。」

らいいことだ。どのような活動でも（たとえばお茶くみでも）それが、大きな活動のために役立つものなら、喜んでひきうけるべきではないかというわけである。このような考え方が支配しているところでは、とてもお茶くみの問題などをもち出すわけにはいかない。

このように、活動家といわれる人たちにさえ、女性差別（軽視ではなく）があたりまえのこととして身についてしまっているのをみてみると、この人たちが目標とする来るべき社会がきたとき、そしてこの人たちがその社会の指導者となつたとき、果して女性解放がなしどうられるものやらと首をかしげざるをえない。来るべき社会が来たとき、これらの指導者の頭の中の古い女性観が一大転換をとげるなどということは、とても考えられないのである。

六〇年安保のころまでは、もつとも前衛とされていた人たちの間でも、男女の差別などという些細な問題は表面にはでてこなかつた。表面はいつも勇ましいことで一杯だった。ところが七〇年安保のときは、すこしちがつていたようだ。たとえば学園闘争のさなか、安田講堂の中へ男子学生と共に籠城した女子学生たちは、オニギリをにぎつて男子学生を援助していたということである。一方、それに対する一般のうけとめ方は、オニギリをつくつたことを美德とするのではなくて、ナーンダという軽い失望であつたと思う。最も革命的だと氣負っていた男女が、意外と古い意識で行動していたといふことが白日のもとにさらされたといえよう。そこに無意識のうちにあるものがはつきりしたわけで、ここから一步前進があると思うのである。

最近、赤軍派が社会の話題となつてゐるが、この赤軍派でベイルートへ脱出している重信房子は「赤軍派は女の扱いがけしからん。

初めから一定のワクに閉じ込め、限られた仕事しか与えないとつてゐる。（七二年四月四日、朝日新聞）

市川房枝氏は、赤軍派の女が「異性関係のあやまち」を理由として肅清されることについて、「女性が社会の矛盾にめざめ、反戦運動や学生運動に身を投じた場合、運動の内部では、ハウスキーパーとして男に従属させられ、時にはセックスのサービスまでさせられる。これでは女の真の解放にはならない……。今度のケースでその辺が事件の展開にどうつながっているのか」とのべていて。

赤軍派ばかりでなく、人間の解放をめざしている政治的組織や組合の中でも、ハウスキーパー的男尊女卑の差別観がのこつていて。

七二年四月八日の朝日新聞の記事によると、静岡県沼津市の大手工作機械メーカーでは、労使が締結した昇給協定の中に「女子従業員は二十三歳以上は二十二歳を適用する」のただし書きがついている。つまり、ベースアップの年齢給配分は男子は四十五歳まであるのに、女子は二十二歳で頭打ちとなる。それで、この職場に二十七年間も働いてきた四十八歳の女子従業員が「男子と同じに仕事をしているのに差別されるのはおかしい」と組合にもちこんだが、らしがあかず、問題は沼津労基署にもちこまれた。つまり、労使がぐるになつて女子従業員を差別していくことになる。

社会主義だ、組合だから女性の解放につながるだろうと安易に考えることは、まちがいのもとである。今、求められているのは、女性の解放は社会主義になつた暁に実現するという公式ではなく、その公式を骨とすると肉である。むしろ公式のかげにかくされている差別をはつきりさせ、女性解放の歴史に位置づけて行くことが求められていると思う。

公式論の二つめは、女性が差別されるようになったのは、女性が生産的活動に参加していなかったためであるとするものである。原始時代や古代のように女が生産活動に参加していれば、女性の地位はこれほど低くはならなかつたであろうとする論である。たしかに経済的に独立せず、人に依存していることは、女の地位を低くした。しかし、それでは、生産活動をしていさえすれば、女性の地位が高かつたかどうかは疑問である。

瀬川清子は「女のはたらき」「販女」「海女」「村の女たち」などの著書で民俗学的方面から女の労働をしらべているが、これらを読むと、女が生活のために身を粉にして働いており、一方男はそれほど働いていなくても、男の地位は低くない場合が書かれている。海女の場合のように、女が直接生産労働に従事し、男は、それともの値を決めたりする。今でいうと、労働者と管理者のような役割分担で決して生産労働に参加している女の方が、地位が高いわけではないのである。近世以後の女の生産活動と地位とは、どのような関係にあるか、更にくわしい知識を必要とするが、現在の時点でみても、女が経済的生産活動に参加しているからといって、それが直ちに、差別をなくすことにつながっているかどうかは疑問である。

このように階級のない社会が、人間の平等の基盤であること及び女性の独立は経済的活動に参加することで得られるという二つの公式論は、その基本的方向は正しいとしても、果してそれで十分かどうかの問い合わせに対する答えを私は女性史に求めているのである。

そのためには、もっと多方面からの女性史の研究が必要となる。女性解放史はもちろんのこと、文学、民俗学、政治経済史、科学、教育、などあらゆる面からの女性史の研究が必要とされる。

## 二 差別が適性か

女子の差別の問題が、他の差別の問題とちがつて、複雑な点は、それが適性の論の上に立っていることである。

ここに「日本の教育はどうあるべきか」（教育制度検討委員会、梅根悟編）という本がある。先ごろ出された中教審の教育改革についての答申に対して、民主的な教育を考える人たちが書いた国民教育の実態分析であり、構想である。この中に『公教育における差別と現実』という項があつて、障害者、部落、沖縄県民、在日朝鮮人とあるが、なぜか女の差別はかかれていないのである。

これと同じことが、ある教育研究大会のレポートの中にもみられる。そこには、つきのように書かれていた。

### 社会科歴史年間指導案の△展開の基本

生徒の生活実態に依拠し、目標をふまえて、つきの諸点を基本に展開する。

① 在日朝鮮人、部落、沖縄の問題など差別の問題を軸にして展開

② 原始、古代と近代、現代に重点をおく。

③ 身近かな問題をとりあげ、歴史的に掘りおこす。

差別をなくそうとして、わざわざ△展開の基本』の中に差別の問題をもちこみながら、男女の差別は入っていない。しかも「身近かな問題をとりあげ、歴史的に掘りおこす。」といいながら、最も身近かな、男女の差別の問題を見落している。

在日朝鮮人や部落や沖縄の差別に比べて、女の差別は、それほど問題にはならないというのでわざと落したのであろうか。いやそ

ではあるまい。これを書いた人々は、書いている時、男女の差別のこととは、沖縄ほどには強く意識にのぼらなかつたのだろうと思う。男女の差別とは、厳として存在しながら、また、ごく身近かにありながら、在日朝鮮人や部落や、沖縄の差別と同列にあがつてこないで、見落されるという面をもつてゐる。中教審答申の中には、「女は家庭へ」の方向が、「適性」のことばで用意され、それに対応するものとして、すでに、すべての女子の高校生には、「家庭科」四単位は必修となり、義務化されている。

「特性」とか「適性」とか言ふことばはあいまいなことばである。料理（「食物」）に適性をもつ女子もいれば、適性をもたない女子もいるであろう。また男子で適性をもつものもいるはずである。また裁縫（「被服」）についても同じことである。なお、衣食住、保育など家庭一般に関することは、女子同様、男子にも、よき家庭人、社会人となるために必要なことがらであるにもかかわらず「特性」「適性」の名のもとに、特に女子だけが履修することになつてゐる。これは、「適性」の名のもとに、女性は「家庭を本分とするし」の教育をおしつけてゐるのである。これが性による差別でなくしてなんであらう。選択であつてしかるべき家庭科の技能面が、また必修であつてしかるべき、家庭一般についての知識・理解が高等学校の女子全部のみの必修となつてゐるのである。その下の中学校では、すでに「技術・家庭」を男女が別々に男子は技術、女子は家庭を履修しているのである。

そこには、適性という名によつてすりかえられた男女の差別があるのである。

適性の理論は、時の国の政策ともからみ合いながら、教育の場で

育成され、強化されている。浩宮の元養育係、浜尾実の「女の子の『躰け方』」（光文社）といふ本は、新聞によれば、発売八週で二十七万部も売れているとのことである。

この本は、男女同権、だが同質ではない。女の子の特性をのばす躰け方とは何か、という問題のとらえ方である。かつて明治の開明的な婦人論者が男女は同等ではあるが、同権ではないと論じたことがあつたが、その現代版が、同権ではあるが同質ではないということであろう。男女が異質であるところからくる女子の教育が「躰け方」となつて表われるところに適性といいながら差別が顔をのぞかせている。女とはなにか、男とはなにか、今まで適性といわれていたものははたして本当に適性か、適性とされなかつたもののうちにも適性があるのではないか、というような問い合わせへの答えもまた女性史研究に求めるもののひとつである。

### 三 家族制度、婚姻の形、性のあり方

婚姻の形は歴史とともに変化してきている。その過程において、女性の従属がだんだんと度を加えて來たのである。婚姻の形は、男女の性の上下関係をあらわしており、ひいては男女の人間の上下關係をあらわしている。明治時代の一夫一婦制が、男女の平等の上につくられたものではなく、女性のみが守らなければならない制度であり、男性にはぬけ道が用意されていたことは衆知の事実である。男女の愛情のあらわれ方を文学、民俗学などから歴史的にたどることを通して、また、婚姻の形、家族制度の形をたどることを通して、あるべき婚姻の形、性のすがたなどのようなものかをさぐりたいわけである。その点で最近のウーマン・リブの運動の一つに性的

解放に對しての試みが見出される。

ウーマン・リブ運動は、女の解放を目指しているという点の共通項は互にもつてゐるが、個人個人が、またはグループ、グループが独自の方法をあみ出してすすめている運動で、互に連絡のあるものもあれば、ないものもあるといった具合の、下から解放を求めて動き出した運動である。今までの婦人運動が上からライデオロギーに導かれて進められていたのに比べ、逆の立場に立つのである。

そのため、ウーマン・リブのある人びとは、「婦人」とか「女性」とかのことばを拒否して「おんな」ということばをつかう。差別は「婦人」や「女性」の中よりも「おんな」の中に多く含まれているからである。「婦人」や「女性」はあらたまつた口調であるし、どうどろした生活をひきずつていよいよ、正装した姿を連想させる。それに対しても「おんな」は生活の中でうごめいており、長い間、「おとこ」に抑圧されていたのである。だから「おんな」からの解放を目指すのである。この庶民レベルの発想は、まさに、女性史研究でも、求められているものである。今までの女性の歴史は、先覚者、エリートの歴史であった。それはそれなりに価値をもつことであつたが、前にものべたように、今、求められているのは骨のまわりの肉づけである。多くの女たちの生活の歴史である。その中から、真の人間解放の手がかりを考えようとしているのである。

性の解放を求めての下からのうごきとしては、数人でコレクティフという集団をつくり、その中で性関係をもつものがいても、それはかまわないし、いざれにしても共同で育児し、共同で生活する形をもつものもあれば、性的関係をもつても一夫一婦の結婚形態に入ることを拒否して『未婚の母 single mother』を貫いている場合

もある。また、あまりにも性の知識なく関係をもち、子どもを生まざるをえなくなつて悩んでいる女の例が多いとの理由で、性の知識をひろめてあるといっているグループもある。

いずれにしても、女の解放、人間の解放の方向を性との関係でさぐっているのである。ウーマン・リブの運動は、従来の婦人解放運動が、政治的権利の獲得を目的としていたのに對し、それが一應獲得されたあとに、また別の角度から解放を求めているのである。

バーナード・カレッジ教授で、コロンビア・バーナード大学女性解放グループのケイト・ミレットは、性の革命は、理性的、倫理的、人間的見地からみてのぞましい次のような状態をもたらすだろうといつている。

① 性的抑圧の終結、性的表現、行動の自由、② ユニセックス、すなわち性による性格、気質、行動の差異の終結、③ 「男らしい」とか「女らしい」とかわけられている特質を再検討し、それらが男女双方にとって、どういう人間的有用性と長所とを持っているかを全面的に考えてみると、④ 性の役割とか性の身分差とかの廃棄⑤ 家父長的私有制家族のもとでの若い人びとに對する昔ながらの抑圧と、彼らを財産視することの廃止、⑥ バイセックス、すなわち強制された片意地な異性愛の終結、⑦ 歴史的に存在してきた性關係の形態の終結、⑧ 権利剥奪と抑圧との一千年のあとで女性が自由と全面的な人間的条件を獲得すること、そして男女ともに眞の人間性を手にすること。（合同出版社「女から女たちへ」）

このようにのべているが、最近のウーマン・リブの運動も加えて、人間の性の本来のあるべき姿というものを女性史を通してさぐりたいのである。

#### 四 「女の論理」の回復

今まで、女の物の考え方は、非論理的、感情的などのことばでもってあらわされ、論理的、理性的に比べて劣ると、これもまた簡単にみなされて来た。最近の技術万能主義、物質主義が、公害などを発生させて、人間らしい生活をおびやかし、一方人間は主体性を失つて企業のもとで働く機械にされ、時間によって動かされている。このようなとき、人間の主体性の回復ということを求められていた。脱サラリーマンがその代表である。そして、今まで、論理的、科学的、筋が通っているなどとして価値をおかれていた、いうなれば、男性の論理が、非人間的なものではないかと反省させられてきたのである。それに対して、「女の論理」が一見、非論理的、感情的にみえながら、人間的な価値をもつてているのではないかと見直されてきたのである。

女性は出産という生理的特殊性をもつてゐるし、育児の仕事も女性がひきうけてきた。また、家事、雑用といつた人間の生活に必要な仕事も女性がひきうけてきた。これらの生活に欠くべからざる必要な仕事を全部きりおとしているからこそ、男性は社会で、八時間なり、十時間なり、夜中までなり働けたのである。

このような男性でつくられた社会は、当然人間性を無視する社会となつたのである。當利のみを目的とし、人間性を忘れたのである。人間的な社会とは、人間らしい生活をしながら働ける社会のことである。女性が男性と同等に社会で働こうとする場合、当然、出産や育児や家事雑用を背負つている女性の側にその矛盾はよりはつきりあらわれる。出産のため休まなければならない、育児のため休

まなければならない、子どもが病気のため、休まなければならぬ、その他、家事、雑用の時間が必要である。これらはみな、企業にはマイナスとして評価される。人間的な行いはマイナスなのである。「モーレツ社員」は人間的行為をカットして生れるのである。しかし、女性にしわよせされているこの問題こそ、企業と人間を考える場合、人間に回復されなければならないものではないであろうか。企業にはマイナスになる非有効性の論理こそ人間回復の論理である。所美津子によれば、「片輪の子をも愛し、有効性を問わず、存在するだけで良しとする」論理である。歴史にあらわれた人間回復の論理をまた、女性史の中に求めるのである。

#### 優生保護法改正案の中絶を

今国会に厚生省が提出した「優生保護法改正案」にはかなり反対が強いようである。国立遺伝研究所の二人の部長は人口問題の見地から異議を唱え、家族計画連盟の理事会では有害無益と反対を表明している。リブの女性たちは「中絶は女の権利」と六月二日集会を開き、同十一日に、デモをするという。

厚生省は条文を純医学的にしただけ、中絶を減したり、人口政策的な意図はないといつていて、「経済的理由」を「精神的理由」に改正することが純医学的な問題か？ 素人にはわからない。

いすれにしても子供を生むのは女である。女の意志を無視するような法案には反対せざるをえない。女はもう権力の自由にならないことを知らせるためにも、この法案に日の目を見せてはなるまい。

(S)

# 女性史研究に求めるもの

加藤富子

(自治大学校教授)

温故知新という言葉がある。新しい計画を練つたりする場合、まことに過古を訪ね、現在への沿革の過程およびその背景を知り、諸外国の事情等とにらみ合わせて、将来への展望をまとめあげなければならぬ。

## 一 法制と実態の関係

先般来、アメリカで最近になつて、やつと男女平等の原則が憲法上明文化されたたといふので驚いている人が多い。何しろアメリカは戦後永らく日本に対し、きわめて自信に満ちた民主主義の宣教師の役割を演じてきた。そこでアメリカのほうが日本より、当然男女同権の原則が実現されているはずだといふ先入観に多くの人がとらわれていたのである。そのアメリカが民主主義化の基準でみると、法制的には、日本より遅れた段階にいたといふことが意外なのである。

ところで、アメリカの女性が最近になつて、やつと男女平等の原則を憲法上明文化させたといふことは、ごく簡単にいふと、アメリカの女性が保守的で男性優位のアメリカ社会の中で、一歩一歩実態を男性と平等に近づけてゆき、その現実を法制上確認させたということであり、アメリカにおける男女平等に関するタテマエと実態の

関係は、むしろタテマエのほうが数歩遅れていたともいえそうである。ところで、わが国の場合には、マッカーサー草案といわれるアメリカ司令部作成の憲法草案が、現在の日本国憲法の原案となつたことは周知の事実である。当時の日本の政治的リーダー層の感覚では、とても独力では、現在の日本国憲法程度の進んだ内容を持つ憲法をつくりあけることができなかつたことは、残念ながら否定しようのない事実である。つまり、日本の民主化は敗戦という深刻な外圧によつてもたらされた。男女平等の問題についても、実態よりも、はるかにタテマエのほうが進んでおり、憲法を頂点とする法制は、はるかに遅れている実態が追求すべき目標という面を持つてゐるのである。

このように、わが国の戦後の男女平等は、法制的につまり、形式的にみると当時の世界的傾向からは、先進的なものであつた。そして、その結果による女性に対する参政権の付与、高等教育の開放、官職の開放などが、次第に実質的にも、女性の実力を高め、その実態をひきあげつゝある。

私が、かつて憲法調査会事務局に在職したとき、会長の故高柳賢三氏の意見で広く全国都道府県で公聴会を開催して、のべ三四〇名の公述人から現行憲法に対する意見を聴取したが、そのうち四九人が女性であり、彼女達が一人の例外もなく憲法一四条、第二四条を中心に行憲法支持の強い決意を述べたことは、甚だ印象的であった。

彼女達が現行憲法を支持する最大の原因是、従前の男性中心の家族制度からの開放が実現したことについた。明治憲法下における女性には公的な参政権がないのはもちろん、その民法上の地位は大体

次のようなものである。

戸主権が強く、分家手続をしないかぎり、たとえ居所が一緒でなくとも一つの家に属することになっていて、戸主はその家に属する者の結婚、分家、居所のすべてを決定する権利を有していた。そして子が結婚するためには、女が二十五歳、男が三十歳以上になるまでには親の同意が必要であった。女性は結婚すると家庭の平和を保つためという理由で未成年者と同様の無能力者扱いで、独立で経済的な取引などができなかつた。夫は妻以外に産ませた子供を妻の意に反しても認知して庶子とすることができた。そして、男子の庶子は本妻の娘よりも優先して家督相続にあずかり、父の戸主権を継いだので、本妻や娘は、夫が死亡すると突如見知らぬ妾の子に乗り込まれて、自分たちのほうが無一文で放り出されるという呆れた事実もしばしばあつたのである。さらに、子供がない場合には、夫が戸主であると、その財産がたとえ、夫婦二人で築きあげたものであつても、相続順位は夫の父、母、家付の嫁である配偶者、夫の兄弟、姉妹と続いて、家付ではない妻は、それらのことごとくがいないうちでないと順位がまわってこなかつたという不合理なものであった。ところで、最近の若い人々は、このつい先だってまでの女性が押し込まれていた苦い経験を知らない。私達が、「お母さんのような人生を送りたくない」とそれらの体制を乗りこえようとしたバネが彼女たちには、存在していない。タテマエを当然のことと安易に受け取りすぎている結果、実は、タテマエと実態が、現実には、いかに遊離しているかについて真剣に考えようとしない人が多い点に、おとし穴に陥ちやすいのではないかという危険性を感じさせられる。

## 二 女性の多様化現象

ところで、戦前の女性の生き方は、ほとんど画一的なパターンをたどっていた。女性はタテマエとしても実態としても、人間としての人权を無視された女という立場におかれ、ごく少数の例外を除いて、受動的、被害者の存在であったが故に、却つて、同性間ににおいては、被害者としての共通の連帯感が存在していたといえる。ところが、現在においては、女性の生き方は、きわめて個性的な人も多くなり多様化してきている。そして、立場を異にする女性間に、しばしば利害の対立を産み出すようになつていている。かつてのように、女性であるという一事だけで小異を捨てて大同団結するという基盤は薄れ、女性間における多覚化現象をうみ出して、混乱状態になつてきている。つまり、三食テレビ屋寝つきの富楽な女性の生き方に安住する人もおれば、女性の論理を振りかざし、男性中心の社会に対する怨念をむき出しにしてウーマン・リブに氣勢をあげる人もおり、経済的独立こそ女性解放の前提として、社会機構の中に切り込みをはかる人もあるという有様である。その結果、最近では、女性だけが集まるのは意味がないと公言して、女性の集りというだけでソッポをむく人も多くなつてきている。

このように女性の間に世代の断然のみならず、同世代の中でも、その意識や生活態度に大幅な格差が出てきていることを否定することはできない。私は、この女性間における格差の増大、多様な生き方の実現を消極的に解決するつもりはない。むしろ、各人が、自己の信念、個性に従つて、その人なりの悔少ない人生を生き抜くことのできる世界を理想と考えている。

### 三 女性として連帯

ところで、現在は、まだ、男女ともに自分の好むところに従つて個性的に生きるという理想の世界から程遠いものであることはいうまでもない。特に、女性には、女性というだけで、多くの制約がかかる例が余りも多い。階級闘争が消滅し、人種差別がなくなつても最後まで残る差別は、どうやら男女差別の問題であると思われる。この性別による差別が解消してこそ、真に、個人の尊厳が社会的に確立された民主的近代社会が実現したといえよう。

現在の社会は、依然として男性支配のものであることは否定できない。男性は社会活動の主役であり、それは公的なものとみなされ、女性の分担である家庭は私的なものとして、公的なものに当然のように従属させられている。そして公的といわれる社会活動の中権部門から女性は見事に疎外されている。それは、私企業において、官公庁において、政策の基本的意志決定に参加し、責任を持つ女性がほとんどないといってよい状況であることからも十分にうかがわれる。働く女性の率は、年々増加しているが、要するに兵隊の位でいえば、兵卒か下士官クラスであり、男性である上司の決定によって動かされる人間機械的地位に、それから昇進の望みなく置かれているのである。このような実情から考えると、女性は、まだ、女性であることから生ずる共通の連帯を否定することは、非現実的であるだけでなく、作戦上からいっても不利である。

ところが、このような明白な社会実態に対して、特に怒りも関心も持とうとしない女性が大変に多い。私の母は、「貴女は馬鹿だ。

女性と産れ、折角男性に養つてもらい、朝会社に夫を送り出したら夫が帰宅するまで、こっちの天下で気楽に人生を送れるという特権があるのに、学校だ、お勤めだとすき好んで自分から苦労を求める気が知れない」と口をスッパクして、私に説いたものである。男女の差別を解消したいという私の考えは、今の言葉でいうと体制にあって挑戦する反逆者であり、危つかしいウサン臭いものと心の底では考えていたようである。つまり、母にとって、私は、母の生き方、考え方を否定する存在であり、私が成功することは、ある意味では、母の敗北につながると捉えていたのである。

私は、母と私との間に、かつてあった女としての生き方にに対する相互不信感は、働く婦人と家庭婦人の心の底にもよどんでおり、ある場合には、その間に敵意すら見出すことができると思う。つまり、男の世界に挑戦する女性は、一部の同性からも足をひっぱられ、その成功は、あたかも、それらの女性にとっては、自己の無能の証明のように受け取られ、嫉まれるという陰惨な争いにもたえてゆかねばならない。

### 四 女性相互の理解のために女性史を

それも、すべて根底にさかのぼって考えてみると、過去から現在までの女性が置かれた地位、社会から期待されている役割に原因があるのであり、私達は、その原因の探究なくしては、自分も相手も十分に理解することができないし、今後の女性の生き方についての見とおし、その中で自分はいかに生きるべきかについて確信を持つことができない。

ところで、私達が学校で教えられた歴史は、主として男性の英雄

や卑怯者が、それぞれ自分たちの欲求を追求して和合集散しながら、時には勝ち、時には敗れて、生き抜いたというものである。女性は、大抵の場合、縁の下の力持ちとして、衣食住を整え、また、歴史の脇役として、男性の指揮の下に右往左往していたとしかいえない。歴史を動かすに足りるほどの役割を担つた女性は、日本においては、きわめて少ない。

ところで、奈良時代までは、日本には女帝の数も多く、また、万葉集などをみても、庶民の女性も、きわめて、のびのびと恋を語らう、夫をはげまし、その間に、主従とか陽と陰というような男性を優位に、女性を劣位に置くような固定概念は存在していない。そのような同志的関係が変化し出すのは、まず、仏教とか儒教とかの外来思想の伝播に根原があるようで、その点、外来思想の洗礼を受けたことが薄く遅い庶民には、万葉時代の名残りが多分に長年にわたって残っていたようである。もっとも、庶民の生活は、男女を問わず、きわめて苛酷な条件で生きることを強いられた場合が多いのであるが……。

結局、女性史という場合、もちろん、その時代の代表的女性も取りあげるべきであるが、その源流は、名もなき庶民の生活の姿を発掘することにならざるをえない。それらに関する資料も乏しく、想像力の駆使も必要であるが、やはり、国民の大部分を占める庶民の生活こそ、社会の基盤であり、土着的思想と外来思想の混合の有様、経済条件の変化が及ぼした影響などが、庶民の生活を大きくゆり動かしてきたことが予想される。

ことに明治維新に入つてからの女性史は、新しい外来思想の導入と大きな経済条件の変化に伴つて、女性の生き方も激動した時代で

あり、実態の法制に及ぼす影響、法制の実態に及ぼす影響、その中で、日本人とは何か、日本の文化はどのようなパターンを持つものであるかをみきわめるのに絶好の素材である。

それらの探究によって、いかなる体験からも何らかの教訓を自分の生き方のためにひき出し、また、その結果を多くの女性にも伝え、彼女たちの生き方にも何らかの参考となるものを提供したいと考えている。

(六六ページよりつづく)

このことは母親になればいっそう激化する。リブ派の若い女達は「ぎすぎすしたエリート女」に感覚的に反発する。しかし、ぎすぎすせざるをえなかつた社会的条件は、余りにも多かつたし、今も多いのである。ミルズのいう二十世紀の苦悩に男とともにさらされながら、今、戦後二十七年、女として一人の人間として懸命に生きてきた日々が一体何であつたかを問いつけることは、ずつしりと重い、しかしやらねばならぬ命題である。戦後の日本資本主義の復興期から国家独占資本主義の確立期へと、資本の論理につらぬかれている重い年月をかえりみると、婦人の解放は体制の変革なしにはありえないと思う。しかし、体制が変革されても婦人の解放は成就できないことも明らかにされている。二十七年の痛みを胸にしづめながら、戦後を客観的科学的にとらえ直し、婦人解放人間解放のために明日への生き方を模索したい。「被害を己れの生きるエネルギーに転化しながら」解放への歴史を生活者として開きたい。女性史研究もこのことへの一つの努力にほかならない。

# 戦後女性史に想うこと

## 五 味 郁子

(一橋大学経済研究所助手)

私にとって女性史研究は、そく戦後女性史研究にほかならない。

今日我々は、現代の科学と技術革新による烈しい社会変化の波にあらわれ、人間性喪失の時代ともいえる苦悩に直面している。そして、その現代社会状況の中で、戦後は自分達にとって一体何であったのか、ずつしりと重く問い合わせられている。いうまでもなく今我々がおかれている社会状況——とくに「大衆社会」「産業社会」「知識社会」等といわれる状況は、社会の管理機構にくみこまれている男達にとってより重く苦しい状況であるが、しかし女達にとっても、痛覚不在であるかどうかは別として、苦しい時代である。女である「私」にとって戦後が何であったか——終戦後の混乱期に多感な娘時代を送り、結婚し、妻として母として、そして一職業人として、さまざまの痛みをかかえて生きてきたこの二十七年の歳月が、一体客観的に何であったのか、問い合わせなければならないのである。歴史の中に生きる主体としての女の生き方をとらえ直すこと、それが女性史研究の意味である。そして、昭和一桁の時代に生れた男達の戦後に果してきた役割が問われている今、同時代を生きてきた女達の戦後史も検討されねばならぬと思う。

現代社会状況は、社会学的に「大衆社会」論、「産業社会」論、「知識社会」論の三形態を代表として、ミルズやフロムからガルブ

レイスやマルクーゼまで、さまざまに理論化が試みられているが、私がはじめて「大衆社会」論を読んだのは、今から十三、四年前大学で学生として学んでいた頃のことである。それは六十年安保より前のことだ、その論議はまだアメリカから直輸入されたばかりであった。一方では「大衆」の無組織性を指摘し、他方では組織の「官僚制」化を指摘するダイナミックな構成のこれらの論議は、当時の私にとっては知識としては鮮烈であったが、しかし自分の生きている日本社会の現状からほど遠い、現実感のうすいものに感じられた。しかし今大衆社会状況は自分が生きている社会の厳しい現状である。C・ライト・ミルズのいう『ホワイト・カラー』の苦悩は日本の中の男達のそれであり、『セールスマンの死』がえがく二十世紀の人間悲劇は、決して舞台の上の物語ではなくなった。

リースマンの問い合わせる Abundance for What? (「何のための豊かさ」) という問いは、——物質的豊かさのレベルが米国と日本では違ひがあるにせよ——日本社会の中でも実感をもつて受けとめられる。高度消費時代と呼ばれ、ゴミ戦争を招来している社会状況の中で、私も含めて日本の主婦達がどのように生きているかを考えるとき、私はいつも一瞬目まいに近い困惑を感じる。それは、食べるものの無かつた少女時代の空腹感が、今も私にははつきりと残っているからである。ようやく白い一片の食パンが手に入るようになつた時の、少女らしいれしさとそしてそのことを通じての平和への実感が、今も昨日のことのようによみがえるからである。パン工場のイースト菌の芳香をかぐ度に、一片のパンが「マキシム・ド・パリ」の料理より美味しかったあの時代を、暗かつた思い出としてよりも明るかつた思い出として心によみがえらせるのは、私だけで

はないはずである。

戦火の工場から学園に帰った少女達にとって、夢のようにうれしかったのはパンだけではなかった。焼跡に建てられたパラック校舎での二部授業、しかも幾人かの友人を爆撃で失なった悲しみをかかえながらであったが、生きていた友達とともに机を並べて学べることが感動的であった。誰かの家で焼け残った文学書や哲学書がむさぼるように読みまわされ、戦争には関係のない一冊の本を買えることが夢のような時代であった。私の精神形成、人間形成は、このものの貧しい心の豊かな時代にはじまった。やがて学園は、戦争中には想像さえもしなかった男女共学となり、同時に今まで女子には閉ざされていた大学の門は少女達にも開かれた。私の学んだ当時の大學は、女も男とともに学べる感動にあふれ、すぐれた女子の研究者を幾人か育てた。当時の経済状況は極端に悪かつたので、私の少女時代の友人はごく少数をのぞいて大学へ進学してはいないが、自分がその機会を失した悔いや悲しみを我が子にたくして娘を大学へおくれている母は多い。

しかし、その大学は、体制のエリートを養成する機関として、管理社会機構の一環にくみこまれ、意識のするどい学生達の叛乱をまねいている。他方、受験体制の中で学ぶことのよろこびを失い、「情報社会」の中で知ることに疲れたより多くの学生達は、ストライキが成立すればアルバイトができるとよろこび、マージャンで徹夜することはあるても、一冊の書物を読むために徹夜する経験はない。大学における精神の荒廃は、現代社会状況の一端であって、そのこと以外の何ものでもない。一九六〇年代末に起きた大学闘争、そしてその後今日にいたる大学の状況は、まさしくそのことを物語

っている。学ぶこと、知ることの飢餓状況の時代をへて、しかもはじめて女子に開放された大学で学んだ当時の我々に、どうして今日の大学の状況が想像しえたであろうか。

戦後は、暫く戦中よりも物資の欠乏は厳しく、生命をつなぐ食物にこと欠いた。住も衣も戦災で失ない、物質的貧困の故に小平事件のような悲惨な事件も起きる社会状況であった。しかし、他方、明治以来女を苦しめつづけてきた旧家族制度は廢止された。参政権、教育の機会均等が保証され、法的に男女の差別はなくなつた。女にとつては「人間復権」の明るい一時期であった。

昭和二五年朝鮮戦争が勃発する。再び戦争、そして日本資本主義は、これを契機に敗戦後の経済危機から脱却し、復興への緒をつかむ。そして三一〇二年の「神武景氣」をさかいに、いわゆる「高度成長時代に入る。海外からは今や「経済帝国主義」とさえ呼ばれることになるのであるが、それは一方で後進国諸国を再び巧妙に収奪し、他方では世界的な冷戦体制、局地戦争をてこに成長をつづけてきたものであった。

このような高度成長とともに、戦後一〇年家庭や自分の衣食を管理社会機構の一環にくみこまれ、意識のするどい学生達の叛乱をまねいている。一般家庭にテレビが普及したのは、一九六〇年前後のこととで、安保闘争は全国の家庭に画面を通してニュースが放映されたはじめての大きな事件でもあった。三種の神器といわれたテレビ、洗濯機、冷蔵庫がぜいたく品から生活必需品に変り、アメリカ型の高度消費時代がはじまる。社会状況の変化が急速にはげしくなり、技術革新の波が家庭の隅々にまで押しよせてくる。産業構造の重化学工業化の進展とともに、衣料も化学繊維とな

り、耐久消費財が市場にあふれはじめる。カラー・テレビ、クーラー

1、カーのいわゆる三C品が、テレビのコマーシャルやホーム・ドラマの画面にうつされて一般家庭におくりこまれる、昭和四〇年車が大衆化し、いよいよ『セールス・マンの死』の悲劇はアメリカの物語ではなくなる。洗濯機は、脱水機つきから全自动型、乾燥機つきへ、食料の変化とともに冷蔵庫は大型冷凍庫つきへ、新しい三Cとして電子レンジ、セントラル・ヒーティング、別荘が宣伝される。主婦達は消費の女王に仕立てられ、資本の市場拡大の対象となる。

一九六〇年安保闘争以後の政治的・思想的分裂、混乱とともに労働運動が大きく退化する。春闘による大巾賃上げによって、労働者家庭に前記の消費財が次々に購入されるが、それとひきかえに労働者意識が失われて行く。しかも、消費者物価の上昇によって、実質賃金の上昇は名目賃金のそれほどではなく、主婦達の購売意欲をみたすものとはならない。消費の王様にされた女達は、クーラーや車の月賦に追われ、夫達を長時間残業に追いかみ、やがて自分達もパート・タイムとして低賃金労働へとかりだされる。

主婦のパート・タイムとしての労働市場への進出は、一方において主婦達の貨幣不足感によるものであるが、他方、核家族化による家族数の減少と、耐久消費財その他のによる家事の社会化による家事労働の軽減によっている。戦前、戦中女にとって重かった家事労働が、軽減され、私の場合は生涯労働に参加できた重要な要因の一つとなっている。しかし、婦人解放の重要なモメントの一つとなりうる家の社会化も、婦人の低賃金労働市場への流出という結果を見るとき、資本の論理の苛酷なまでの貫徹をそこにもみいださざるを

戦後女性史を考える場合、忘れてならない今一つの問題は、農村婦人のおかれている状況である。戦後、農地改革とともに、婦人達を苦しめてきた農村社会の古い規範が大きくくずれ、生活改善が叫ばれはじめたころの農村には夢があった。しかし、今、農村は、重化学工業化による都市の過密、農村の過疎の嵐に吹かれ、疲弊しつくしている。あらゆる電化製品は都市なみにそろい、農作業は機械化され、車が走るが、その現金出費の大きさのために、男達は六〇年代に入るとなだれのよう農業からはなれる。いわゆる三チヤン農業で、主婦達が農業生産の主力となる。しかも、六〇年代後半に入ると、主婦達も、農業労働のかたわら、パートタイムの農外労働へと流出する。夫の出かせぎと妻のパートタイム労働、そして内職化している農業、戦前と形こそ違え、農村の婦人達の苛酷な過重労働と出かせぎ別居の代償が、電化製品と美しい応接間では余りに悲しいのではないだろうか。

車やピアノ、美しい家具の月賦に追われながらも、安息所としてのマイ・ホームへのイメージと、豊かな生活への幻想に、潜在化した抑圧への痛覚を失なっている都会の女たち、近代的消費生活を支えるために、夫を命の保証もおぼつかない出かせぎにおくり、自分は余りに苛酷な二重労働に耐える農村の女たち——その状況の中に日本の国家独占資本主義確立の資本の論理は苛酷なまでにつらぬかれている。企業利潤のためには、空気、水、土地が汚され日々人命が脅かされても放置される。出かせぎ労働者が機械にかみ殺されても一顧だに与えられない、この事実の中で、戦後女達が歩いてきた歴史は、一体何であったのだろうか。高度消費時代の主役として、

えない。

女達は物質の豊かさとひきかえに、人間性喪失の時代へと、体制とともににのめりこんでしまったのではないか。それは被害者としての歴史なのだろうか。加害者としての歴史なのだろうか。

近頃私の心をもつとも痛めた「連合赤軍」事件についてであるが、私はこの青年達の母親が今日まで生きてきた日々も、一つの戦後女性史の悲劇だと考える。赤軍派の青年達の生活と行動は、とても常人の理解しがたい異常なものであったが、——実のところ浅間山荘事件以後十日程、私は恐ろしくて新聞もテレビもみることができなかつたが——しかし、同年齢の息子や娘をもつ母親の中には、自分の子供もいつああいう異常ですさまじい状況におちいるかもしれないという不安をもつた人も少くなかったのではないか。同時代を母親として生きてきた痛みの中で、恐ろしすぎる悲劇を他人ごと、あるいはブラウン管の中のできごとではない、重いつらい事件に感じた人もいたのではないか。

「独占資本の体制は、個人の生活、人間の一生の在り方までありふれたコースにはめこんでしまう」。教育ママは、息子や娘をそのコースへのせて安心する。それは連合赤軍事件の母達にかぎらない。しかし彼女達は、「これに順応する無気力にも甘んじられず、ましてや他人を蹴落して体制のエリートになることを潔よしとせず、いたたまれぬ気持で反体制、反権力に踏切る」青年達の心理を理解できる母親でもあったようである。戦後の母達の中には、現代の青年の心理を理解できるだけの知識と感性をもっている人も多い。しかし彼等に助言や批判を与えることができない。何故なら、彼女達は自からが社会に対し歴史に対し主体的に生きる姿勢に欠けているからである。その姿勢が反体制であろうとなかろうと、体制に自立的

にかかわってゆく主体性の欠如、それが子供に対しても一個の人間にとして対する自立性をもたず、無責任な子供追従になるのである。連合赤軍の青年達の母親も、息子に娘にべったり追従し、あの異常な状況へ彼等がのめりこむことを助長しなかつただろうか。陰惨な悲劇の中で子供を失なう悲しみ、恐らくは自分が死をえらぶ方がやさしいとも思われる苦痛を、同年代の似たような息子をもつ心の痛みの中で推察しながら、私は戦後母が歩いた一つの歴史として、子供にべったり追従した母のあやまりを指摘したいのである。

六〇年代末に起きた東大闘争は、国家独占資本主義下における大学制度や医療制度の矛盾をするどくついたものであった。東大エリートとしての意識を自から告発し、その変革を己れにせまるという側面をもつたこの全共闘運動は、その運動 자체が、一つの文化大革命で、現代社会に対する若者らしい純粹な感覚にささえられた運動であった。いつの時代でも青年の感覚はするどい。セクトをこえて結集し、闘争過程で学習と規律の守られた初期東大闘争のもつた意義は大きく、社会の歴史にも残るものであったと思う。

しかし安田講堂が戦場さながらの状況で権力の暴力的な弾圧にさらされてから、セクトをこえる結集はみられなくなつた。新左翼各派の内ゲバは、かれらに対する弾圧の激化に対応してはげしくなり、陰惨なテロが続出する。「体制のエリートとなることは拒否できても、反体制のエリートになろうとする私心は克服できない。大衆から学ぶことの謙虚さを失ない、階級勝利のために犠牲をいとわない地味な努力はできない。この新左翼各派のもつ体质、欠陥を極限にまで押しすすめてしまつたのが、「連合赤軍」の武装闘争主義と組織や矛盾の「肅清」へのエスカレートである」。学生達は、感覚

するどく現代社会を批判もするが、現代社会状況にその若い心をつかさどりもいる。大学に在学する息子をもつ母として、大学闘争の提起した問題を、そして「連合赤軍」事件が我々につきつける問題を、やはり戦後女性史の中で、とくに戦後の母の歴史の中で、整理せねばならぬと思う。

女性史が女性解放史であるかどうかの議論が、林屋辰三郎や村上信彦によってなされている。林屋はその『紅と紺』において、「女性史＝女性解放史とみるか否かの視点のわかれ目は、古代の母権的社會がくずれたあと歴史を、ひたすら男性の隸属的存立であつたとみるかどうかにある」と主張し、「日本において女性は過去からずっと『ラジウム』のようなものであった」という。そのラジウムを掘りあてる方法として民俗学の応援をうる必要があると説くのであるが、民俗を歴史のなかに位置づけることはむつかしい作業である。しかし、生活者としての女の歴史をとらえることの必要はいうまでもない。

今まで、女性史はそく解放史としてとらえられているために、解放運動のエリート達をえがくか、あるいはどうにもならない体制の被害者の歴史——哀史としてとらえられていることが多い。しかし、エリート達の解放運動の意味は、その時代の抑圧に耐えてつよく生きている多くの庶民の女達の状況の中でこそ、とらえうるはずのものである。女の歴史に哀史は多いが、そこでも、もうさわようこのいう、「被害を己れの実在の中でエネルギーに転化して生きている女たち」をとらえたいものである。「被害を、生きるエネルギーに転化して、前向きに」生きる生活者の歴史をとらえたいものである。

明治を女性史の原点であるとする村上信彦は、『明治女性史』を四巻にまとめ、各巻において生活者としての女の歴史をえがいている。明治の女達を痛めつけた家制度（中巻・前編）の重圧が、そこに生きた女の生活の苦しみと痛みを通してえがかれる中で、敗戦後の家制度の廃止の意義も説かれている。家の重圧から解放された戦後を、女達が家庭とのあるいは家族とのかかわりの中で主体的に一個人間としてどのように生きてきたか、書かねばならぬ戦後女性史の重要な一つの側面である。

戦後、法的に男女平等は保証されたけれども、労働市場は女にとって決して平等にはならなかった。旧家族制度は法的に廃止されたのみならず、資本の論理によつてもつきくずされたが、核家族化した家庭で職業をもつ母親は子供の保育になやみ家事の重さになんでいる。他方独身で一生を仕事にかけた婦人の老後は保証されていない。

「婦人解放」とは、私はやはり女が生涯社会的労働に参加できることであると考える。そして男から経済的、精神的に自立することである。解放はこのことからしかはじまらないと思う。これが保障されれば、結婚する、しない・離婚する、しないを女達は自由にえらぶことができる。それは男にとつても女にとつても本当の意味で「愛」の形の実現を可能にすると考える。

現在の社会では、女が生涯労働に参加しようとすると場合、まずその出発点で障害にあう。教育の機会は均等になつたが、雇用機会は、均等ではない。就職しても、結婚する、しないにかかわらず、生涯労働を志す女には社会的圧迫がつよい。

# 女性史探求の覚え書

原田清子  
(婦人問題研究者)

女性史の探求の中に、人々は自由に多様にその主題を設定できるということを、私は否定するつもりはないが、私にとって、女性史への探求は自分の現在位置と現在状況を確認し、未来への展望をうるための、云いかえれば性差による不平等な女性の現状への問い合わせとして始まった。「なぜ」にそうであるのかをその発生と今までの過程の中にさぐり、今につづく明日にむけてその課題を解こうという、切実な、また実践的な関心からである。

△課題そのものは、その解決の物質的諸条件がすでに現存しているか、または少なくともそれが出来はじめているばかりに限って発生する——マルクス・経済学批判序文△

もつともこの場合は社会発展の過程に関する説明であるが、空想

的、観念的でない事物の発展過程は、このような弁証法的経過をたどるということである。男女差別の現実も意識化されなければ問題の提起はなく、自発性としての解放の行為もないことは明らかであるが、私の周りに既にあって、私がそこにおかれている社会状況のなかで、はじめて意識にのぼり、問い合わせが発せられるということである。

社会的人間の現実の生活要求に根ざした歴史への追究と模索が、未来志向を含む実践的な関心である以上、自分を中心とした統一的世界像(仮定あっても)を求めるのもまた当然ではなかろうか。この場合認識と社会発展の本質を人間の行為=生産活動におくマルクスの史的唯物論は、私にとってもっとも納得しやすい理論であった。マルクスによれば、人間は食料を生産しはじめるとき同時に自己を動物から区別しはじめる。それが人間としての歴史の第一歩であると。経済史とは本来もつとも根源的な歴史記述であるといわれるの

「女性史」にはそもそものはじめから、世界史のなかの人間一般から特に区別されたという意味での、特殊としての問題意識が存在

も、その辺を指すのであるうか。それによれば、生産力はその発展につれてそれ自体でつくりだした生産諸関係と矛盾し、衝突をきたす、この社会的矛盾が歴史を進めるもとも重要な契機であるが、この社会的矛盾は人間関係にあっては「階級斗争」の形をとる。そしてマルクスは資本主義という経済発展の段階において、はじめて階級間の最後の敵対矛盾が止揚され、人間の前史が終わると言う。マルクスは「一切の解放は、人間の世界を、その諸関係を、人間そのものへ帰還させることである」と云っているが、彼は、私有財産制のもとでは経済的諸関係が独自にそれ自身の運動を開拓するなかで疎外される人間が、「自己疎外と同じ道を辿る」という弁証法によって、人間性を回復するに至るすじ道を、つねに実践的に明らかにしているのである。

好奇心や知識欲から、また主観的な自己確認の要求からの女性史探訪もありうると思うが、私にとっての女性史の探究は、上記のように女性解放の実践的行動の確信と指針をえることであった。そこには求めるものに到達するための正しい方法論がなければならぬ。そこには行為の主体者としての人間生活の総体の理解、歴史の全体像の把握、人間における女性というこの特殊的なものの規定を、生物としてではなく、社会的存在としてどう把えていくか、等々の展望を要求する諸問題が横たわっている。そのため借用したものが、私の場合は弁証法的唯物論であり唯物史観であった。

史的唯物論を歴史を解く法則とすることへの批判はつねにあった。それは何よりもまず神学上の世界観や歴史観、ヨーロッパの伝統的な観念論に対するものであつたし、歴史の決定における個人の

自由意志——創造性や偶然性を否認し、現象形態の背後にある法則を本質と本質主義への反発、歴史の全体、人間生活の全部門を包摂するという全体論的体系への拒否など。

また唯物史観の発展段階説が採用した原始共産社会、あるいは古代社会についてのモルガンなどの研究が、文化人類学や経済学の分野での新らしい研究成果によって訂正されたり、立証不可能であるとされる事などから、立論の根拠に疑問がなげられてきた。

とくに大戦後、マルクスが予測した社会主義社会が複数で実現したいま、社会主義諸国間の対立や弾圧の諸相、「インダストリアル・ソサエティ」「ポスト・インダストリアル・ソサエティ」とよばれる資本主義社会の変貌と存続の実態から、左翼イデオロギーの終焉論という形で、マルクス主義の批判が盛んになつたようである。そのような史家に対するE・H・カーの次の言葉はなかなか辛らつである。

△歴史に何の意味も認めず、進歩は死んだという懷疑論者の殆んどが、かつて数世代に亘って文明の前進のために、指導的決定的な役割を果してきた大陸および階級に属していることは意味がない——清水幾太郎訳・歴史とは何か▽

また唯物史観にしろ、近代史観にしろ、整合された法則性を歴史の中に入ることを否定する人たちの発言も強くなっている。最近の柳田民俗学への関心のたかまりも、ヨーロッパ的な近代の諸原理——近代合理主義への根本的な反省、疑問と、その克服をめざす新らしい思考法を、日本的な非合理的、伝統的なものに見出そうとする動きとして捉えられているようである。それはまた生活そのものの奪還というもとも現代的な課題とも関連するものだと云われている

ようであるが、個性記述の中にこそ歴史学の本来の課題があるとう最近の歐米諸国歴史学者たちの主張にも通じるものがある。

現代科学のたえざる分化—専門化の結果は、今日の歴史家の多くに共通する、部分領域だけしか征服できないという認識が、歴史の全体像把握の可能性を否定し、それにかわって、他の諸科学の理論的成果を、歴史認識のなかにとり入れてゆく必要性の強調となつてあらわれているようである。

歴史像の統一的な把握が可能かどうかの疑問については、服部之聰の歴史論の中から

△社会諸科学はそれぞれの序列と限界とにおいてこの具体物を規定する。けれども史学はつねに全体としての具体物じたいの規定を求める△△歴史的諸科学は本来歴史学の対象を把握するための理論であり、経済学はそのうちの就中基幹的な位置にいる△

という説明を引用しておこう。

自由意志による創造を認めないという批難も、一定の場所と時ににおける社会的存在であること自体、地理環境人種等の自然的条件、伝統や、歴史的に規定された人間関係（その土台をなすものとして生産における人間関係＝階級）の支配をうけることを前提とする以上、具体的な自由は、現におかれた場における可能性の選択の中にだけ見出すことができるものではないだろうか。

村上信彦は、最近女性史は解放史という通念を解き放ち、無名の女性たちが何を見、何を感じ、どのように反応したかを観察して、はじめて生きた人間の歴史を再現できるという立場で、明治女性史を編述した。その指摘の一部は首肯できるものであるが、一般史か

らとりだされた女性史の特殊性は、男女差異が現実に存在すればこそで、性差の矛盾がもつとも際だった形で表出された婦人解放のあるいは女性隸属の現象形態が、女性史の波頭としてとくに照射され探究されるのもまた当然ではなかろうか。

婦人解放運動の波の先端がどのようにして生起し、どのような事情で失敗もしくは成果を上げたかを探ることで、諸矛盾をより深く正しく知り、運動発展の一般法則をも認識することができ、課題を解決する明日への教訓あるいは指針を読みとることがができるのである。女性史にとりくむ時、「差異は矛盾である」という毛沢東の矛盾論の命題が、一つの鍵になると私は考えている。現実存の特殊な出来事に対する関心によって特徴づけられるという歴史学の一般的規定は、毛沢東の次の言葉と抵触するものではあるまい。彼は共通するものを絶対性＝本質とみるが、同時に左の点を強調している。

△すべての発展過程においては、すべての矛盾が質的に異なる。われわれの研究活動はこの点に重きをおかねばならない△またこの点からはじめねばならない△

私達はまた歴史の研究にあたっては、エンゲルスが云つたといふ、経済的要因が唯一の（歴史における）決定的要因であるとするのは（人々の）曲解であり、むしろこの命題を無意味な、抽象的な、無稽のたわごとにしてしまう、という言葉の意味を、この時点でいま一度掘り下げて考えてみると必要があると思う。

毛沢東の文化大革命という画期的な実践の中に、マルクス主義者の亞流によって歪められた唯物史観の眞の姿のよみがえりを期待でききないのであろうか。

佐伯洋子ほか

評

## 『女の思想』

—愛と苦惱からの出発—

書

サンポウブックス、三八〇円

T・I

の社会学的解説を試みる者。イ  
ラスト担当者を含めて九人の女  
たちが、各々の仕方で、己れを  
語り、リブを語っている。

一見、ばらばらの個人の寄せ  
集めであるかのごとくにみえな  
がら、この本の執筆者には、自立への志向性  
と、自己の体験や発想法への固執性とが共存

五月の第一回リブ大会を前に、日本のリブ

ダーハリ、日本におけるリブ運動の象徴的  
存在と目される田中美津のリブ論集『いのち

ンバー全員が一九四十年代生れであり、しか  
も、一九四八年生れの二人のリブ大会世話人

（田畠書店）である。アメリカからの輸入で  
年から四三年にかけて生を受けた、現在三十  
歳前後の女たちである。ジャーナリスト志望

者、大学卒業後法律事務所や広告会社に勤務

する者、大学院を終了し研究職に従事する

者、そして「息子をかかえ、共同体生活者を

さがしている」者。各々のもつ関心領域と、

各自が自立を模索していくための手がか

りが、豊富に潜在している。多様であり、未

された書物にないメリットを備えているよ

う。

トセラー状況の分析を通じて、女の意識構造

進してきた、四十歳以上の女たちからも袂を

別つ。なぜなら、彼女たちは、先輩たちほど

には、安定した社会的地位を得ていないし、

また、社会の階級を昇ることをめざして全力

投球するには、あまりにも既存の体制や価値

観に対して、疑問をもちすぎているからであ

る。本書は、いわば、新旧両世代にはざまれ

た中間世代の自己表出行為の所産といつてよ

う。

これに対して、『女の思想』は、無名の女

たちの手による体験記録集である。新左翼運

動にまで巣食っている男女差別の実態や、夫

婦で家事を分担してさえなお残る台所の抑圧

を告発する者、就学や就職をとおして、女の

自立を模索した自己の軌跡を綴る者、あるいは、離婚、わが子への殺意、未婚の母といっ

トセラー状況の分析を通じて、女の意識構造

進してきた、四十歳以上の女たちからも袂を

別つ。なぜなら、彼女たちは、先輩たちほど

には、安定した社会的地位を得ていないし、

また、社会の階級を昇ることをめざして全力

投球するには、あまりにも既存の体制や価値

観に対して、疑問をもちすぎているからであ

る。本書は、いわば、新旧両世代にはざまれ

た中間世代の自己表出行為の所産といつてよ

う。

これに対して、『女の思想』は、無名の女

たちの手による体験記録集である。新左翼運

動にまで巣食っている男女差別の実態や、夫

婦で家事を分担してさえなお残る台所の抑圧

を告発する者、就学や就職をとおして、女の

自立を模索した自己の軌跡を綴る者、あるいは、離婚、わが子への殺意、未婚の母といっ

トセラー状況の分析を通じて、女の意識構造

進してきた、四十歳以上の女たちからも袂を

別つ。なぜなら、彼女たちは、先輩たちほど

には、安定した社会的地位を得ていないし、

また、社会の階級を昇ることをめざして全力

投球するには、あまりにも既存の体制や価値

観に対して、疑問をもちすぎているからであ

る。本書は、いわば、新旧両世代にはざまれ

た中間世代の自己表出行為の所産といつてよ

う。

これに対して、『女の思想』は、無名の女

たちの手による体験記録集である。新左翼運

動にまで巣食っている男女差別の実態や、夫

婦で家事を分担してさえなお残る台所の抑圧

を告発する者、就学や就職をとおして、女の

自立を模索した自己の軌跡を綴る者、あるいは、離婚、わが子への殺意、未婚の母といっ

トセラー状況の分析を通じて、女の意識構造

進してきた、四十歳以上の女たちからも袂を

別つ。なぜなら、彼女たちは、先輩たちほど

には、安定した社会的地位を得ていないし、

また、社会の階級を昇ることをめざして全力

投球するには、あまりにも既存の体制や価値

観に対して、疑問をもちすぎているからであ

る。本書は、いわば、新旧両世代にはざまれ

た中間世代の自己表出行為の所産といつてよ

う。

これに対して、『女の思想』は、無名の女

たちの手による体験記録集である。新左翼運

動にまで巣食っている男女差別の実態や、夫

婦で家事を分担してさえなお残る台所の抑圧

を告発する者、就学や就職をとおして、女の

自立を模索した自己の軌跡を綴る者、あるいは、離婚、わが子への殺意、未婚の母といっ

トセラー状況の分析を通じて、女の意識構造

進てきた、四十歳以上の女たちからも袂を

別つ。なぜなら、彼女たちは、先輩たちほど

には、安定した社会的地位を得ていないし、

また、社会の階級を昇ることをめざして全力

投球するには、あまりにも既存の体制や価値

観に対して、疑問をもちすぎているからであ

る。本書は、いわば、新旧両世代にはざまれ

た中間世代の自己表出行為の所産といつてよ

う。

これに対して、『女の思想』は、無名の女

たちの手による体験記録集である。新左翼運

動にまで巣食っている男女差別の実態や、夫

婦で家事を分担してさえなお残る台所の抑圧

を告発する者、就学や就職をとおして、女の

自立を模索した自己の軌跡を綴る者、あるいは、離婚、わが子への殺意、未婚の母といっ

トセラー状況の分析を通じて、女の意識構造

進てきた、四十歳以上の女たちからも袂を

別つ。なぜなら、彼女たちは、先輩たちほど

には、安定した社会的地位を得ていないし、

また、社会の階級を昇ることをめざして全力

投球するには、あまりにも既存の体制や価値

観に対して、疑問をもちすぎているからであ

る。本書は、いわば、新旧両世代にはざまれ

た中間世代の自己表出行為の所産といつてよ

う。

これに対して、『女の思想』は、無名の女

たちの手による体験記録集である。新左翼運

動にまで巣食っている男女差別の実態や、夫

婦で家事を分担してさえなお残る台所の抑圧

を告発する者、就学や就職をとおして、女の

自立を模索した自己の軌跡を綴る者、あるいは、離婚、わが子への殺意、未婚の母といっ

トセラー状況の分析を通じて、女の意識構造

進てきた、四十歳以上の女たちからも袂を

別つ。なぜなら、彼女たちは、先輩たちほど

には、安定した社会的地位を得ていないし、

また、社会の階級を昇ることをめざして全力

投球するには、あまりにも既存の体制や価値

観に対して、疑問をもちすぎているからであ

る。本書は、いわば、新旧両世代にはざまれ

た中間世代の自己表出行為の所産といつてよ

う。

これに対して、『女の思想』は、無名の女

たちの手による体験記録集である。新左翼運

動にまで巣食っている男女差別の実態や、夫

婦で家事を分担してさえなお残る台所の抑圧

を告発する者、就学や就職をとおして、女の

自立を模索した自己の軌跡を綴る者、あるいは、離婚、わが子への殺意、未婚の母といっ

トセラー状況の分析を通じて、女の意識構造

進てきた、四十歳以上の女たちからも袂を

別つ。なぜなら、彼女たちは、先輩たちほど

には、安定した社会的地位を得ていないし、

また、社会の階級を昇ることをめざして全力

投球するには、あまりにも既存の体制や価値

観に対して、疑問をもちすぎているからであ

る。本書は、いわば、新旧両世代にはざまれ

た中間世代の自己表出行為の所産といつてよ

う。

これに対して、『女の思想』は、無名の女

たちの手による体験記録集である。新左翼運

動にまで巣食っている男女差別の実態や、夫

婦で家事を分担してさえなお残る台所の抑圧

を告発する者、就学や就職をとおして、女の

自立を模索した自己の軌跡を綴る者、あるいは、離婚、わが子への殺意、未婚の母といっ

トセラー状況の分析を通じて、女の意識構造

進てきた、四十歳以上の女たちからも袂を

別つ。なぜなら、彼女たちは、先輩たちほど

には、安定した社会的地位を得ていないし、

また、社会の階級を昇ることをめざして全力

投球するには、あまりにも既存の体制や価値

観に対して、疑問をもちすぎているからであ

る。本書は、いわば、新旧両世代にはざまれ

た中間世代の自己表出行為の所産といつてよ

う。

これに対して、『女の思想』は、無名の女

たちの手による体験記録集である。新左翼運

動にまで巣食っている男女差別の実態や、夫

婦で家事を分担してさえなお残る台所の抑圧

を告発する者、就学や就職をとおして、女の

自立を模索した自己の軌跡を綴る者、あるいは、離婚、わが子への殺意、未婚の母といっ

トセラー状況の分析を通じて、女の意識構造

進てきた、四十歳以上の女たちからも袂を

別つ。なぜなら、彼女たちは、先輩たちほど

には、安定した社会的地位を得ていないし、

また、社会の階級を昇ることをめざして全力

投球するには、あまりにも既存の体制や価値

観に対して、疑問をもちすぎているからであ

る。本書は、いわば、新旧両世代にはざまれ

た中間世代の自己表出行為の所産といつてよ

う。

これに対して、『女の思想』は、無名の女

たちの手による体験記録集である。新左翼運

動にまで巣食っている男女差別の実態や、夫

婦で家事を分担してさえなお残る台所の抑圧

を告発する者、就学や就職をとおして、女の

自立を模索した自己の軌跡を綴る者、あるいは、離婚、わが子への殺意、未婚の母といっ

トセラー状況の分析を通じて、女の意識構造

進てきた、四十歳以上の女たちからも袂を

別つ。なぜなら、彼女たちは、先輩たちほど

には、安定した社会的地位を得ていないし、

また、社会の階級を昇ることをめざして全力

投球するには、あまりにも既存の体制や価値

観に対して、疑問をもちすぎているからであ

る。本書は、いわば、新旧両世代にはざまれ

た中間世代の自己表出行為の所産といつてよ

う。

これに対して、『女の思想』は、無名の女

たちの手による体験記録集である。新左翼運

動にまで巣食っている男女差別の実態や、夫

婦で家事を分担してさえなお残る台所の抑圧

を告発する者、就学や就職をとおして、女の

自立を模索した自己の軌跡を綴る者、あるいは、離婚、わが子への殺意、未婚の母といっ

トセラー状況の分析を通じて、女の意識構造

進てきた、四十歳以上の女たちからも袂を

別つ。なぜなら、彼女たちは、先輩たちほど

には、安定した社会的地位を得ていないし、

また、社会の階級を昇ることをめざして全力

投球するには、あまりにも既存の体制や価値

観に対して、疑問をもちすぎているからであ

る。本書は、いわば、新旧両世代にはざまれ

た中間世代の自己表出行為の所産といつてよ

う。

これに対して、『女の思想』は、無名の女

たちの手による体験記録集である。新左翼運

動にまで巣食っている男女差別の実態や、夫

婦で家事を分担してさえなお残る台所の抑圧

を告発する者、就学や就職をとおして、女の

自立を模索した自己の軌跡を綴る者、あるいは、離婚、わが子への殺意、未婚の母といっ

トセラー状況の分析を通じて、女の意識構造

進てきた、四十歳以上の女たちからも袂を

別つ。なぜなら、彼女たちは、先輩たちほど

には、安定した社会的地位を得ていないし、

また、社会の階級を昇ることをめざして全力

投球するには、あまりにも既存の体制や価値

観に対して、疑問をもちすぎているからであ

る。本書は、いわば、新旧両世代にはざまれ

た中間世代の自己表出行為の所産といつてよ

う。

これに対して、『女の思想』は、無名の女

たちの手による体験記録集である。新左翼運

動にまで巣食っている男女差別の実態や、夫

婦で家事を分担してさえなお残る台所の抑圧

を告発する者、就学や就職をとおして、女の

自立を模索した自己の軌跡を綴る者、あるいは、離婚、わが子への殺意、未婚の母といっ

トセラー状況の分析を通じて、女の意識構造

進てきた、四十歳以上の女たちからも袂を

## 蓮見さんのことを考える

### 女性の会「アツピール」

沖縄返還協定をめぐる外務省の秘密漏えい事件について、毎日新聞社の西山記者と外務省の蓮見元事務官が逮捕されました。ジャーナリズムや文化人は「国民の知る権利」を主張して烈しくこれに抗議し、西山記者を擁護しました。しかし、蓮見さんは無視された形でした。

釈放と同時に検察庁は二人を国家公務員法第一〇〇条を適用して起訴しましたが、その起訴状は戦前を思わせる、露骨な文章で、プライバシーの侵害とも言えるものでした。明らかに公的な問題を私的な問題にすりかえる意図がみられる不快なものでした。

とくに蓮見さんに對する世間の風当たりは強く、それから間もなく朝日新聞の投書欄に一主婦は、「人妻でありながらなんという破廉恥なことを、私はもう何も知りたくない」と書いていました。

しかし、一方には問題の重要性を鋭く見抜き、危険を感じた人も少くなかつたようです。こうした婦人たちによつて、四月十八日夜、婦選会館で「蓮見さんのことを考える女性の会」が急拠開かれました。

ルが発表されました。

「蓮見さんのことを考える女性の会」事務所杉並区下井草二の二〇の一六 谷民子方

### 「蓮見さんのことを考える 女性の会」アピール

政府が隠していた沖縄返還をめぐる日米間の密約を国民に知らせ、国民がウソつき外交を追及するきっかけをつくったために、勤務先の外務省を懲戒免職され、逮捕され、起訴された蓮見喜久子さん。彼女は今、國家の秘密をもらした「犯人」として法廷に引出されようとしているだけではなく、『不道徳な女』に仕立て上げられ、苛酷な社会的制裁まで受けます。

権力の座に坐っている佐藤首相や福田外相など政府の人々は、國民をだまし、ウソをつくという最大の犯罪を犯しながら、そのことについて一顧だにせず、地位もバツクもない

た。OL・主婦、ジャーリスト、研究者、弁護士、社会党国会議員等六八名が参加、盛んな討論が行なわれ、今後蓮見さんを激励し、この問題を考えていくことになりました。そして当夜の討論に基いて後日次のアピールが発表されました。

蓮見さんはその方法、動機がいかなるものであれ国民は蓮見さんに感謝しなければならないでしょう。ところが政府は逆に、蓮見さんを罪におとしいれようと「職務上知りえた秘密をもらしてはならない」という国家公務員法第一〇〇条をあてはめて蓮見さんを断罪しようとしています。

憲法十五条には「公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と明記されています。憲法を忠実に守つたのは蓮見さんであり、違憲の疑いがある国家公務員法第一〇〇条を自己保身のため不当に行使、あまつさえ機密保護法をおわせるなどした佐藤首相こそ糾弾されるべきではありませんか。世論の高まりによって国家公務員法だけでは己れを守りきれぬとみるや犯罪に該当しないゴシップ内容を、「ひそかに情を通じ」という陰惨な表現で起訴に大々的にかきたて

毎日新聞を孤立させ、マスコミ機関を屈服させることによって、実は本来の課題であった沖縄問題から巧みに身をかわし国民をあざむいたのです。

他方、私たちは私行を口実に権力に都合の悪い人々をやみくもに検挙した治安維持法の暗い時代を想い起します。ナチスも同じ手口を使って良心的な人々を数多く捕え、殺してきました。あの起訴状からさらに連想することは、不義密通で男女が処刑された江戸時代

であり、あるいは西欧中世の魔女狩りの事です。国家権力が個人の私生活にまで入りこんでくる恐ろしい時代が再びやってきたという思いがひしひとしてなりません。

更に私たちがここに言いそえたいのは、國家権力による個人の人権侵害は、蓮見さんが女性であるがゆえに一層、女性差別という形をとつて、より苛酷に行なわれたと考えることです。

もし、蓮見さんがもつと地位の高い男性の外務官僚だったとしたら私行がたとえあばかりたとしても官僚機構が総力をあげて守り、有罪と決まつてもいらないのに、まるで彼女にすべての罪をかぶせて追放するかのような懲戒免職処分にはしなかったでしょう。そして

マスコミや社会党も西山記者のかげに蓮見さんのことを忘却するようなことはせず、言論の自由と国民の知る権利を守るためにも、彼女のようく眞実を明らかにする公務員がふえてほしいと、もっとはじめにその人のことを扱ったでしよう。

私たち「女性の会」は蓮見さんのことを自分自身の問題だと考え、彼女の権利をあらゆる方法で回復するよう、できるだけのことをしなければと思います。それは基本的人権の擁護なしには今後、真に国民の利益のためには、うしろ暗い国家や企業の秘密を信念をもつて内部から明らかにする、公務員や会社員・労働者の出現を期待することができなくな

るし、ましてや国民の知る権利など全く保障されなくなってしまうからです。

蓮見さん自身、今何を考えているのか私たちはわかりません。おそらく精神的苦痛と経済的困難によってうちひしがれていることでしょう。（というのは蓮見さんは現在なぜか外部から隔離され接見できない状態にあるため、彼女の本当の気持を直接聞くことができなかっただけです）

ではない。貴女のプライベートなことは何よりも干渉すべきでない。法廷で勇気と自身をもって政府のごまかしを告発してほしい。そして強く生きてほしい。多くの女性が貴女のことを思っていることを忘れないでいただきたい」と……。たとえ蓮見さんの答えがなくとも私たちは蓮見さんのことを考え方づけ、力になれる方法を探り、蓮見さんの果した役割を多くの人々へ正しく伝えてゆきたいと考えます。

最後に、私たちは「返還」を前にした沖縄県民の今後を決する重要な国会において、終始、恥知らずなやり方をしてきた佐藤内閣がついにこのような形で、その政治危機をのりきろうとしたのであることを見ぬき、佐藤首相、福田外相、検察当局に対し怒りをこめて弾劾するものであります。

一九七二年四月十八日、婦選会館にて第一回「女性の会」討論による

蓮見さんのことを考への女性の会

前号伊藤すみ子氏のご執筆「人口授精について」の「人口」は「人工」のミス・プリントです。お詫びして訂正いたします。  
編集者

生活を破壊され、人権を無視されてきました。陰惨を極める売春問題はその象徴的なものといえるでしょう。

その沖縄が平和と人間平等、人権尊重をうたう日本国憲法のもとに帰ってきたのです。

それにしても諸悪の元凶ともいすべき巨大な米軍基地は居坐り、その機能も従来通りでアメリカ帝国主義のアジアにおける軍事拠点に変りはなく、新たに自衛隊まで派遣される、こんな形の復帰に沖縄はじめ、本土の心ある人びとが危険を感じ、不満と不信を持つのは当然でしょう。

私たちは余りに沖縄の実態を知らな過ぎたようです。

沖縄問題は日本国民として解決しなければならない問題で、一地域の人ひとの問題ではありません。

そのため、本号がいく分でも役立つことを願っています。

## 編集後記

### 婦人問題懇話会会報 第十六号

発行日 一九七二年六月十五日

発行者 田中寿美子

発行所 東京都保谷市泉町三の十七の十二

婦人問題懇話会

電話(0424)二一一七六六〇

振替東京一一一三四番

定価100円(150円)

本会の有志が沖縄連派遺の沖縄婦人問題調査団に参加して渡島したのは復帰二ヵ月前でした。

復帰直前、マスコミはあげて沖縄問題を多角的にとりあげ、連日報道しましたので、本誌の記事も時期的にズレている観がなくありません。

しかし、沖縄の問題は単なるニュースや一時的なものとして取扱う性質のものではなく、問題はむしろ今後にあると思います。

沖縄の人びとは永い間異民族の軍事支配を受け、